

第508回
三戸町議会定例会会議録

令和5年3月 7日 開会

令和5年3月14日 閉会

三戸町議会

目 次

会期日程表	1
上程議案及び議決結果	2
第1日 令和5年3月7日(火)	
○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○応招議員	5
○出席議員(14人)	5
○欠席議員(0人)	5
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	5
○職務のために出席した事務局職員	6
日程第1 会議録署名議員の指名	7
日程第2 会期の決定	8
日程第3 諸般の報告	8
<議長の報告>	8
日程第4 町長提案理由の説明	8
第5日 令和5年3月9日(木)	
○議事日程	18
○本日の会議に付した事件	18
○出席議員(13人)	18
○欠席議員(1人)	18
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	18
○職務のために出席した事務局職員	19
午前10時00分 開議	
日程第1 一般質問	
<11番 久慈 聡 議員>	20
1. 今後のコロナ対策と町活性化への製作に関して	
<7番 栗谷川柳子 議員>	37
1. 熊原川河川工事の延期についてについて	
2. タムワース市訪問の成果について	
<5番 乗上 健夫 議員>	46
1. 地域商社サンノワに関する町長答弁について	
<3番 和田 誠 議員>	51
1. 国指定史跡としての三戸城跡について	
<9番 番屋 博光 議員>	55
1. 鳥獣被害と対策について	
第6日目 令和5年3月10日(金)	
○議事日程	66
○本日の会議に付した事件	66
○出席議員(13人)	66
○欠席議員(1人)	66

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	66
○職務のために出席した事務局職員	67
午前10時00分 開議	
日程第1 一般質問	
<14番 竹原 義人 議員>	69
1. 総合計画の施策の成果と田舎観光について	
2. ウクライナ避難民の受け入れと国際性豊かな人づくりについて	
3. タムワース市訪問について	
<13番 佐々木和志 議員>	95
1. 人口減少対策について	
2. 空き家等対策について	
日程第2 議員提案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案	104
日程第3 議員提案第2号 三戸町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	105
日程第4 議案第1号 三戸町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	106
日程第5 議案第2号 三戸町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	107
日程第6 議案第3号 三戸町情報公開条例の一部を改正する条例案	108
日程第7 議案第4号 三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案	109
日程第8 議案第5号 三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案	110
日程第9 議案第6号 三戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	111
日程第10 議案第7号 三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	112
日程第11 議案第8号 三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	113
日程第12 議案第9号 三戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	114
日程第13 議案第10号 三戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案	115
日程第14 議案第11号 三戸中央病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例案	116
日程第15 議案第12号 三戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案	117
日程第16 議案第13号 町道路線の変更について	118
日程第17 議案第14号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について	119
日程第18 議案第15号 さんのへパークゴルフ場の指定管理者の指定について	120
日程第19 議案第16号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第11号）	121
日程第20 議案第17号 令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	126
日程第21 議案第18号 令和4年度三戸町下水道事業特別会計補正予算（第2号）	

		127
日程第22	議案第19号 令和4年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
		128
日程第23	議案第20号 令和4年度三戸町介護保険特別会計補正予算(第1号)	129
日程第24	議案第21号 令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定事業特別会計補正予算(第1号)	131
日程第25	議案第22号 令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算(第3号)	132
日程第26	議案第23号 令和5年度三戸町一般会計予算	134
日程第27	議案第24号 令和5年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算	134
日程第28	議案第25号 令和5年度三戸町営簡易水道事業特別会計予算	134
日程第29	議案第26号 令和5年度三戸町下水道事業特別会計予算	134
日程第30	議案第27号 令和5年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算	134
日程第31	議案第28号 令和5年度三戸町介護保険特別会計予算	134
日程第32	議案第29号 令和5年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算	134
日程第33	議案第30号 令和5年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算	
日程第34	予算特別委員会設置(令和5年度予算議案8件付託)	135
第8日目	令和5年3月14日(火)	
○議事日程		136
○本日の会議に付した事件		136
○出席議員(14人)		136
○欠席議員(0人)		137
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名		137
○職務のために出席した事務局職員		137
	午後15時30分 開議	
日程第1	議案第23号から議案第30号まで予算特別委員会委員長報告	138
日程第2	常任委員会の所管事務調査結果報告について	138
日程第3	議員の出張命令を議長に一任することについて	139
日程第4	常任委員会の閉会中における所管事務調査について	140
日程第5	諸般の報告	140
	1 議長の報告	
	2 視察報告: 議員全員視察(牧之原市)	
閉会		141
署名		141

会 期 日 程 表

会 期 令和5年3月7日～令和5年3月14日（8日間）

日程	月 日	会議の種類	開議時刻	内 容
第1日	3月7日(火)	本 会 議	午前10時	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議案一括上程 提案理由の説明
第2日	3月8日(水)	休 会		議案熟考
第3日	3月9日(木)	本 会 議	午前10時	一般質問
第4日	3月10日(金)	本 会 議	午前10時	一般質問 議案審議・採決 予算特別委員会設置・付託
第5日	3月11日(土)	休 会		休日
第6日	3月12日(日)	休 会		休日
第7日	3月13日(月)	予算特別委員会	午前10時	予算審議
第8日	3月14日(火)	予算特別委員会 本 会 議	午前10時 委員会閉会后	予算審議 予算特別委員長報告・採決 各常任委員長報告 諸般の報告 閉会

上程議案及び議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議員提案 第1号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例案	R5.3.10	原案可決
議員提案 第2号	三戸町議会の個人情報の保護に関する条例の制 定について	R5.3.10	原案可決
議案第1号	三戸町個人情報の保護に関する法律施行条例の 制定について	R5.3.10	原案可決
議案第2号	三戸町情報公開・個人情報保護審査会条例の制 定について	R5.3.10	原案可決
議案第3号	三戸町情報公開条例の一部を改正する条例案	R5.3.10	原案可決
議案第4号	三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選 挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条 例案	R5.3.10	原案可決
議案第5号	三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一 部を改正する条例案	R5.3.10	原案可決
議案第6号	三戸町職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例案	R5.3.10	原案可決
議案第7号	三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例案	R5.3.10	原案可決
議案第8号	三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例案	R5.3.10	原案可決
議案第9号	三戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条 例案	R5.3.10	原案可決
議案第10号	三戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例 案	R5.3.10	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第11号	三戸中央病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例案	R5. 3. 10	原案可決
議案第12号	三戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案	R5. 3. 10	原案可決
議案第13号	町道路線の変更について	R5. 3. 10	原案可決
議案第14号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について	R5. 3. 10	原案可決
議案第15号	さんのへパークゴルフ場の指定管理者の指定について	R5. 3. 10	原案可決
議案第16号	令和4年度三戸町一般会計補正予算（第11号）	R5. 3. 10	原案可決
議案第17号	令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	R5. 3. 10	原案可決
議案第18号	令和4年度三戸町下水道事業特別会計補正予算（第2号）	R5. 3. 10	原案可決
議案第19号	令和4年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	R5. 3. 10	原案可決
議案第20号	令和4年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）	R5. 3. 10	原案可決
議案第21号	令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定事業特別会計補正予算（第1号）	R5. 3. 10	原案可決
議案第22号	令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第3号）	R5. 3. 10	原案可決
議案第23号	令和5年度三戸町一般会計予算	R5. 3. 14	原案可決
議案第24号	令和5年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算	R5. 3. 14	原案可決

議案第25号	令和5年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算	R5.3.14	原案可決
議案第26号	令和5年度三戸町下水道事業特別会計予算	R5.3.14	原案可決
議案第27号	令和5年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算	R5.3.14	原案可決
議案第28号	令和5年度三戸町介護保険特別会計予算	R5.3.14	原案可決
議案第29号	令和5年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算	R5.3.14	原案可決
議案第30号	令和5年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算	R5.3.14	原案可決

第1日目 令和5年3月7日（火）

○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 1. 議長の報告
 - 第4 町長提案理由の説明
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○応招議員（14人）

○出席議員（14人）

- 1番 柳 雫 圭 太 君
 - 2番 小笠原 君 男 君
 - 3番 和 田 誠 君
 - 4番 越 後 貞 男 君
 - 5番 乗 上 健 夫 君
 - 6番 山 田 将 之 君
 - 7番 栗谷川 柳 子 君
 - 8番 藤 原 文 雄 君
 - 9番 番 屋 博 光 君
 - 10番 千 葉 有 子 君
 - 11番 久 慈 聡 君
 - 12番 澤 田 道 憲 君
 - 13番 佐々木 和 志 君
 - 14番 竹 原 義 人 君
-

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	松尾和彦君
委任説明員	副町長	馬場浩治君
	参事（税務課長事務取扱）	遠山潤造君
	参事（住民福祉課長事務取扱）	馬場均君
	参事（総務課長事務取扱）	武士沢忠正君
	参事（三戸中央病院事務長事務取扱）	沼澤修二君
	健康推進課長	太田明雄君
	会計管理者（会計課長）	井畑淳一君
	農林課長	極檀浩君
	建設課長	齋藤優君

まちづくり推進課長	中 村 正 君
総務課財政指導監	下 村 太 平 君
三戸中央病院事務次長	松 崎 達 雄 君
総務課防災危機管理室長	多 賀 昭 宏 君
まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北 村 哲 也 君

○農業委員会事務局

説 明 員 会 長	梅 田 晃 君
委任説明員 事 務 局 長	極 檀 浩 君

○教育委員会事務局

説 明 員 教 育 長	慶 長 隆 光 君
委任説明員 事 務 局 長	櫻 井 学 君
史跡対策室長	奥 山 昇 吾 君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	貝 守 世 光 君
主 幹	櫻 井 優 子 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから第508回三戸町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

ここで議事に入る前に、議会運営委員会の経過と結果について、議会運営委員会委員長の報告があります。

8番、議会運営委員会委員長、藤原文雄君。

○議会運営委員長（藤原 文雄君）

議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

第508回三戸町議会定例会の議事日程を審議するため、2月27日、午前10時、委員会を招集。馬場副町長の出席を求め、審議の結果、次のとおり決定いたしました。

3月7日、午前10時、本会議開会、開議。会議録署名議員の指名を行い、会期を3月7日から3月14日までの8日間と定め、諸般の報告を行います。次に、議案を一括上程し、町長に提案理由の説明を求め、散会。

3月8日は、議案熟考のため休会。

3月9日、本会議、午前10時開議。一般質問を行い、散会。

3月10日、午前10時開議。一般質問を続行し、次に議員提案第1号及び議員提案第2号、議案第1号から議案第21号までの審議、採決を行います。次に、議案第23号から議案第30号までの令和5年度予算議案8件を一括議題とし、予算特別委員会を設置。これに付託し、散会。

3月11日並びに12日は、休日のため休会。

3月13日、午前10時、予算特別委員会を開会、開議。令和5年度一般会計予算歳入1款から歳入21款までと歳出1款から歳出9款までを審査し、散会。

3月14日、午前10時、予算特別委員会を開議。一般会計予算歳出10款から歳出13款までを審査し、次に令和5年度特別会計予算議案7件を審査、最後に予算議案8件についてそれぞれ採決し、委員会を閉会。

同日、午後4時、本会議を開議。議案第23号から議案第30号までの予算議案の審査結果について予算特別委員会委員長に報告を求め、採決を行います。次に、各常任委員長から所管事務調査の報告、閉会中における所管事務調査の申出の決定及び諸般の報告を行い、午後5時閉会予定と決定しました。

以上で報告を終わります。

令和5年3月7日 三戸町議会運営委員会委員長 藤原文雄。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（竹原 義人君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において4番、越後貞男君、5番、乗上健夫君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（竹原 義人君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月14日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。会期は、本日から3月14日までの8日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和4年12月から令和5年2月に実施した例月出納検査及び行政監査の結果について報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職、指名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、町長から議案の提出がありましたので、報告します。議案は事前に配付してあります。

日程第4 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

日程第4、議案第1号から議案第30号までを一括上程します。

上程しました各議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

本日ここに、第508回三戸町議会定例会の招集のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には、ご多用の折にもかかわらず、ご出席を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、発生から3年が経過し、政府は5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の分類を季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることを決定いたしました。感染者の外出自粛や医療費の負担、マスク着用、医療機関への受診など、これまでの対策から大きく方向転換されることとなり、これに伴い私たちの生活もコロナ以前の状況に少しずつ戻っていくものと思われま

私たちが大人にとっては、以前の生活が戻ってくるという認識ではありますが、この3

年間の間、休園、休校が続く、マスクでの生活と行事や活動などの自粛、中止により、以前のような普通の園生活、学校生活を送ることができなかったコロナ禍の時期の子供たちのことを考えますと、本当に胸が痛む思いがいたします。

行事や活動などの自粛、中止等の措置は、子供たちを感染から守るためのやむを得ない措置でありましたが、集団生活を通じた学びや体験の機会などが減少し、何よりもかけがえのない園生活、学校生活での思い出づくりの時間を奪うこととなってしまいました。この子供たちの思いに少しでも応えるべく、コロナ後の令和5年度に向けて、未来を担う子供たちの教育の充実化のための施策に取り組むことといたし、本議会に予算案を編成し、計上いたしております。特に三戸高校の存続に向けては、その魅力を向上させるための各種施策に取り組むこととしており、生徒の全国募集、地域おこし協力隊の採用による地域との結びつきの強化、入学者の支援、中高の連携などの施策を実施することとしております。

また、生徒の資格取得や通学の補助の拡大等により保護者の負担軽減を図るとともに、何より三戸高校の生徒たちがより充実した学校生活を送ることができるよう、手厚く、きめ細やかな支援を継続して実施していくこととしております。これにより、最大の目標であります高校の存続にとどまらず、学校全体の魅力が向上することにより、高い志を持った多くの生徒たちが集まり、将来の三戸町を担う多くの人材を輩出することができる三戸高校となるよう、各種施策に取り組んでまいります。

また、来年度は三戸小学校の創立150周年を迎える年であることから、その記念事業を実施することとしております。子供たち、保護者の皆様、そして地域の皆様の思い出に残る記念すべき節目の学校行事となるよう、そしてこれからの三戸小学校のさらなる充実と発展を目指す契機となる記念行事となるよう、学校関係者の協力の下、取り組んでまいります。

このコロナ禍の3年間、町長として来るべきコロナ後の時代に向けて閉塞感を打破し、未来を切り開いていくという強い信念を持ち、町民のために持続可能な社会の実現と将来の展望へとつながる各種事業を展開してまいりました。これからも、町民全員が明るい希望を持ち、安心安全に暮らせるまちづくりを議員の皆様をはじめ、町民一人一人のご協力の下、進めてまいりますので、皆様のお力添えを賜りますようお願いいたします。

それでは、引き続き、今回提案いたします案件について、その概要を順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 三戸町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、各地方公共団体が条例に基づき運用してきた個人情報保護制度が令和5年度から同法により、一元的に取り扱われることとなることから、当該新制度の施行のために必要な事項について規定するため、本条例を新たに制定しようとするものであります。

次に、議案第2号 三戸町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について申し上げます。

本案は、令和5年度から適用される個人情報の保護に関する法律において、個人情報の開示請求等に係る審査請求がなされた場合、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとされていることを踏まえ、町においても現行の三戸町情報公開審査会及び三戸町個人情報保護審査会を三戸町情報公開・個人情報保護審査会に統合することとし、その組織体制について規定するため、本条例を新たに制定しようとするものであります。

次に、議案第3号 三戸町情報公開条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、さきにご提案申し上げました三戸町個人情報の保護に関する法律施行条例及び三戸町情報公開・個人情報保護審査会条例の新規制定を踏まえ、町の情報公開制度及び個人情報保護制度の整合性を確保する目的から、不開示情報に係る規定の整理や三戸町情報公開審査会の機能に係る規定の削除等の所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第4号 三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、令和4年4月6日に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が施行され、国会議員の選挙等の執行について、国が地方公共団体に交付する選挙に関する経費の基準額が改定されたことに伴い、三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部について、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第5号 三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、青森県人事委員会勧告の内容に準じ、県の特別職の職員の期末手当の支給割合が改定されたことを踏まえ、町の特別職の職員に係る期末手当の支給割合について改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主なる内容であります。町長、副町長及び教育長の期末手当の年間支給割合について、現行の2.95月分から0.10月分を引き上げ、3.05月分とするものであります。

次に、議案第6号 三戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、青森県人事委員会の勧告に基づく県職員の給与改定に準じ、町職員の給与改定を実施するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主なる内容であります。30歳代半ばまでの職員が在職する給料表の号給の水準を引き上げるほか、期末勤勉手当の年間の支給割合を再任用職員以外の職員については0.1月分、再任用職員については0.05月分、それぞれ引き上げるものであります。

次に、議案第7号 三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準並びに特定子ども・子育て支援施設の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主なる内容であります。施設における書面等の記録や作成、保存、保護者への説明や同意において、書面で行うとされているものに関し、施設の業務負担軽減、保護者の利便性の向上を図る観点から、電磁的方法により行うことを認めるものであります。また、児童虐待防止のため、民法の懲戒権に係る規定が改正されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除しようとするものであります。

次に、議案第8号 三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主なる内容であります。事業者の業務負担軽減等を図る観点から、書面等

の記録や作成、保存について、電磁的方法により行うことを認めるとともに、令和5年4月1日から事業者に対し、児童の安全確保に関する各種取組をまとめた安全計画の策定が義務づけられました。また、児童虐待防止のため、民法の懲戒権に係る規定が改正されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除しようとするものであります。

次に、議案第9号 三戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主なる内容であります。児童の安全確保に関する事項が国の定める運営基準に明確に位置づけられ、事業者には令和5年4月1日から、児童の安全確保に関する各種取組をまとめた安全計画の策定が義務づけられました。また、感染症の蔓延や非常災害の発生時などに支援を継続的に実施するための業務継続計画を策定、周知し、必要な研修、訓練を定期的に実施することが努力義務とされました。

なお、安全計画の策定に関し、令和6年3月31日までは、これを努力義務とする経過措置期間を設けるものであります。

次に、議案第10号 三戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、三戸町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

改正の内容であります。出産育児一時金の支給額を引き上げるものであります。

次に、議案第11号 三戸中央病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、消費税法の一部改正等に伴い、当該条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容であります。消費税法の別表改正に伴い、当該別表の名称を引用している規定について改正するほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第12号 三戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部改正に伴い、同施行令別表を準用している町道占用料の額等を改めるため、道路法第39条第2項の規定に基づき当該条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第13号 町道路線の変更について申し上げます。

本案は、町道斗内小学校線について、県営中山間地域総合整備事業で改良された町道認定路線の起終点を変更するため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第14号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について申し上げます。

本案は、青森県市町村総合事務組合から、当該組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づく協議の依頼があったことから、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

変更の内容であります。青森県市町村総合事務組合の構成団体に八戸市を追加し、共同処理する事務のうち、市町村税等の滞納整理に関する事務について、八戸市及び十和田市を加えるものであります。

次に、議案第15号 さんのへパークゴルフ場の指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、株式会社サンアメニティをさんのへパークゴルフ場の指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

さんのへパークゴルフ場につきましては、令和2年4月1日より指定管理者制度を導入し、株式会社サンアメニティが管理運営してまいりました。令和5年3月31日をもって指定期間が満了することから、公募により指定管理者候補者の募集をしたところ、1団体から申請がありました。三戸町指定管理者選定委員会の審議を経て、株式会社サンアメニティを指定管理者候補者として決定したことから、同社を令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間、指定管理者として指定するものであります。

次に、議案第16号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第11号）について申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町一般会計既決予算額72億9,138万6,000円に、歳入歳出それぞれ2,031万円を追加し、予算総額を73億1,169万6,000円にしようとするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、町税600万円、地方交付税1億1,430万5,000円、諸収入1,246万9,000円を増額補正しようとするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、公共施設整備基金積立金等総務費1億164万円、観光施設改修工事請負費等商工費827万7,000円、除雪機借上料等土木費1,337万5,000円を増額補正しようとするものであります。

次に、議案第17号 令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計既決予算額7,191万3,000円から、歳入歳出それぞれ741万6,000円を減額し、予算総額を6,449万7,000円にしようとするものであります。

歳入の内容といたしましては、繰入金11万6,000円、町債730万円をそれぞれ減額補正しようとするものであります。

歳出の内容といたしましては、総務管理費741万6,000円を減額補正しようとするものであります。

次に、議案第18号 令和4年度三戸町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町下水道事業特別会計既決予算額2億1,882万4,000円から、歳入歳出それぞれ401万9,000円を減額し、予算総額を2億1,480万5,000円にしようとするものであります。

歳入の内容といたしましては、県補助金38万円を増額し、繰入金219万9,000円、町債220万円をそれぞれ減額補正しようとするものであります。

歳出の内容といたしましては、総務管理費322万4,000円、施設管理費79万5,000円をそれぞれ減額補正しようとするものであります。

次に、議案第19号 令和4年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町後期高齢者医療特別会計既決予算額1億4,169万9,000円に、歳入歳出それぞれ367万4,000円を追加し、予算総額を1億4,537万3,000円にしようとするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料126万3,000円、繰入

金147万1,000円、繰越金93万5,000円を増額補正しようとするものであります。

歳出の主なる内容といたしましては、広域連合共通経費負担金16万4,000円と保険基盤安定負担金15万1,000円を減額し、後期高齢者医療保険料負担金398万9,000円を増額補正しようとするものであります。

次に、議案第20号 令和4年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町介護保険特別会計既決予算額17億9,047万4,000円から、歳入歳出それぞれ3,060万2,000円を減額し、予算総額を17億5,987万2,000円にしようとするものであります。

歳入の主なる内容といたしましては、支払基金交付金4,571万円と繰入金1,821万5,000円を減額し、繰越金4,905万8,000円を増額補正しようとするものであります。

歳出の主なる内容といたしましては、総務費3,243万5,000円を増額するとともに、各サービスの利用料の増減に応じた調整を行い、保険給付費5,860万円、地域支援事業費443万7,000円を減額補正しようとするものであります。

次に、議案第21号 令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計既決予算額12億7,503万2,000円に、歳入歳出それぞれ2,522万7,000円を増額し、予算総額を13億25万9,000円にしようとするものであります。

歳入の内容といたしましては、県支出金2,792万7,000円を増額し、繰入金270万円を減額補正しようとするものであります。

歳出の内容といたしましては、総務費3,289万円、保険給付費2,490万6,000円を増額し、国民健康保険事業費納付金3,223万6,000円、保健事業費33万3,000円を減額補正しようとするものであります。

次に、議案第22号 令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計の収益的収入において、既決予定額に2億2,484万8,000円を追加し、総額を20億3,789万1,000円に、収益的支出において、既決予定額に318万3,000円を追加し、総額を18億248万9,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入において、既決予定額から419万5,000円を減額し、総額を2億3,901万8,000円に、基本的支出において、既決予定額から568万円を減額し、総額を3億2,083万6,000円にしようとするものであります。

補正の主なる内容であります。収益的収入におきましては、外来収益等の増収見込みにより、医業収益を2,289万3,000円増額し、新型コロナウイルス感染症入院患者病床確保事業費補助金等の交付見込みにより、医業外収益を2億195万5,000円増額しようとするものであります。

収益的支出におきましては、令和4年度の決算見込みにより給与費を減額、材料費については増額し、合計で318万3,000円増額しようとするものであります。

次に、議案第23号 令和5年度三戸町一般会計予算について申し上げます。

令和5年度の地方財政計画では、地域社会のデジタル化を推進するため創設された地域デジタル社会推進費や、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的、主体的に取り組むよう創設された地域社会再生事業費が引き続き計上され、歳出総額は前年度を1兆4,000億円上回る92兆円とされております。

これに対応する一般財源総額は、前年度を1兆2,000億円上回る65兆1,000億円とさ

れており、地方税及び地方譲与税が1兆6,000億円、地方交付税が3,000億円増加する一方で、臨時財政対策債は8,000億円減少することが示されておりますが、少子高齢化による人口減少や新型コロナウイルス感染症、物価高騰の影響を勘案すると、町財政は引き続き厳しい状況下に置かれるものと考えます。

このため、令和5年度の予算編成に当たりましては、今後も持続可能な財政基盤を確保していくため、歳入については受益者負担の適正化とふるさと納税の推進により自主財源を確保し、歳出については経常経費の見直しにより節減合理化に努め、施策の選択と集中により予算配分の重点化を行い、限られた財源の有効活用を図ったところであります。

主な事業といたしましては、ふるさと納税事業3億5,000万円、11ぴきのねこのまちづくり事業1,480万2,000円、移住定住促進事業2,184万円、住民票等コンビニ交付事業1,683万円、子ども医療費助成事業2,103万7,000円、第3子以降子育て支援事業964万円、出産・子育て応援給付金事業351万9,000円、新規就農者支援事業1,251万7,000円、プレミアム商品券発行事業500万円、橋梁点検及び道路性状調査事業3,436万9,000円、三戸高等学校魅力化事業1,879万7,000円、三戸小学校創立150周年記念事業450万6,000円などを計上しております。

また、投資的経費の主なるものとして、ケーブルテレビ設備更新事業8,700万円、中山間地域総合整備事業3,824万円、橋梁長寿命化修繕事業1億552万9,000円、町道改良舗装事業6,441万9,000円、町営住宅整備事業2,068万5,000円などを計上しております。

この結果、歳入歳出予算総額は前年度と比較して2.2%、金額で1億4,421万8,000円減の64億7,857万3,000円となっております。

次に、議案第24号 令和5年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算について申し上げます。

本会計は、学校給食法に基づき、町内3校の小中学校の児童生徒504名と、三戸高等学校の生徒45名、教職員等83名を対象に、1人年間で194食分の給食事業に係る特別会計であります。

歳入の主なる内容といたしましては、小学生280円、中学校と高等学校の生徒及び教職員等が300円ずつ負担する給食費保護者負担金で3,542万円、給食食材の値上げへの対応及び地元産食材購入に係る一般会計繰入金で300万円を計上しております。

歳出の主なる内容といたしましては、給食材料費の3,847万円であります。

歳入歳出予算総額は、前年度当初予算と比較して約7.4%、265万4,000円増額の3,850万円となっております。

次に、議案第25号 令和5年度三戸町営簡易水道事業特別会計予算について申し上げます。

本会計は、杉沢、蛇沼、大舌、貝守、袴田、横沢、沼ノ久保地区の簡易水道施設の管理運営を行う特別会計であります。

歳入の主なる内容といたしましては、水道使用料1,340万円、一般会計からの繰入金1,925万7,000円、町債5,350万円を計上しております。

歳出の主なる内容といたしましては、公営企業会計への移行準備や蛇沼地区配水池整備更新事業、各地区の配水池等の簡易水道施設の管理を行う簡易水道施設費に7,556万8,000円を、町債の元金及び利子を償還する公債費に1,290万1,000円を計上しております。

この結果、歳入歳出総額は、前年度当初予算と比較して1,935万9,000円増の8,946万9,000円となっております。

次に、議案第26号 令和5年度三戸町下水道事業特別会計予算について申し上げます。

本会計は、下水道整備により町民の生活環境の改善を図るとともに、公共水域の水質汚濁を防止し、豊かな自然環境の保全を図ることを目的とした特別会計であります。

本案は、既に供用を開始している施設の維持管理を行うとともに、引き続き計画区域内の加入数増加を図るための予算を計上しようとするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、使用料及び手数料2,702万8,000円、一般会計などからの繰入金1億2,324万3,000円、町債5,750万円を計上しております。

歳出の主なる内容といたしましては、公営企業会計への移行準備や浄化センターなどの下水道施設の管理を行う下水道総務費に5,432万7,000円、町債の元金及び利子を償還する公債費に1億5,400万円を計上しております。

この結果、歳入歳出総額は、前年度当初予算と比較して487万5,000円減の2億1,132万7,000円となっております。

次に、議案第27号 令和5年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

本会計は、高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定に基づき設置した特別会計であります。後期高齢者医療制度は、同法に基づき運営については県内の全ての市町村が加入する広域連合が行い、窓口業務や保険料の徴収については加入市町村が行うこととされております。

町では、三戸町後期高齢者医療に関する条例に基づき、窓口業務及び保険料の徴収を円滑かつ適正に実施することにより、およそ2,200人の被保険者の皆様が安心して医療サービスを受けられるよう進めてまいります。

歳入の主なる内容といたしましては、高齢者医療保険料9,236万7,000円、一般会計からの繰入金5,016万6,000円を計上いたしております。

歳出の主なる内容といたしましては、後期高齢者医療保険料負担金9,130万9,000円、保険基盤安定負担金4,461万8,000円を計上いたしております。

この結果、歳入歳出予算総額は、前年度当初予算総額と比較して1.0%、136万円増の1億4,305万9,000円となっております。

次に、議案第28号 令和5年度三戸町介護保険特別会計予算について申し上げます。

本会計は、国民の共同連帯の理念に基づき設置された介護保険制度を運営するため、介護保険法第3条の規定に基づき設置した特別会計であります。

当町の高齢化率は、令和5年1月末現在42.9%で、特に介護ニーズが高い85歳以上人口の比率が上昇しております。また、当町の第1号被保険者1人当たりの保険給付額は、令和元年度及び令和2年度と2年連続で増加しておりましたが、令和3年度においては減少に転じ、県内で5番目となっております。

第8期介護保険事業計画の最終年度となる令和5年度は、必要なサービスを提供するとともに、引き続き保険給付の適正化などへの取組を行い、制度への信頼感を高め、将来にわたり持続可能な事業運営となるよう努めてまいります。

歳入の主なる内容といたしましては、第1号被保険者保険料3億1,080万円、国庫支出金及び県支出金7億1,191万1,000円、支払基金交付金4億5,501万3,000円、繰入金2億7,393万4,000円を計上いたしております。

歳出の主なる内容といたしましては、総務管理費、徴収費、介護認定審査会費など総務費2,886万3,000円、居宅介護サービスをはじめとする各種サービスの保険給付費として、歳出総額の94.1%に当たる16億5,944万円を計上いたしております。また、総合的な介護予防事業を推進するとともに、家族介護者を支援するため地域支援事業

費7,206万6,000円を計上いたしております。

この結果、歳入歳出予算総額は、前年度と比較して1.5%、金額で2,710万5,000円減の17億6,336万9,000円となっております。

次に、議案第29号 令和5年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算について申し上げます。

本会計は、県との共同運営により、適正かつ安定的な財政運営を図るとともに、町民と身近な関係にある町が保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保険事業等のきめ細かい事業を行う特別会計であります。

歳入の主なる内容といたしましては、国民健康保険税2億2,030万円、県支出金8億9,941万2,000円、繰入金1億2,512万4,000円を計上しております。

歳出の主なる内容といたしましては、職員人件費や物件費、国保税の賦課徴収に要する経費など総務費として4,109万6,000円、診療報酬や療養費など保険給付費として8億7,294万円、県に納める国民健康保険事業費納付金として3億2,030万5,000円、特定健康診査等に要する経費など保健事業費として2,151万8,000円を計上しております。

この結果、歳入歳出予算総額は、前年度と比較して0.8%、金額で1,034万5,000円減の12億5,886万円となっております。

次に、議案第30号 令和5年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算について申し上げます。

本会計は、町民の健康保持に必要な医療を提供するとともに、保健衛生の向上に資するため設置する三戸中央病院の運営及び管理に関する会計であります。

本案は、令和5年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計の収益的収入及び支出において、収入支出ともに17億9,770万3,000円を計上し、資本的収入及び支出においては、収入2億735万9,000円、支出2億8,629万5,000円を計上しようとするものであります。

予算の主なる内容であります。収益的収入におきましては、年間患者数を入院2万130人、外来4万6,170人と見込み、医業収益として11億9,767万4,000円を計上しております。

また、経営基盤強化対策に要する経費に係る一般会計からの繰入金、新型コロナウイルス感染症入院患者病床確保事業費補助金など、医業外収益として6億2万8,000円を計上しております。

収益的支出におきましては、医師、看護師等の給与費、診療に要する材料費、病院の維持管理に必要な経費など、医業費用として17億5,002万7,000円、企業債償還利息など医業外費用として4,617万6,000円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出であります。資本的収入におきましては、企業債元金償還等に要する経費に係る一般会計からの繰入金1億6,813万3,000円、へき地医療拠点病院設備整備事業費補助金3,893万6,000円を計上しております。

資本的支出におきましては、医療器械等の導入に係る建設改良費5,228万6,000円、企業債償還金2億3,180万9,000円を計上しております。

病院経営を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にありますが、今後も町民に密着した地域の中核病院としての役割を担い、地域医療を維持するため、効率的な経営に努めてまいります。

以上、案件についてご説明を申し上げますが、議員の皆様におかれましては、十分ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。私の提案理由の説明を終わらせていただきます。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時53分 散会

第3日目 令和5年3月9日(木)

○議事日程

第1 一般質問

- | | |
|---------|---|
| 久慈 聡議員 | 1. 今後のコロナ対策と町活性化への政策に関して |
| 栗谷川柳子議員 | 1. 熊原川河川工事の延期について
2. タムワース市訪問の成果について |
| 乗上 健夫議員 | 1. 地域商社サンノワに関する町長答弁について |
| 和田 誠議員 | 1. 国指定史跡としての三戸城跡について |
| 番屋 博光議員 | 1. 鳥獣被害と対策について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(13人)

- | | |
|-----|-----------|
| 1番 | 柳 雫 圭 太 君 |
| 2番 | 小笠原 君 男 君 |
| 3番 | 和 田 誠 君 |
| 5番 | 乗 上 健 夫 君 |
| 6番 | 山 田 将 之 君 |
| 7番 | 栗谷川 柳 子 君 |
| 8番 | 藤 原 文 雄 君 |
| 9番 | 番 屋 博 光 君 |
| 10番 | 千 葉 有 子 君 |
| 11番 | 久 慈 聡 君 |
| 12番 | 澤 田 道 憲 君 |
| 13番 | 佐々木 和 志 君 |
| 14番 | 竹 原 義 人 君 |
-

○欠席議員(1人)

- | | |
|----|-----------|
| 4番 | 越 後 貞 男 君 |
|----|-----------|
-

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

- | | | |
|-------|-------------------|-------------|
| 説明員 | 三 戸 町 長 | 松 尾 和 彦 君 |
| 委任説明員 | 副 町 長 | 馬 場 浩 治 君 |
| | 参事(税務課長事務取扱) | 遠 山 潤 造 君 |
| | 参事(住民福祉課長事務取扱) | 馬 場 均 君 |
| | 参事(総務課長事務取扱) | 武 士 沢 忠 正 君 |
| | 参事(三戸中央病院事務長事務取扱) | 沼 澤 修 二 君 |
| | 健康推進課長 | 太 田 明 雄 君 |
| | 会計管理者(会計課長) | 井 畑 淳 一 君 |
| | 農 林 課 長 | 極 檀 浩 君 |
| | 建 設 課 長 | 齋 藤 優 君 |

まちづくり推進課長	中 村 正 君
総務課財政指導監	下 村 太 平 君
三戸中央病院事務次長	松 崎 達 雄 君
総務課防災危機管理室長	多 賀 昭 宏 君
まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北 村 哲 也 君

○農業委員会事務局

説 明 員 会 長	梅 田 晃 君
委任説明員 事務局 長	極 檀 浩 君

○教育委員会事務局

説 明 員 教 育 長	慶 長 隆 光 君
委任説明員 事務局 長	櫻 井 学 君
史跡対策室長	奥 山 昇 吾 君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	貝 守 世 光 君
主 幹	櫻 井 優 子 君

午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問

<11番 久慈 聡議員>

1. 今後のコロナ対策と町活性化への政策に関して

○議長（竹原 義人君）

日程第1、一般質問を行います。順次に質問を許します。

11番、久慈聡君。

○11番（久慈 聡君）

それでは、一般質問させていただきたいと思っています。

2019年12月1日、中国の武漢で新型コロナウイルスが発症、確認され、現在までに多くの混乱と生活の変化がありました。一つのコミュニケーションの方法、仕事・職、健康管理、購入方法、趣味、娯楽など人付き合いが減り、ストレスの発散の場も少なくなり、発散の方法に関してもそれぞれ変わってきております。

ワクチンの接種率に関しても変化が見られ、報道とネット情報には差があったり、若者と年配の方の感覚にも大きな差異が見られるこの状況下の中、新型コロナウイルス感染症の位置づけが変更になります。このことから、町としてどのような判断をしていくのか。さらに、この機に町の活性化に関してすべきことは何かをお聞きしたく質問いたします。今回は、1点6項目になります。執行部の皆様におかれましては、誠実かつ明瞭な答弁をよろしく願いいたします。

1、今後のコロナの対策と町活性化への政策に関して。政府では、新型コロナウイルス感染症の位置づけを、特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類感染症に引き下げるとの方針を示しました。また、これを受けた医療体制や医療費の負担などは、3月上旬に具体的な方針が示されるとされたほか、基本的な感染対策であるマスク着用に関しては、3月13日から屋内、屋外を問わず、個人の判断に委ねるというふうな形で報道がされております。このような感染症に関わる国の対応を受け、町における様々な対応の方針の修正変更や対応する各種の取組、町活性化などにつなげられる方策などについてどのようなお考えを持っているのか、お伺いいたします。

1、公共施設、施設外への対応は。

2、病院内での対応は。

3、町民への対応は。

4、福祉関係施設・職員への対応は。

5、今まで行ってきたコロナに関する助成金等に係る変更点等について。

6、周知方法は。

以上、お願いします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、久慈議員の質問にご答弁を申し上げます。

ご質問のありました今後のコロナ対策と町活性化への施策に関する質問でございます。初めに、1点目の公共施設、施設外への対応についてであります。1月27日に政府では、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることを正式決定しております。また、マスク着用については、2月10日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、行政が一律のルールとして求めるものではなく、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねるとした上で、高齢者など重症化リスクの高い人への感染を防ぐ観点から、医療機関の受診時や、混雑した電車やバスに乗る際などの場合においては、引き続きマスクの着用を推奨することとされたところであります。

この方針を受け、今後町の公共施設の対応といたしましては、来庁者及び利用者の皆様に対して、マスク着脱に関する一律の制限は設けない方向で検討を進めているほか、職員においては皆様が安全安心に窓口においでいただくことができるよう、当面の間マスクを着用しての対応を予定しているところであります。

そのほか、公共施設以外の対応につきましては、国が示した方針に基づき、個人の判断とさせていただくとともに、各事業者においては、その利用者または従業員にマスクの着用を求めることができるとされておりますので、各自でのご判断をいただきたいと考えているところであります。

次に、2点目の三戸中央病院の院内での対応についてであります。現在は新型コロナウイルス及びインフルエンザ等感染症の感染拡大を防止するため、外来では発熱やせきの症状がある場合は、まず電話で受付を行い、発熱・せき外来を中心に、屋外に設置したテントやドライブスルーを活用するなど、一般の患者とは動線を分けて検査や診療を実施しております。また、入院病棟では、患者入院時に専用病床で必要な治療を行うとともに、院内感染が発生しないよう万全な対策を講じ、一般患者の治療、受入れを継続しております。

2類から5類への引下げ後の対応につきましては、病院が設置する感染防止対策委員会の会議において慎重な検討が行われることとなっておりますので、今後病院の決定を踏まえ、引き続き適時適切な対応を講じてまいります。また、病院内でのマスクの着用につきましては、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から、マスクの着用が効果的な場面として、医療機関受診時及び高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院する医療機関への訪問時が示されておりますので、患者をはじめ来院される皆様には、3月13日以降も引き続き着用をお願いしたいと考えております。

町民及び利用者への周知につきましては、院内掲示ポスター、さんびょうだより、SNSなどを活用してまいります。

次に、3点目の町民への対応についてであります。これまでどおり3つの密の回避、人と人との距離の確保、手洗い等の手指衛生、換気の基本的な感染対策はしっかりと続けていただくとともに、マスク着用については、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように配慮していただくなど、国の方針を周知してまいりたいと考えております。

次に、4点目の福祉関係施設・職員への対応についてであります。政府はマスクの着用について個人の判断に委ねることを基本としながら、一部マスクの着用を推奨する場面を示しています。特に重症化リスクの高い方が多く生活している高齢者施設等の従事者や、このような施設へ訪問する方はマスク着用が推奨されております。今

後国の指針に基づき、各業界、団体において業種別ガイドラインの見直しが行われることとされておりますので、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、5点目の今まで行ってきたコロナに関係する助成金等に係る変更点等についてであります。町は令和2年4月から、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、県の青森県新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業補助金を活用し、町内事業者に対する支援として、売上額が前年対比で一定の減少を条件とした事業持続化支援金のほか、感染防止のための設備設置や物品等の購入に対する補助金、直近では燃料価格等の高騰の影響を受ける事業者に一律7万円の支援金を支給するなど、町内事業者の経済的負担の軽減などによる事業活動の継続を図ってまいりました。

また、町民への支援として、さんのへ応援商品券の配布や、商工会が実施するプレミアム付商品券発行事業に要するプレミアム額分への補助を増額するなど、町内経済の活性化を図る事業を行ってまいりました。令和5年度におきましても、引き続き商工業者への支援を継続し、プレミアム付商品券発行事業、三町食べ歩きスタンプラリー事業、空き店舗活用事業、商工業パワーアップ事業の実施を予定しているところであります。

なお、現時点において、国や県からこれまでのような新型コロナウイルス感染症に関する交付金制度創設などの情報はございませんが、予算措置される場合には、町商工業の経済状況に即した事業を速やかに実施するなど、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、6点目の周知方法についてであります。マスク着用につきましては、まず国が示す方針をしっかりと伝えることとし、広報さんのへやホームページ、行政回覧などで周知に努めてまいりたいと考えております。

○11番（久慈 聡君）

それでは、順に再質問させていただきたいと思えます。

1つ目、公共施設のところです。町長のほうから答弁をいただきましたけれども、具体的に担当部署にお聞きしたいというふうに考えています。公共施設に関しては、庁舎、それからふくじゅそう、老人センター、病後児保育所、斗川児童館、三戸学園、図書館、資料館、アップルドーム、ジョイ・ワーク三戸ぐらいいですか。ちょっと漏れがあるかもしれませんが、この施設を担当している部署等で、マスクは着用する方向で考えているのかどうか。また、利用者に対してはどのようにする予定かというのが分かれば、答弁いただきたいです。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいま役場関係の各施設におけるマスク着用はどうなるのかというご質問でございますが、まず国の対策本部における方針として示されております内容について申し上げさせていただきたいと思えます。先ほど町長から答弁がありました内容と重複するものもありますが、ご了承いただきたいと思えます。

令和2年2月10日におきまして、新型コロナウイルス感染症対策本部において決定となった内容では、陽性者については症状経過以後、24時間が経過する、また無症状の場合において外出する際には、感染のリスクが残るため、マスクを着用することということにされております。また、感染していない方については、基本的な考え方といたしまして、その判断は個人に委ねるとされているところであります。

新型インフルエンザ等対策推進会議基本的対処方針分科会というものがあ

て、こちらのほうではマスク着用の有効性に関する科学的知見などを踏まえて、感染防止対策としてマスクの着用が効果的であるという場面がそれぞれ示されております。

この中で示された内容といたしましては、高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐ観点で、効果効果的な場面でのマスク着用が推奨をされております。こちらのほうを明示いたしますと、医療機関の訪問時であるとか、高リスク者が多く集まる医療機関や高齢者施設への訪問時、また通勤ラッシュ時など混雑した電車やバスに乗車する際などとなります。また、高リスク者が自らの防衛策として、流行している場所、時期などにおいてはマスクの着用が効果的であることや、コロナの症状がある方、または陽性の方、そして家族や身の回りに陽性となった方がいる場合においては、感染を広げないため、外出する場合などはマスクを着用すること。高リスク者が入院生活をする医療機関や高齢者施設などの従事者につきましては、勤務中もマスク着用を推奨するとなっております。

これを踏まえまして、役場の各施設における対応をどうするかということでございますが、先ほど町長からご答弁を申し上げましたとおり、一般的な対応としてはマスクの着用は個人の判断として、一律の着用は求めないということで検討しているところであります。しかしながらですが、役場の各施設におきましては、窓口にいらっしゃる方、そして各種の会合、会議に来られる方、年齢層も幅広くご利用になっております。このようなことから、一般的な場面におきましては、基本原則は個人の判断とさせていただきますと思います。

しかし、国の方針でマスク着用を推奨する場面が示されております重症化高リスク者が多く集まる会議などの場面においては、同じ施設の利用であっても、マスク着用をお願いするなど、それぞれの場面で対応していきたいと考えております。また、その際におきましては、マスク着用が必要かどうかなど、分かりやすい掲示をする工夫をしたり、マスクを忘れてきた方へ無料で配布するというのを現在検討しているところであります。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

施設内に関しては、基本的には指針どおりですけれども、国の推奨されている部分に関して、その都度変更していくというところに関しては理解できました。公共施設内に関しては、そういった部分に関しては理解しました。

逆に公共施設外については、どう考えられているのか。担当課の方、もしよろしければ回答していただきたいのですけれども、幼稚園、保育所、老人施設、障害者施設、そして飲食店、そして通常の町の商店。マスクの着用に関しては、どのようにすべきというふうに考えられるでしょうか。逆に行政から出すことはできないかもしれないのですけれども、どのように考えているのかをお聞きしたいです。

○健康推進課長（太田 明雄君）

まず、高齢者施設についてでございますが、先ほどの町長答弁、それから総務課長答弁にもございましたが、2月15日付で厚生労働省のほうから、高齢者施設等におけるマスク着用の取扱いが示されております。重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面といたしまして、高齢者等重症化リスクが高い方が多く生活する高齢者施設等への訪問時は、マスクの着用が推奨されているということであります。また、高齢者施設等の従事者につきましても、勤務中のマスクの着用が推

奨されております。

この国の方針に沿いまして、業種別ガイドラインの見直しが今行われているということですので、これらを遵守いたしまして、マスクの着用につきまして、適切に対応していただくべきものであるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○住民福祉課長（馬場 均君）

保育所等の関係について答弁いたします。

保育所等における子供のマスクの取扱いについてでございますが、子供につきましては、2歳未満では息苦しさや体調不良を訴えること、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用は勧められません。あと、2歳以上につきましても、マスクの着用は求めないという方向が示されております。あと、TPO様々あるかとは思いますが、基本的にはそういう状況でございます。

保育所等における保育士ですとか職員、保護者の取扱いにつきましては、基本といたしましては、着用は個人の判断に委ねるということが基本となりますけれども、事業所における対応ということで、マスクの着用は個人の判断に委ねられるものでありますが、事業者が感染対策上または事業の理由等により、利用者または従業員にマスクの着用を求めることは許容されるということが示されておりますので、そういう取扱いになるものというふうに考えてございます。

あと、障害者施設につきましては、先ほど健康推進課長が高齢者施設についてご説明申し上げましたが、同様の取扱いということになります。よろしく願いいたします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

飲食店、商店等につきましてお答えをいたします。

まず、基本的にこれまでの答弁にありますように、国のガイドラインに沿っての対応になろうというふうに考えております。お客様に一律に着用を強要するということが難しいものでありますが、従業員等につきましては、状況により着用をする機会というものがあるかと思いますが、それぞれの事業所での判断となることと考えます。また、お客様のマスクの着用というのは個人の判断として、一律の着用は求めないと、うつりたくない、うつさないという方であれば着用するとか、入店時にはつけてくださいというような一律の対応の仕方にはならないというふうに考えてございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

基本的な考えは、皆さんご一緒というところですが、基本的には事業所対応という個人対応の中で、事業所で対応していただきたいということのようですが、例えば施設等を利用する場合、マスクをしなくてもよいと考えている方と、マスクをすべきと考えている方が同じ空間にいた場合、マスクをしていない人がせき込んでいた場合、すべきと考えている方はどのように考えると思われませんか。どこでもいいです、住民福祉課でも健康推進課でも、まちづくり推進課でもいいです、回答をいただきたいと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまのマスクすべきかすべきでないかという場所を明確にできないかというご

質問だと思えます。

こちらのほうですけれども、先ほどもご答弁を申し上げておりますが、役場の関係のそれぞれの施設においては、幅広い年代の方がいらっしゃいます。また、不特定多数の方が多くご利用されているところでもあります。一般的な対応方針としては、国の方針に基づいて行うということは答弁を申し上げております。このほか、マスク以外であっても、基本的な感染対策等々は必要であろうと考えているところでもあります。必要な場面でマスクの着用をお願いしていくということについては、それぞれの会議の参加者の年齢構成でありますとか、そういったところで判断をしていくべきということと考えております。

周知については、広報等でお知らせをするということで、回覧とかで文書を回してお知らせをするわけなのですが、いざ施設を利用するとなった場合においては、回覧の内容がどうだったっけとか、ちょっと理解というか、忘れてしまったとかということもあろうかと思えますので、そういったことの対応といたしましては、まず庁舎とか施設、役場の関係の施設にポスターとか分かりやすいような掲示をする、会議とかであれば部屋の前にマスクしてくださいとか、ここはマスクをしなくてもいいですよとかというような、分かりやすい掲示をしようかなと思っております。そういった必要な場面で工夫をして、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

ありがとうございます。要は、同じ空間にいろんな方がいると、密室であっても密室でなくても、マスクしていない方がせきしていると、やっぱり気分はいいものではないです。なので、できればマスクをするべき場所かしない場所かを明確にすることが必要になってくるのかなと思えますし、今答弁にもありましたけれども、本来そこが一番重要なのかなと考えています。

町長のほうにお聞きします。先ほどの答弁では、職員は当面の間マスクするというような話をされましたけれども、マスクに関して、コロナ対策の変更に関しては、タイミングというのがやっぱり重要なのかなと思っております。タイミングを逃すと、次の指示や周知というのがしづらくなるのではないかなという懸念があるのですけれども、そのため国から指示がなければ、今後3か月ぐらい、何月からはこのような形で変更するなど、期間を定めたような形で指示するだったりということも必要なのではないかなというふうを考えます。これは、私の個人的な考えになるのですけれども、もしこれが個人的な形の判断によるということがずっと続くのであれば、変わっていかないのかなと。今のタイミングの中で、今後こういう形になるよというような方針等だったりとか、そういうことを考えることというのはできるのでしょうか、ちょっとお伺いします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

久慈議員のほうから、今回コロナのマスクの関係、また2類から5類に引下げになるという、そういった流れの中で、社会、地域でいろんな混乱が出るのではないかと、そういうご懸念があるというご心配のことだと思えます。

先ほど来私のほうから、また担当課長のほうからもお話をさせていただきましたが、町とすると混乱が生じないように未然の策として、ポスターの掲示であったり、施設の入り口にできるだけ分かりやすいような形で工夫していくことを今現在検討してお

ります。まず、期間というのは、ではいつからいつまでというところは、これはやはり国の指示とか状況の変化があると思いますので、一概にこの辺ということでは言えませんが、必要なタイミングでやっていきたいと思ひますし、久慈議員がご懸念されているように、今3月、4月というのは、ちょうどそういう時期に当たろうかと思ひますので、できるだけ早い段階で対処してまいりたいというふうに思ひております。

また、今回の個人で判断してくださいということの趣旨は、これは私なりの考え方でいきますと、自らの身は自らで守るといふ考え方でマスクのことを考えると、混み合っているところに行つたときには自分でするか、そういうふうな感じに変わってくるのかなといふふうに思ひます。マスクとか、感染対策の中で、この地域で一番懸念をされていたことは、自肅警察といひますか、モラル警察といひますか、あの人がしていないとか、そういうのを、過度に人を非難したりたたいたりといふ風潮は、これこそまさにやめていかなければならないことであるといひますので、そういったことにならないように、町としても考えていきたいといふふうに思ひております。

○11番（久慈 聡君）

トラブルといふのは、一番最初は小さいものなので、小さいトラブルを解除できるような方向性が一番なのかなと私も考えております。

期間といふ話をしたのは、卒業式、入学式、そして5月の連休があるといふ、今から人が動くといふ状況下の中で、このタイミングで変更になるということから、自分たちの中で守るべきものは守る、そして町の中で対応できる方は対応していければいいのではないかなといふふうなところから、話をさせてもらっていました。

先ほど総務課長のほうから話がありましたけれども、場所が分かるようにすると、ポスターを掲示するといふことも話がありましたけれども、県などではマスク着用の場所だったりとか、目で見えるようなピクトグラムを作成しているといふふうに思ひています。

それ伴つて、三戸町でもそういうのを利用したりして、マスクをすべき場所とそうでない場所といふのを明確にしたらいいのではないかなといふふうにも感じています。それがあつると、目で分かるといふところ、読んで分かるよりも目で分かるといふ形になるのかなと。待合室に関しても、利用場所の部分でも、町民の皆様にご不安を与えないような仕組みづくりといふのが必要なかなといふふうに考えています。例えば待合場所の席の片側はマスクすべき場所だったり、こちらはそうでない場所だったりとか、そういった配慮といふのも必要になってくるのではないかなといふふうにも考えますが、その辺考えていただけますでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまご要望のありましたピクトグラム等のものについてでございますが、できるだけ分かりやすいように各施設でPRできますように、ぜひ参考にしていきたいと、そのように思ひております。

○11番（久慈 聡君）

よろしくお願ひします。

それでは、次の質問に入りたいと思ひます。病院内での対応に関してです。現在は、テントの状況でドライブスルーをしてやるという形で、別の動線にしているといふ形であるといふところですが、5類になると病院内の体制に影響が出てくるといふふうに思ひています。現在行政による入院勧告や外出制限、医療費の公費負担などは、新

型インフルエンザ等感染症の位置づけに基づいていると。新型コロナウイルスは感染症法上の位置づけに基づいていますけれども、5類に変更になると、これを行う法的根拠がなくなって、新型コロナに対しては、かなりの部分が自己負担になるという形になるかと思えます。

ただ、5類に変更するという際には、医療体制をどのように変えるかについては、政府が3月上旬をめどに発表するというだけで、まだ明らかにされていないというような現状から、三戸中央病院では今後コロナの患者をどのように受け入れていくのか。インフルエンザと同等の位置づけとして定義されていても、同等の対応はできないというふうに考えています、コロナの患者についての対応というのの詳細を教えてくださいたいと思います。

○病院事務長（沼澤 修二君）

ただいまの久慈議員の、コロナ患者を5類への引下げ後どのように受け入れていくのかというご質問にお答えいたします。

先ほど町長答弁にもございましたとおり、詳細につきましては今月、3月23日に開催予定でございます感染防止対策委員会で、詳細にわたり審議することとしております。この感染防止対策委員会は、医師全員、あと各所属から1名以上ということで、合計23人で構成されております。この中には、委員長、事務長、総師長もちろんメンバーに入っておりますので、そういった委員会で様々な対応について協議して、病院の方針として決定するということとしております。

現段階においては、コロナ2類での位置づけということで、先ほど議員ご指摘のとおりに対応をしておりますが、新型コロナ出現前もインフルエンザの流行シーズンにおきましては、発熱等の患者、症状がある患者については、感染症の外来でしっかりと一般患者と切り分けて診療をしてきたという経緯もございますので、こういった対応と今のコロナでの対応を融合した形になっていくものと思えます。いずれにいたしましても、最善な受入れ態勢ということで決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

そうしますと、今の現在のコロナ対応の外来に関しては、何も変わらないという解釈でいいのかなと思います。もし変更があるのであれば、教えてくださいたいです。

逆にコロナの病床に関して、ちょっとお伺いしたいのですが、現在はコロナ病床の確保も行っている状況の中で、国より助成金と補助金をもらっているという形で運用しているというふうになると思います。これに関しては、変更となる、これに関しても助成金、補助金とも変わることになると思いますし、そのことから世論では、入院病床が急激に減るのではないかだったり、そういったことよっての弊害、不具合、重症患者の対応がどうなるのか、重症患者が増えていくのではないだろうかというようなことが話しされていますけれども、その点に関してはどのようにお考えでしょうか。

○病院事務長（沼澤 修二君）

入院患者の受入れ、コロナ病床に関してのご質問でございます。

現在当院では、コロナのための、コロナに感染して入院、治療を要する患者につきましては、16床受入れ病床を用意しております。国、県の方針といたしましても、今後5類への引下げとともに病床を減らしていくということについては、すぐに行う予

定はないということで聞いております。したがって、当院でも確保病床数16床につきましては、当面維持してまいります。

ただ、一般医療との両立ということも出てまいりますので、そういった観点からは、感染状況に応じまして、16床のうち、すぐに受け入れられる即応病床という考え方の病床がございます、すぐに入れられる病床。あと一方、準備の病床ということで、一定の1週間程度の時間を要して受入れをできるようにする病床ということで、16床の使い分けをしてもいいよというような国のほうからの方針も示されておりますので、こういったところで16床のうち、感染があまり大きくない時期においては、そのうちの8床だけといったような形で、即応病床として受入れていくというような、例えばフェーズに応じた受入れということになります。

また、病床につきましては、今まで確保の補助金というものも受けてまいりましたがけれども、この補助金も今後具体的な額は示されておられません、縮小の方向だというふうに聞いておりますので、こういった形で補助金も縮小されてまいりますけれども、当面コロナ患者の治療に困らないように、当院でも病床は16床維持してまいります。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

病床の数は、取りあえずキープすると。対応に関してはどうするかということに関しては、病院内で判断をします。ただ、病床確保によって受けていた補助金は少なくなっていく方向になるということ、非常に厳しい状況下になるのかなど。類が変わったとしても、患者の立場から見れば、同じ症状になっても、国の対応の仕方が変わってくる可能性があるということになるのかなと思います。

それを踏まえてちょっと質問させてもらおうと、コロナの対応を変えるということによって、今までは感染症ということに対しての対策として、助成がいろんな形で入ってきて、その対応もできていた部分があるかと思えます。例えばこういったフェイスのマスクだったりとか、防護服というのかな、感染症に対応するものだったりというふうになるかと思えます。今後それを自主的な財源を使っていかなければならないということもあるのかなと考えていますが、そういう形の中で感染のリスクの簡易化というのか、緩和化というのか、ことも含めて考えていくと、構想的な面も考えていく、感染症の院内感染の可能性も今よりは高くなるのではないかなというふうに考えていますし、そのために対応すべき自主財源も増えていくというふうに考えられるのかなと、ちょっと思っています。その辺については、どのようにお考えですか。

○病院事務長（沼澤 修二君）

ただいまの感染が増えてきた際の補助金等がなくなることによって、持ち出しが増えるのではないかと、そういった場合の対応というご質問かと受け止めました。今後5類への引下げがありますが、必要な感染対策は病院でもしっかりとしていくということになります。その上では、やはりマスクはじめ様々防護服等の準備も必要だということになります。幸いこれまで国から交付されてきた、そういった消耗品、備品等も今のところは充実してございますので、そういったものを活用しながらというふうになってまいります、それもいずれなくなる時期が参りますので、そういった際の経費については、十分にこれから確保をしておかなければならないというふうに考えているところでございます。

いずれ感染の院内感染等も発生しないような周知につきましては、多額の経費もか

からずできるものですから、そういった取組も進めてまいりながら、患者に対して必要な、マスクをお持ちでない方への提供とか、そういったものは続けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

維持、継続のためにはお金がかかるという形で、経費も自主財源が出ていくかもしれないですけれども、一番重要なのは職員を守ることでもあるし、入院者だったり、病院に来られる方を守ることでもあるので、その対策はしていただきたいと思います。

ただ、全部が満点でできるわけではないと思いますので、対応の変更には十分、先ほどから言っています感染防止対策委員会にて審議をしていただきながら、対応してもらいたいと思います。

では、次に質問したいのが、保健所が今現在管轄していました。コロナ発生しましたよと保健所が対応して、保健所が調整するという形になっていましたけれども、それが保健所からの調整が今後なくなると、直接病院間での判断、調整となるというふうに考えています。発熱外来者の診察は、ちょっとその辺の動線を、どういう形になるのか、分かる範囲でご回答いただきたいです。

○病院事務長（沼澤 修二君）

これまで、現在も保健所が担っております発熱等有症状者への対応が、5類引下げ後になくなったらどうなっていくのかというご質問でございます。

現在は、発熱患者、保健所等が調整に入らない発熱の症状がある患者につきましては、まずは病院内に入る前に電話をいただきたいということで周知して、ご協力をいただいております。動線を切り分けて、町長答弁にもございました外のテント、ドライブスルー等で対応しておりますが、これが5類引下げ後、直ちにインフルエンザ級の扱いとなったからといって、それがなくなるということは、現段階ではないものかと思っておりますが、これも感染防止対策委員会できっかりと、これは慎重に判断したいと、議論したいというふうに考えてございます。流行に応じた、感染状況に応じた取扱いになる、あるいは現行を維持する、あるいはインフルエンザ等と同様の、有症状が確認された段階で感染外来で取り扱うというような、3つの中から決めていくことになるかと考えております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

この委員会の中でいろいろ考えていただいて、最善の対策をしていただきたいと思っております。発熱外来に関してもそうですけれども、また今入院されている方、もしくは新規で入院されてくる方に関しても、方向性が変わってくるというふうに考えますので、その辺はよろしく申し上げます。

あともう一点、濃厚接触者の対応というところをお聞きしたいと思います。濃厚接触者の対応に関して、これはどのようにすべきとお考えでしょうか。自宅療養、あとは待機等の制限がなくなったと、これが通常出勤が可能になるという状況になるのかなと思います。職員が濃厚接触者になった場合の対応だったりとか、その辺はどう考えられていますでしょうか。

○病院事務長（沼澤 修二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

職員が濃厚接触者となった場合の対応についてというご質問でございます。5類移行後の考え方といたしましては、濃厚接触者という考えがなくなるというようなことになりませんが、当院といたしましては、医療従事者でございますので、とにかく患者様へ感染させないよう、また職員への感染がないように、出勤制限があるのかどうか、これも出勤制限が適当なのかどうかも委員会で判断することとなりますが、5類移行後もとにかく周りの人に感染をさせないという配慮が必要になってまいりますので、そういった辺りをしっかりと考慮いたしまして、決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

いろいろ問題点があってお聞きしましたけれども、今病院でこうやって話し合った形では、感染防止対策委員会で決定するという項目の中の議題にのるものだと思います。それと同じことが老人施設だったり、障害者施設だったり、他の施設でも考えられることになるのかなと思っています。これも濃厚接触者に関しては、国の方針が来てからということになるのかもしれないのですけれども、逆にそういった部分で、いつからどうするというのを提示する、もしくは三戸中央病院はこうやっているのだから、私たちがこうしようというような、ある程度の一つのボーダーラインになるのかもしれないなというふうにも考えています。

そういった部分も含めて、町長にお伺いしたいのですけれども、感染防止対策委員会のメンバーはお聞きしました。医師全員、所属長、所属の方1名、トータル23名という形で、三戸中央病院の中の全員が集まって決めることであるというところでなのですけれども、先ほど来話ししているのは、経営に対しての国からの助成だったりとか、そういうのも含めて今運用がされているというふうに思っています。

ただ、対策については今後緩和していく方向で考えていかなければならないというような中で、ある程度制限もしていかなければならない。そうなった場合に、この感染防止対策委員会というのは、コロナの対策を、感染防止をするだけの対策委員会になっているのかも分からないのですが、逆にその中で経営の部分というの視野に入れた形で、互いに両側面から、要は対策緩和だったり維持、継続という部分、それから運営経営というような形の観点から物事を考えて、病院の対策にしてもらえよう、そういった委員会になってもらいたい、もしくはその委員会ではできないのであれば、そういった部分も含めた形の医療面のための最善を尽くせるような、そういった部分をお話し合っていただくという形ができるのか、確認したいと思っておりますので、お願いします。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまの久慈議員からのご質問の中では、感染防止対策委員会の機能についてちょっとご心配をされているという、そういう趣旨だというふうに思っております。

この感染防止対策委員会、三病の管理者会議が一番上にありまして、その下に業務ごとにそれぞれ委員会が様々あります。また、その部分については担当の病院事務長のほうから、必要であれば同委員会があるという話を説明させていきたいとは思いますが、まずは感染防止対策委員会、コロナのためにつくった感染防止対策委員会ではございません。以前からあるインフルエンザであったり、院内感染であったり、そういったもろもろの病院内での対策を、医師、看護師、また事務局等打合せをしな

がらいくというところのためにつくっているものだと、私はそういうふうに理解しております。

また、これから制度が変わっていく中であって、どのように経営をしていくかという部分については、管理者である私のほうからも、できるだけ以前診療報酬をいただいていた制度にきちんとうまく乗れるように、何とか工夫をしていただきたいということであるとか、また経営の会議もございますので、そこの中でも医師の皆さん自ら経営に対しての感覚を磨いてもらうことなど、様々取組をしておりますので、議員からご心配があったということは伝えていきたいと思いますが、ご心配をいただかないように、委員のほうでも頑張っていくように私のほうからお話をしていきたいというふうに思います。

○病院事務長（沼澤 修二君）

ただいまの久慈議員のご質問の中にありました感染防止対策委員会について、少し補足させていただきます。

この委員会は、入院基本料等の施設基準等に関係してくる委員会でもございます。保健医療機関において、院内感染防止対策が行われていることということで、これはコロナに限らず感染防止対策、感染症全般に対する感染防止対策が行われていることということで、月1回以上開催することという基準もございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

では、その上の中で、委員会における経営会議を行うという形になるのかなと思います。対策の変化について、先ほども注意していかなければいけないよということもお話ししましたがけれども、その中でやはり経営のほうにも重要な部分もありますので、その辺は管理されている方に関しては、お願いしたいなというふうに思います。

それでは、3つ目の質問に移ります。ちょっとあれなのですけれども、町民へのマスク等の周知の方法に関しては、これは大きく報道がされているかと思います。なので、周知というのは皆さんされているのかなというふうな認識を持っていると思いますけれども、ただマスクをしたほうが良いと考えている人と、しないほうが良いと考えている人がいるということが問題で、問題というか、それが当たり前なのかもしれないけれども、それが大きな問題にならないかなということをお心配しているよと私は何回か話ししてはいたけれども、小さな問題は多く発生するという形だと思います。これによって、小さな問題がだんだん大きな問題になったり、トラブルになったり、そして批判や、その批判が大きな問題になっていくと、店であれば潰れたりとかいう形になっていくのかなというふうな感じを考えた場合に、こういったことが起こらないようにするために、また三戸町というこの町に、人に、そして優しい町にするための施策というのがあるのかどうか。町はちょっと逆に、そういった部分に関してはどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまの町民への対応について、個人個人様々な方がいらっしゃる、考え方を持っている方がいらっしゃると、そういった中で、きめ細やかに人に優しく対応することができないかという趣旨のご質問だと思います。

こちらについては、何度もご答弁申し上げております国の指針にありますこちらの指針で、主な着眼点があるなと捉えております。マスクを着用する際に大切なことと

というのは、重症化リスクの高い高齢者に感染をさせないということ、それに対応してどういうシーンでマスクを着用していくかということが述べられていると思います。あとは、感染された方は症状がなくなって軽快した場合であっても、一定期間、24時間なり36時間なりといった一定期間は、菌のほうが出ている可能性が高いということで、こういった方についてもマスクの着用、うつさないためにマスクの着用をしてくださいということの2点が主な着眼点としてあるのかなと思っております。

先ほども答弁いたしましたけれども、様々な会議ですとか様々な施設でお示しをしますよと、表示をしていきますよという答弁を申し上げましたけれども、何に着眼して、そういう必要性が出てくるのかというところをお伝えすることが大事なのではないかなと、必要性があるなというところの認識を皆さんに持っていただく。その対策としては、やっぱりマスクなのだなというところのつなげ方をうまくご説明して、お話ししていければいいのかなと思っております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

私も人に物事を伝えるのってすごく下手くそなもので、なかなか難しいのですけれども、伝えたことが全て伝わるのであればいいのですけれども、伝わらないこともあるだろうと思いますし、小さな問題ということは大きくなるという、この考え方がそれぞれ違うので、やっぱり小さい問題というのは絶対起きるのではないかなと思っています。その問題を解決していかないといけないかなと私は思っています。例えば今お話しされたみたいに、自分たちが今までどおり対策を行うのか、行わないのかというのも個人の判断に任せられるというところから、必ず小さなトラブルが起きると私は思っています。周知に関して、いろいろな周知をした、町の中で対応したとしても、外部から人が入ってきたり、そういったいろいろなことがあります。なので、その問題を小さなところから解決できるようにするためには、苦情受け付けだったり、そういった窓口だったりとか、そういったものに対応する何かを設けるべきではないかなというふうに考えるのですけれども、その辺に関してはどのようにお考えでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

様々なトラブルが予想されるということで、そういったところの相談の窓口をどうするのかというご質問だと思います。こちらのほうにつきましては、今後町のほうからマスク着用のルール等、国の資料等々も含めて周知していく予定としております。その際におきまして、役場で対応する窓口、連絡先などを掲載するというので、対応を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

よろしくお願ひします。トラブルが起きないの一番ですけれども、何かあったときの対応をしているよというところがあるのとないのとでは大きな違いがあると思いますので、お願ひします。

4番目の質問をさせていただきたいと思ひます。福祉施設の職員、重症化リスク等があると、業種別ガイドラインの見直しが行われることになっていきますよということだったと思ひます。先ほどとちょっと重複して質問する部分があるかもしれないのですけれども、福祉施設では基本的な対策だったり、BCPにのっとって維持運営をし

ているというふうに思っています。同業者でも感染防止の考え方が違うことが非常に多くありまして、結果個人の考え方の違いにまで話がこじれたりとか、トラブルになったりということが何度かあったという認識を持っています。これは、施設運営の問題であるというふうに考えますけれども、施設間での感染防止対策の違いによって、利用者の不平不満というのが予想されます。推奨ではなくて強く推奨するなど、業種別のガイドラインの見直しがされるまでの間、ガイドラインをつくるということができないかなというところなのですけれども、町としてをそれをつくることによって、リスクがあると言われればリスクがあるのかもしれませんが、老人施設関係、入所・通所関係、障害の人もしかりです。これに関して、そういったものはつくることができるかどうか、確認したいと思います。お願いします。

○健康推進課長（太田 明雄君）

町としてのガイドラインをつくる考えがあるかというご質問でございます。

先ほどもご答弁申し上げましたが、国のほうではマスク着用の考え方の見直し等についてという方針を既に決定し、示されているところでございます。また、この国の方針に沿いまして、業種別ガイドライン、こちらが来週からのマスク着用の見直しに向けて、各団体において見直しが行われているというところでもございますので、町として独自にガイドラインを作成するという考えはございません。

ただ、高齢者施設等重症化リスクが高い施設におきましては、国におきましてもマスクの着用が推奨されておりますので、こちらに沿いまして、町といたしましてもマスクの着用をはじめ感染対策の適切な実施、これについては強くお願いをしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

ガイドラインの見直しがされるまでは、ちょっと現状はないということの答弁もらいました。

では、ちょっと濃厚接触者を聞きます。先ほど病院にも話をしましたけれども、濃厚接触者の対応という形は、どういうふうな形で考えられていましたでしょうか。

○健康推進課長（太田 明雄君）

福祉施設で従事する職員の方の濃厚接触者に関するご対応についてのご質問であると思いますが、現時点で決定しておりますのは、5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更になるということ、それと3月13日からマスク着用の考え方が見直されるというところでございます。今議員のご質問にありました社会福祉施設等における職員の濃厚接触者についての対応については、特に示されてはおりません。しかしながら、国の感染症部会におきまして、位置づけの変更によって新型コロナウイルス感染症の特徴が変わるわけではないことから、今後も感染拡大が生じ得ることを想定して、高齢者や基礎疾患のある者など、重症化リスクの高い者を守ることも念頭に、必要な感染対策は講じていくべきであるというような提言がなされております。したがって、今後議員がおっしゃいました施設で従事する濃厚接触者に関して、何らかの指示なり情報が出されるものと思いますので、まずはそちらのほう情報収集してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かるのですけれども、具体的に言うとA社とB社とあって、A社の濃厚接触者は通常勤務、B社の濃厚接触者は待機となった場合、利用者はどうなるのという話なのです。病院は、委員会開いて対策した結果を出して、こういう対応しますよと指針を出します。それは病院かもしれない、あと事業者は事業者だよと。A社の事業はこうします、B社の事業はこうします、決定するのは事業者の決定になると。ただ、そこに通所したりとか、利用している人たちというのは、不安を抱えるわけではないですか。移動するのであればそうなる。だったら、業種別のガイドラインの見直しができるまでに、町としての指針を、先ほど話ししましたけれども、推奨ではなく強く推奨するだったりという形でのガイドラインをつくることができないかと問合せしているのです。

○健康推進課長（太田 明雄君）

各事業者ごとで取扱いが異なるのではないかとということでございますので、国の方針、あるいは業種別のガイドラインを踏まえて、各事業者がどのように判断するかというところの情報を収集しまして、町としましては国の方針に沿った取扱いがなされるように、5月8日までに事業者のほうと協議してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

利用者のほうから、こういうふうにしましょうと言うのは難しいのは分かります。もし何かあったときのトラブルだったりとか、そういうのは分かるのですけれども、先ほど話ししていただきましたけれども、一番利用される方たちの不安、そういった小さなトラブルが起きないようにするためには、例えば病院で形を決めたもののトップダウンはこういう形でやっていますよだったりとか、そういったのもあってもいいのかなだったり、もしくはそういった検討会議を、要は個人の事業所だけで判断させるのではなくて、一緒に話し合っただけだったりとか、ガイドラインができないにしろ、意思の疎通を合わせるような形ができれば、利用者たちも含めてですけれども、小さなトラブル等がなくなっていくのではないかなと、業種間によってというふうには私は考えています。今の答弁の中で、難しいというので、それは難しいのも理解していますし、難しいのも分かりますけれども、でも必要ではないかなと私は思っています。なので、その辺も含めて、できる範囲の中の対応をしてもらいたいというふうにお願ひして、次の質問に移ります。

助成金に関してでありました。これは直接町長にお伺いしたいのですけれども、地方創生臨時交付金などの活用事例があったのを覚えていらっしゃいますでしょうか。多くの事例があって、それに対して事例集などから対策していったということがあったと思います。これは、国からの大きな助成であって、多くの事業を行ったと思いますけれども、これは町活性化のために多く使われてきました。

その中で、プレミアム商品券だったり、パワーアップだったりとか、いろいろありますけれども、その中で対象にならなかった、もしくは苦勞していたという業者もあったと思います。私は、この事業の補填のための支援ではなく、事業を応援する交付金や助成金をこのタイミングで準備しても構わないのかなというふうに考えています。私冒頭で話ししましたけれども、コロナによって生活の変化がありました。人とのコミュニケーション方法、仕事・職、健康管理、購入方法、趣味・娯楽等ですと。

人付き合いが減り、ストレスを発散する場もなく、発散の方法に関してもそれぞれ変わってきているという話をさせてもらいました。だからこそ、世の中が戻ろうとしている今こそ、町として応援できる援助というのを考えてもらえないかなというのが私の今回の5番目の質問の趣旨であります。こういうものをお考えいただけませんかでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまの久慈議員からのご質問は、地方創生臨時交付金等を使ったこれまでの支援から、町単独でもそういうことを考えたほうがいいのではないかというふうな、そういう意味合いであったらと思います。

今回新型コロナウイルス感染症が蔓延し、社会が一旦止まるという、そういう状況になったわけでごさいますけれども、それに対して国のほうから事業者支援金であったり、給付金であったり、まず様々な手当てをされ、私ども行政のほうもそれに呼応して、地域の特性に合わせた形で事業を推進してきております。ただ、基本的な財源は国からの財源ということで行っており、ただ町のお金も確かに動いてはいるのですが、それは国の交付金が入るまでの間、町の財源で補うと、そういう中でやりくりをさせていただいております。

議員のおっしゃりたい部分は、これからまさに地域の経済が動いていくタイミングであるから、町としても何か考えることはできないかと、そういう意味なのかなというふうには私は理解をしておりますが、まずこれまでも行ってきたプレミアム商品券の事業であるとか、そういったことは当然またやっていくことで、今回の予算のほうにも盛ってありますけれども、一体どういうことができるのか、またどういうことが必要なのかということは常に考えながら、国の事業とか様々なものも勘案しながら、今後とも検討してまいりたいと、そのように思います。

○11番（久慈 聡君）

今回の私の質問に対して、前向きに考えるという答弁であると認識してよいでしょうか。そういう形で解釈させていただきたいと思います。

では次、6点目、最後です。周知方法についてです。国が示した方針を広報だったり、行政の広報回覧で回していくということであるかと思えます。町の独自のルールというのはなかなか難しいということも答弁で分かりましたので、ちょっと今は省きますけれども、今回の中で国の方針を周知するに関してですけれども、町全体で動くのであれば、老人だったり障害だったり、高校生だったり幼稚園だったりというふうな形で、ポスターを作るだったり、脱コロナみたいな感じのやつをやったりとか、そういう形をすることというのは、町として可能でしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

コロナに関する注意喚起ということで、ポスターを作ったり、提案をいただいたりしたらどうかという内容のご質問でございます。

今現在もございますけれども、庁舎の1階に小中学生から募集をしたコロナの標語を掲示しております。こちらのほうは、かれこれ数年、2年ぐらい経過しておりますけれども、こういった掲示のほうをまた再度、今回引下げになるということもありますけれども、引き続き感染の対策というのはどうしても必要だし、重要だと思っておりますので、小中学生でありますとか、住民の方でもよろしいかと思っておりますけれども、そういった形で再度募集するなりして、新しい標語に入れ替えるとかということ考

えていきたいと思えます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

今話はちょっとあれですけども、史跡の件もあるし、今町がいろんな形で変わろうとしている中で、今コロナのことも変更になって、いろいろな形で町が動き始めている、もしくはもっと新しいことに取り組んでいくための起点になるのではないかなというふうに考えているところから、今回も質問させてもらっていましたけれども、先ほど来話しした町独自のルールだったりとか、そういったものは非常に厳しいのかなというふうに感じています。

その中で、今回行政ではちょっと難しい部分なのかなというところの質問もさせていただきました。これは、新型コロナウイルス感染症の位置づけがインフルエンザと同じ5類に引き下げられるということが、問題点も多くあるのですけれども、町の活性化につながるのではないかなというふうに考えたからであります。

コロナの流行によって、町長が考える政策をはじめ、あらゆる町の政策だったり経済、それから生活に大きな影響を及ぼしているというふうに感じています。コロナがインフルエンザと同じになった場合に、復活を掲げる町長の思いだったり考えを十分に発信できるというふうになると考えております。今回私が質問した内容も含めて、今までコロナのせいで落ち込んでいた町の経済だったり、そして停滞を余儀なくされていた町長の考える施策を挽回させることを期待して、質問を終わりたいなというふうに思っているのですけれども、町長として今どういうお考えを持っているのか、お知らせいただきたいと思えます。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、これからどういう考え方を持っているのかというところについてでございます。

まずは、提案理由説明の際に冒頭お話し申しましたが、学校の一斉休校で、今回のコロナ禍というのが全国一斉に始まった、その対応が始まったというふうに考えています。そこからの3年間、大変長い道のりではありましたが、この町内において事業を営む方々、飲食店、またそのほかの事業者の方々もそうですけれども、何とかこのコロナ禍を乗り切って、その次の時代まで頑張ってもらいたいと、そういうことで様々な支援、また環境整備の事業を、これはもう町独自のアイデアでございますけれども、やってきたところでございます。

ただ、そういった中であっても、やはり社会が停滞をしている中で、本当に町民の方々も多くの方々のご苦労された3年間だったと思えます。町としても、ほぼ全ての事業が、イベントが、動かすことはかなわず、今年こそは、今年こそはと、そういう思いでやってきたわけでございます。それが、今度5月8日から、2類から5類になるということで、幾らかはよくなるのかなというふうな思いはありますが、ただ行政とすると、その手前のゴールデンウィークであったり、まだまだ感染症自体がなくなるわけではないということを頭に入れながら、様々な事業をしていかなければならないものと、そのように考えてございます。

コロナで、様々な事業ができなかったという話はさせていただきましたが、そういう中であっても、開業資金等に係る空き店舗活用事業費補助金、これを活用いただきまして、あのコロナ禍の中でも新規の飲食店を開いていただいた方々も多数生まれてきております。そしてまた、会津ゆかりの地への登録や国史跡の指定、11びきのねこの

活用といった歴史と文化を通じた人と人の交流というのも、このコロナ禍の中で動いてきております。そして、新たな誘致企業の立地であったり、そしてまた各種団体との包括連携協定というものを使いながら、町民の安心安全をどのように守っていくかと、そういうことにも邁進をしてきました。そして、地域おこし協力隊の活動を通じて、一旦失われたホップの栽培等についても、ホップ復活プロジェクトということで動き始めてきてございます。

これ以降、様々なそういったコロナ禍ではありましたが、動かしてきた事業にさらに力を入れて、俵づみ唄全国大会であるとか、移住、定住、そういったものにもさらにまた邁進してまいりたいと、そのように考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を切にお願い申し上げて、私からの答弁とさせていただきます。

○11番（久慈 聡君）

今までできなかった部分なんか、やれることが増えるのではないかという可能性の中、対策としては過剰対策と判断するのか、必要対策として判断するのか、そういった部分の観点から、どのような形で組織を運営しなければならないかということに関しては、皆さんで考え、そして町長判断でやっていただければと思います。

今が変わるときなのであれば、今がチャンスだと思いますし、そのチャンスをどのように生かすかも、私たち三戸町の間人として考えていかなければならないのかなというところから、今回質問させてもらっています。

繰り返しになりますけれども、町がどのように経済を回し、安心して暮らせるようになっていくのかを考えて質問しています。三戸町のまちづくりについて、私たち議員はもっと視野を広げ、かつ現場に近いところに重点を置かなければならないと考えています。実務を行う執行部の皆さんは知識もあって、自分の業務の一つ一つが町のためになっているというふうに感じています。だからこそ、一緒に考え、実行していかなければならないと考えています。町長におかれましても、町の担い手として今回までの質問などを含めて、国に対してぜひ前向きに考え、取り組んでいただきたいと再度お願いいたしまして、今回の一般質問を終わります。

○議長（竹原 義人君）

午後1時再開予定をもって休憩します。

（午前11時34分）

休 憩

（午後 1時00分）

<7番 栗谷川 柳子議員>

1. 熊原川河川工事の延期について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

7番、栗谷川柳子君。

○7番（栗谷川 柳子君）

これから私の一般質問を始めます。

1項目め、熊原川河川工事の延期について。昨年9月の第505回定例会でも、県による災害防止対策の河川工事が遅れ、疑問や不安を感じている住民もあり、県に対して働きかけは町としてあるのかという質問をいたしました。その際建設課長からは、今年の10月に工事の発注の見込みだという連絡は伺っております。住民の方々にもお知らせしてほしいというお話がありましたので、県のほうにも、どういう対応をするのか相談していきたいと思っておりますとの答弁をいただきました。しかし、その後、現在に至っても着工の気配が見えず、いまだ説明がないことへの疑問や不安の声が上がってきています。1月21日土曜日に行われたまちづくり人財塾講座の「三戸町の防災について考えよう！」のワークショップの際にも、各テーブルの模造紙の上に工事が止まっていることへの疑問、不安のメモが貼られておりました。

そうしたことから、再度質問いたしますが、1つ目、もともとの計画、延期の理由、今後の見通しについて、町は県からどのような報告を受けているのでしょうか。

2つ目、早期に着工して、予定どおりというか、早期に着工してもらうために、県への働きかけをどのようにしていくのでしょうか。

お願いします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、栗谷川柳子議員の質問にご答弁申し上げます。

熊原川河川工事の延期について、2点のご質問でございます。まず、熊原川河川工事は、平成25年9月に発生した台風18号の影響により、馬淵川及び熊原川流域に浸水被害が発生したことに伴い、平成26年度から馬淵川広域河川改修事業として、県が実施しているものであります。熊原川流域においては、これまで黄金橋下流左岸の護岸が整備されており、今後は黄金橋上流左岸の護岸工事が予定されているところであります。

県における当初計画は、熊原川工区のうち関根川原地区堤防新設区間を令和3年度から2年程度の期間において実施する計画となっており、これまで町では桜の木を伐採したほか、県による住民説明会や地盤変動調査、大型土のうの設置などを実施し、令和4年10月頃の工事発注の見込みと伺っておりました。現時点においては、関根橋上流の護岸工事計画の見直しなどから、着手が延期されているとのことであり、今後の見通しについては、今年度中に設計内容の変更をした上で着工すると伺っているところであります。

次に、早期着工に向けた県への働きかけについてであります。これまでも八戸市、三戸町、田子町、南部町で構成する馬淵川とともに生きる期成同盟会において、国、県に対し、馬淵川広域河川改修事業の整備促進、財源確保等について要望活動を行っているところであり、今後とも地域住民の安全安心を守るため、地域住民のご理解とご協力をいただきながら、引き続き粘り強く早期着工、完成に向けて要望してまいります。

○7番（栗谷川 柳子君）

令和3年度から2年程度の工事期間を予定されていたということでしたが、ということは、計画どおりいっていただければ、令和5年度中、今年度中にはおよそ終わる予定だったということだというふうに解釈いたします。ということは、相当の遅れが見られるのですが、このことについて県のほうにも、住民への説明を求めるといことはお

伝えしてきていると思いますが、それがいまだされない状況で、そのことから桜の木は3年前にだかだかと切ったのに、そして様々な調査は物すごい勢いで始まったのにということで、その後止まってしまったことへの説明がないことに対して、住民の不安というのは発生してきていると思います。その説明ということについて、県からはどのように報告があるのでしょうか。

○建設課長（齋藤 優君）

熊原川の現在の工事区間の遅れについての住民への説明をどのように考えているかということで、県と協議をいたしまして、遅れについて住民の方にどのようにご説明をしていくかということに関しましては、県ともお話をさせていただいております。今年2月に関根橋から川原橋区間の河川改修を延期しますということで、チラシのほうを上下二日町、あと関根・川原地区の住民の皆さんに回覧で報告をさせていただいております。そちらの内容に関しましては、新たに工事の実施時期、あと見直した計画、そういったものが確定いたしましたら、工事の準備等が整い次第、住民説明会を開催したいと県からは報告を受けております。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

住民への説明について、県のほうの計画が再度確定したところで詳細を説明しますというふうに記載していたということですが、これは県のほうではいつ頃計画をし直してくるのでしょうか。

○建設課長（齋藤 優君）

いつ頃工事の計画が決まるのかということですのでけれども、県のほうでも関根橋から上流区間の工事をどのように進めていくかということの検討を今進めているという最中ですということですので、具体的にいつ頃、どのタイミングで計画が決まって、住民説明できるというようなことに関しましては、まだ情報はいただいております。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

そもそも延期になっている理由というのは、具体的には何なのだと県から聞いているのでしょうか。

○建設課長（齋藤 優君）

工事が遅れている具体的な理由ということですのでございますけれども、まず今の区間の工事をやるに当たって、河床掘削の作業が必要になるということで、その乗り入れ区間をどこから入るかといったところの協議、あとそれから上流、元の三戸中学校のあたりのところまで整備を行う計画になっているのですが、区間の間に支障となる物件等の移転がちょっと難しい部分があるといったところの計画、当初の計画では行けたという部分が、今現状できなくなっていると、ちょっと移転が難しいとか、そういった細かいところの理由で、今全体の計画が見直されているということですのでございます。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

延びている理由、遅れている理由に関しては県のほうの問題だと思っておりますので、ここで建設課長に申しあげても仕方がないとは思いますが、河床掘削の乗り入れ区間が定められないとか、検討しているとか、そういうことはそもそもの工事計画の中で練り上げられて、検討されていなければならなかったことだと私は思うのですが、そういったことも含め、上流の支障に関しては相手もあることだと思っておりますので、仕方がないにしても、この計画変更に関しては、そもそも県の計画の部分で、ちょっと納得できないところもあったのではないかと私は思います。

私たち住民とすれば、住民同士の安全を最優先に考えて、周辺の住民は美しい桜並木を眺めるということを諦めて、工事をしていただくということで進んでいたと思います。ところが、こうしてずるずると、そもそもの計画のところにも難があったのではないかなというような、そして説明がきちんと要所、要所でされていないということについては、県のことですが、そこをしっかりと早めに具体的に説明をしていただきたいと思っております。

これは県のことでありますのであれですが、町長としてはこの現状、ずるずると説明もないうまま、様々県としては遅れている理由、原因というのはあるのでしょうかけれども、こうやって何年も、毎年毎年詳しい説明もないままに延びていることに関して、町長はどう思われているのかお聞かせください。

○町長（松尾 和彦君）

栗谷川議員からのただいまのご質問は、現在の進捗状況について、町長としてどのように考えているかということであろうと思っております。

当初の計画どおり進むというところに至るまでの期間についても、これまでも長年にわたって県、国等に要望活動を続けてきた成果であるというふうに思っております。したがって、できるだけ計画どおり進んでほしいという思いは人一倍強いと、私自身そう思っております。

しかし、公共事業、今回は県管理の河川ということですが、県管理の道路、あるいは国管理の道路とか河川とか、みんなそれぞれ公共事業を行う際には、その土地の所有者からの了解、地域住民からの了解というのがなければ、一歩も先に進むことはございません。今回のケースのような場合でも、支障物件というものも、例えば構造物であったり、様々ケースはあるのでございますが、そういった地域の住民の皆様のご協力なくして進むことは、これは絶対あり得ませんし、ましてそれが協力が得られないとなると、今回の案件については、その後も見直し等を図っていただきながら、計画自体を進めていただいているというところで、非常に町としては、まず感謝はしているところでございます。これがそうでないケースであれば、一旦止まって、全く動かなくなるというケースも実際にございますので、まずはそういうふうなことにならないよう、着実に事業が実施されますように、町としても要望しているところでございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

今の答弁の中で、地域住民の了承、支障物件に関する話になりましたが、この2つの橋の区間の工事が延びているというのに支障物件の件が関係しているということですか。

○町長（松尾 和彦君）

これまでも担当課長のほうからもご説明をしておりますように、支障物件の計画どおりの移転というのがなかなか難しいと、そういったことで計画どおり進んでいないものというふうに認識しております。

○7番（栗谷川 柳子君）

橋と橋の間に支障物件があるということですか。

○建設課長（齋藤 優君）

今の支障物件の移転の話なのですけれども、今現在着工しようとしている区間ではなくて、その上流の支障物件の移転の影響という話でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

であれば、今私が申し上げている工事が遅れている部分の理由の中に支障物件の影響というのは、特に影響しないということで間違いはないですか。

○建設課長（齋藤 優君）

今工事の見直しをしている区間が、関根橋から上流の全体の計画の見直しをしているということで、現在の工事区間、しようとしている区間の計画、そういったものも見直しの中に入っていると、支障物件ということではなくて全体の計画、その区間の計画の見直しをかけているということでございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

この河川工事に関しては、町長のほうでもずっと、町民の安全を守るために何とかお願いしますという町長の思いもあって、計画が実現している内容だということを私は理解しております。ですので、今回こうして2年以上宙ぶらりんの状態になっていることに関して、様々理由はあると思うのですが、県の方からの説明を受けた際には、例えば津軽地方ですとか下北での大規模災害があったために、そちらのほうへの工事もあって、それも遅れの原因の一つですというふうに説明を受けた記憶があります。ですが、他の地域でそういった大災害が起きて、それに対応しなければならないというのはもちろんもっともであって、そちらの事情も分かるのですが、災害というのは本当にいつ起きてもおかしくないというのは、皆さんももちろん理解されていると思いますが、こうして工事が2年、3年と遅れている間に、本来堤防ができていたはずのとき以降に、この熊原川上で浸水災害が起きる可能性もあるということですので、やはり計画の見直しを早急に県のほうにさせていただいて、早期に着工していただくように、もう町長がじかに県のほうに陳情していただいてもいい時期なのではないかと私は思います、いかがでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

平たく言えばもっと頑張れと、そういうことなのだと思いますが、私どもの活動をちょっとお知らせしたいと思います。

馬淵川、そして熊原川の広域河川工事というものは、先ほどもお知らせをしました平成25年の災害に対してのものが一つのきっかけとなっております。そして、この課題の解決のためには、近隣町村が連携して取り組むことが財源確保に対しても大変有効であるということで、馬淵川とともに生きる期成同盟会というものをつくって活動しております。この活動の内容は、青森県知事はもちろんでございますが、青森県

県土整備部長はもとより、国土交通省青森河川国道事務所長、東北地方整備局長、国土交通省にいたってはその最高の機関であります水管理・国土保全局長、そして大臣政務官など、ありとあらゆる手だてを講じながら、着実な計画の進展に向けて働きかけをしてきてございます。そしてまた、国会議員、そして県議会議員の皆様にもご協力をお願いしてきているところでございます。

しかしながら、先ほども申しましたが、事業を進めていくためには、基本として地域住民の皆様のご理解とご協力がなければ、これはなかなか進むことはできませんので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げたいと思います。

○7番（栗谷川 柳子君）

そこまで講じながらやってきたのに現在の状況ということは、だから支障物件の云々ということで止まっているというか、遅れているというような印象を今の説明では受けたのですが、そこはそうなのでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

先ほど担当の建設課長のほうからも申し上げましたが、計画の見直しに伴って、いろいろそういう状況が発生しているというところもあります。いずれにしましても、計画が変わっていった際にも新たな計画、そしてまた住民説明会があった際にも皆様のご協力とご理解がなければ、これは進むことができないと、そういう意味でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

分かりました。実際に住民の方々、説明がないこと、今後の見通しを知ることができない状況にあることに対しての不安ですとか心配という状況になっていると思いますので、なるべく早くに県のほうとも相談しながら、めどですとか、そういったことでも構いませんので、細かく説明をしていただきたいと思いますのと、今申し上げている橋と橋の間の区間の工事が、今後緊急に必要な工事ではないにしても、重要な案件である、重要工事であるというふうに認識していただくために、県ですとか、様々先ほど町長申し上げられていた関係各位の皆様ともやり取りをして、早期に着工できるように進めていただきたいと思います。

2. タムワース市訪問の成果について

○7番（栗谷川 柳子君）

2点目です。タムワース市訪問の成果について質問いたします。前回12月の第507回定例会で、姉妹都市、タムワース市との交流の在り方について、未来を担う三戸とタムワースの子供たちが、より日常的にオンラインを活用して異文化に触れ合い、国際理解教育に役立てられる交流の仕方ということを求めました。今回1月のタムワース市訪問での国際理解教育の観点での成果及び今後の計画をお示してください。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、ただいまご質問のありましたタムワース市訪問の成果についてご答弁申し上げます。

去る令和5年1月23日から同月31日までの行程で、タムワース市を訪問してまいりました。タムワース市関係者の皆様には、スケジュール調整や現地でのご対応に心か

ら感謝とお礼を申し上げます。

今回の訪問目的は、姉妹都市議定書に定めております4年に1度行われる首長同士の相互交流、議定書更新、コロナ禍により中止していた中学生の海外派遣の再開協議、また議員からさきの12月定例会でご提案のありました、次代を担う双方の幼少児交流の可能性に関する協議等を行うことが主たる目的でありました。

国際理解教育の観点から、1つ目の中学生海外派遣についてであります。受入先であるタムワース高校の関係者と現地で協議した結果、令和5年度の秋に4年ぶりに再開することが可能であるとの確認をいたしました。今後町教育委員会とタムワース高校との間で詳細な日程や内容を協議し、交流を再開することとしております。

次に、次代を担う幼少児交流についてであります。子育てサークル団体が行う親子活動の一環として、日本語を使った歌やゲームを積極的に取り入れている活動の現場を視察させていただき、その際においてはタムワース市側からも、当町の同じような団体とオンラインを利用した交流ができないかという提案をいただいたところであります。これを受けまして、今後当町の子育て支援団体や保育所などを通じての交流ができるよう、ネット環境の構築や交流の方法などの協議、準備等を進め、相互交流に向け、取り組んでまいりたいと考えているところであります。

今後もタムワース市やタムワース在住のふるさと応援大使の協力、支援をいただきながら、国際化に対応した人材育成に資する姉妹都市交流を進めてまいりたいと考えております。

○7番（栗谷川 柳子君）

それは非常によい成果だったと思いますが、帰国後、幼少児交流の件に関してタムワース側と協議は進んでいるのでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

現在どのような進捗状況であるかということでございますが、まず町内において子育て支援団体、また町内の保育所等の事業者、ご説明と相談という形で取らせていただきたいと考えております。現在においては、まだそこまでの進捗はない状況にあります。

あと、交流する場合における環境とか、こういったものが必要であるかというのを組んだ上で、ご提案して相談を申し上げるということで考えております。現在のところは、進捗、相談というのは進んでいない状況であります。

○7番（栗谷川 柳子君）

タムワース側の担当者の方とこちら側の担当者の方というのは、この件でやり取りをしているのでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

タムワース市の担当と当町の担当ということでございますが、当町の担当ということの想定は、住民福祉課が窓口であると思っております。担当課との協議はまだしてない状況であります。今後の協議となる予定であります。

○7番（栗谷川 柳子君）

それでは、これは今現在においては、持ち帰ってきただけの話という状況になっているのでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

さきにもご答弁申し上げましたが、現在は詳細な打合せ等々は進んでいない状況でございます。そういう状況でございます。今後におきましては、先ほども申し上げました町内の各種団体と協議を進めていくということの前の段階でございます。必要なインターネット環境がどれくらいのものなのか、どういった形で交流をするべきなのか等々を、こちら側も一回組み立ててから提示したほうが、分かりやすく説明ができると思いますので、そちらの素案を今つくるという段階でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

これ1月27日にタムワースの図書館で、協議が非常にすぐすぐ話が決まっていって、もうタムワース側としてはズームを使えば無料ですぐにできるということで、親子サークルとオンライン交流を模擬的にしたり、あとはふるさと応援大使のオサリバン等も交えて、非常に細かいところまで協議をして、あとは三戸の側で準備を整えば、すぐにでもできるねという話をしてきたかと思いますが、そこから1か月と10日ぐらいたっていると思いますが、この期間、1か月以上たっていてこの状態だということ、実際その場で協議にももちろん参加されていた町長としては、どのように感じていらっしゃるのでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

今回タムワースに行って、私自身もその協議の場において、大体の実現できるなという感触はつかんできたところでございます。まず、日本に戻ってきて1か月余りたつわけでございますが、来年度に向けて準備をしているものと、そのように理解をしております。

○7番（栗谷川 柳子君）

これ実際役場の中では、担当課というのは本当にこの件を把握されていたのでしょうか。

○住民福祉課長（馬場 均君）

把握しているかということでございますが、今回の件があつて、帰国した直後にお話を伺っておりまして、こういう方向で動くということで、協議のほうは受けております。

○7番（栗谷川 柳子君）

では、担当課としてはこの件は把握していて、どのようなスピード感、どのような時間的な感覚で取り組むことを考えていらっしゃったのでしょうか。

○住民福祉課長（馬場 均君）

時間的なスケジュール感といいますか、というところでは、まず4月、6月から交流が可能と考えられる団体への説明、7月頃からオンライン交流のテスト実施というふうなスケジュール感でおります。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

では、担当課は住民福祉課で、大体のスケジュール感というのは、これはタムワース側にはきちんと伝えてあるということによろしいですか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

担当課が住民福祉課であるかということタムワース側のほうに伝えてあるかということによろしいですか。

（何事か言う者あり）

○総務課長（武士沢 忠正君）

タムワース側に三戸町の担当課はどういうところかというのをお伝えしているかということですが、そちらのほうまでお伝えはしておりません。先ほど住民福祉課長が申しあげましたこちらの側のスケジュール感であるとか、テスト的にやるところの期間をいつにするかとか、あと実際に交流をする場合に通訳する方が必要となります。そういった方をどのような方にするかということの検討が必要ということですので、そういったことが整いましたら、早速お伝えしていきたいなと思っております。

○7番（栗谷川 柳子君）

実際に1月27日にタムワース市図書館の中でやり取りをした内容からすると、今すぐにでもできそうだねという話をいたしまして、そしてそんなに準備するものもない、回線とパソコンなりスマホなり、何でもいいですけども通信機器とWi-Fiと対象者がいて、そうしたらもう今すぐにでも始められるねというような雰囲気、実際になぜその場で具体的な話も詰めることができたかということ、タムワース側としては、これはかなり今具体的に決めておかないと、持ち帰り、担当者というのももう決めておかないと、誰と誰がやり取りするかというのを決めておかないと、立ち消えになるなということもその場で会話の中にもありました。ですので、それが今この1か月以上たって、担当課等からの先方への連絡をしていないということであれば、まさに危惧していたような、立ち消えになってしまいそうな流れになってきていると私は思うのですが、せっかく先方も具体的にやり取りをしようということをおられましたので、そういった三戸町側としては、こういう担当課で、いつぐらいをめどに実現に向けて計画したいというような報告というか、途中経過等をやり取りしているのが私の中での常識的だと思うのですが、その辺の連絡等々、やり取りがないことに関してどう思われますか。

○町長（松尾 和彦君）

失礼いたしました。誰に対しての質問だったのか今分からなかったもので、ちょっと間が空きました。

栗谷川議員がおっしゃりたいところは十分理解はできるのでありますが、担当となる住民福祉課、私ども日本に戻ってきてからは2月末日まで、マイナンバーの活動のほうでかなりハードワークであったというふうに思っておりますし、当然日常の業務を続けながらということもございます。また、来年度の予算、また議会等に向けた準備、様々な、ちょうど3月が年度替わりという、そういう場面に来ておる中での取組でございますので、若干の時間の遅れというふうに見えるような部分があることについては、何とかご容赦をさせていただきたいなというふうに思っております。

ただ、いずれにしても、町の行政の事業というのは4月1日から始まっていく、新年度という一つの流れで動いておりますので、そこに向けては、ただいま担当からも説明をしていただきましたように、今準備を進めているところでございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

今の答弁で、誰に対しての質問なのかが分からないということでしたが、私としても誰に対して質問すればいいのかが分からない状態であることが、ちょっと問題だったのではないかと思います。

そして、こちらの行政の年度とか、そういった都合というのも致し方がないのかとも思いますが、それはこちらの都合であって、相手にしてみれば、すぐにでもできそうな感じで話をしていたが、日本に帰ったらぱたっと連絡が途絶えてしまったというような状況であるとすれば、非常に相手に対して失礼というか、申し訳ないような状況にあるのではないかと。せっかく姉妹都市である良好な関係を今回も築いてきたと思っておりますが、そういった何も連絡をしていないということは、大変残念に思います。ですので、すぐに分かる範囲で構いませんので、先方に連絡をしておいていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいま栗谷川議員からいただきました訪問された当事者のご意見というのは、やっぱりすごく参考になるなど思っております。どういったニュアンスで、どういう会話をしてきたのかということは、ただいまの質問でこちらのほうは理解いたしましたので、早急に対応させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○7番（栗谷川 柳子君）

承知しました。

では、今回の私の質問を終わらせていただきます。

<5番 乗上 健夫議員>

1. 地域商社サンノワに関する町長答弁について

○議長（竹原 義人君）

一般質問を続行します。

5番、乗上健夫君。

○5番（乗上 健夫君）

通告に従って私の一般質問を行います。

先月、2月16日の議員全員協議会で町から、昨年7月末をもって事業停止をした株式会社サンノワについて、今後の方向性（案）を取りまとめたのでの報告がありました。これは9月の定例会で、一般質問で株式会社サンノワの事業停止後の対応の質問がありました。町長は、現在は町の顧問弁護士とサンノワの公認会計士とが法律と経営の両面から検証を行っていて、検証の結果を踏まえ、町の考えがまとまり次第、議会と相談し、意見を聞いて決めたいといった答弁によるものと考えております。その

際、具体的に何を検証して、いつ答えが返ってくるのかという質問に対しまして町からは、弁護士についてはサンノワの株式取得に当たり公金を使うことの是非、もう一つ、読売広告社撤退に至った責任の所在、そして公認会計士には経営状況に関する意見の聞き取りをするというような答えが返ってございます。

その検証結果なのですが、概要を申し上げます。弁護士の見解なのですが、合弁基本契約中に規定されている株買取りについては、契約書にのっとり進め、遅延させることなく支払うべきという意見がございました。もう一つ、合弁基本契約にのっとりた手続は合法であり、町長が責任を負うものではないし、公金で賄うのが大原則であるとの見解を示しております。

そこで質問になりますが、弁護士の見解では、町長には一切の責任はないという見解でございます。ですが、町長は責任を感じている旨の答弁をされております。その真意を伺います。

もう一つ質問ですが、質問で町の答弁で、弁護士による読売広告社の撤退に至った責任の所在の検証をするというようなことではあったのですが、私たちが頂いた報告書面の中の弁護士の見解の中には、それがありませんので、その件について説明を願います。

2件についてお願いします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、乗上健夫議員の質問にご答弁申し上げます。通告をいただいている部分と何かちょっと変わったような気がいたしますが、あくまで通告いただいた部分でご答弁を申し上げます。

地域商社サンノワに関する町長答弁についてのご質問であります。これまで議員全員協議会や一般質問に対する答弁など、様々な場面で説明をしております。議員全員協議会で弁護士の見解としてご報告いたしました、合弁基本契約にのっとり、読売広告社が保有する株式の買取り費を公金から支出することは合法であり、町長が責任を負うものではないという説明をしております。

一方、第503回定例会では、最終的な責任は町長としての私にあるので、今後はサンノワの在り方についても慎重に検討し、町民生活の安心、地域経済の発展、そして生活が向上することを目指し、議員の皆様や町民の皆様のご理解をいただけるよう、責任を持って私に対処しますと答弁しております。

議員全員協議会での説明の意味といたしましては、公金の支出に関して契約に基づき、当然町として行うべきであるという趣旨であり、私に責任がないという表現ではございません。これまでの答弁で申し上げているとおり、この事業のてんまつまでしっかりと努めていくのが町長としての責任と考えております。

次に、今後のサンノワについて、町としては何をどのように検証して、4つの方向性を示したのかについてであります。先月の議員全員協議会においてご説明した専門機関等による検証の結果を踏まえまして、会社の今後の方向性として、新たな出資者を見つけること、町単独で会社を運営すること、会社を清算し補助事業の財源に充当すること、様子を見ることの4つを説明させていただきました。

また、町として会社を再興させることとした場合、経営や運営、資金面での検討が必要であり、これまでと同一形態での経営は現実的ではないと考えたことから、これまでサンノワが担ってきたブランド化による付加価値、地域製品の販出等を継続するため、農家との取引、成果品の取扱い、商品開発、催事・商談の4つの項目について、町内事業者に引き継いでいただくとするものであります。

サンノワの会社設立の趣旨及びこれまでの取組成果を無駄にすることなく、今後継承していかなければならないという思いから、そのような方向性をお示したものでございます。

○5番（乗上 健夫君）

大変失礼をいたしました。私の通告は、町長答弁についてというようなことで通告をしております。それ以外にちょっと逸脱すれば、サンノワに関しての質問はまずいでしょ。サンノワに関して、町長の答弁というようなことではなくて、全般的な質問をしたいと思っておりますが、別段町長の答弁から外れるのですが、よろしいでしょうか。

○議長（竹原 義人君）

まず質問してみてください。分かりませんので、どういふ……質問してください。

○5番（乗上 健夫君）

では、質問を続けます。

次に、公認会計士の見解について質問をいたします。公認会計士の見解報告なのですが、本来は粗利についての認識をもっと強く持つべきだった。そして、店舗を持たないため、ほぼ卸売販売であったが、小売販売に比べ利益率が大幅に低いことを認識することが会社全体として必要であった。社長の意識も更新、開発に向いていたことから、経理など専門に行う経験豊富な担当者を置くべきだった。新型コロナウイルスの感染で販売先が増やせなかったのが会社の業績を著しく引き下げたことではなかったかのような意見が出ております。

それで、町では株式会社読売広告社の撤退に至った責任の所在を、弁護士に検証を求めています。本来こういった経営等の責任等は公認会計士からの検証が必要と感じましたが、これについてはどのようにお考えでしょうかということと、もう一つはサンノワの事業停止の要因は、補助金6,000万円、資本金2,000万円の自己資金が会計上500万円ほどになり、資金調達が難しいことになったものによるものです。これは、全て会社あるいは会社の経営陣の責任と考えております。会社が継続から一転、事業停止を決断されたときの責任者はどう感じられているのか、お答えを願いたいということです。最高責任者の社長はもう辞任していませんので、唯一当時の取締役である副町長より、責任を感じたかどうかというような感想を伺いたいというようなことで質問したいと思っておりました。よろしいでしょうか。

○議長（竹原 義人君）

乗上議員に申し上げますが、1つずつの質問にさせていただければ。今のは、2つ目からは通告外になりますので、1つ目はよかったです。ですから、1つずつ質問していただければ分かりやすいと思います。

では、1つ目の答弁をお願いします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

乗上議員のご質問にお答えをいたします。

まずご質問のほうは、会計士からの所見のほうがいいのではないかと、その中身については経営に関する責任について、公認会計士から伺ったほうがよかったですのではないかと趣旨のご質問かと思っております。そのことについてご答弁を申し上げます。

ます。

2月16日の議員全員協議会の資料には、弁護士の見解として株主の代表である町長の責任ということで記載をしております、その内容というのが、株主は出資額の範囲内で責任を負うものでありまして、それ以上の責任は追及されないよという株主としての責任云々というところの弁護士の見解を書いております。また、取締役につきましては、業務執行に不適切なとか、あと違法な、そういうようなものがあれば、取締役としての責任は追及されるよと、これは記載はございませんけれども、弁護士の中では確認はしております。そういうような責任問題というところで、弁護士の方の見解というところを全員協議会の資料のほうでご説明したものでございました。

以上です。

○5番（乗上 健夫君）

それでは、質問を続けます。

いわゆる報告書の中に、読売広告社の見解もあります。株式会社読売広告社は、地方創生関連事業での事業拡大を目指して、この事業に参画をしております。サンノワ設立時に三戸町と取り交わした合弁基本契約書において、第3期以降の当期純利益が140万円を下回った場合は撤退することによるものです。一般企業の当然な決定と考えます。第一、一般企業は利益を優先させ、その活力源に競争力を働かせて、他社よりもよりよいものを生産し、社会に提供して存在意義を示します。

他方、官の事業の認識ですが、報告書にあります、町が出資をする会社としての公平性の確保や公金損失リスクの抑制など、公共性が高く求められるとしております。官民それぞれの事業に対する認識が違うわけですが、その溝を埋めるというか、融合するというか、官民がそれぞれ出資をして株式会社を設立して、地方創生事業に取り組んできたものと考えます。官の事業に民の活力導入は大変効果的と考えますが、この事業の意義を町長はどう考えておるか、お聞かせ願えればと思います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

ただいま乗上議員からのご説明もございましたが、行政と民間の中でのやはり垣根、考え方の違いというのは当然あると。その上での今回の取組ではなかったのかということだと思えます。

今回の地方創生の案件で大事なことは、当然民間活力を活用して、そして自立をしていくことができるということが、やはり求められているところだと、私はそういうふうに考えております。今回のサンノワの事業停止に至る経緯までの中で、議員から今お話がありましたように、資金が枯渇をして、また新しい資金繰りもできない、そういった中での判断だったと、まさにそのように考えてございます。

今回のサンノワの件につきましては、非常に残念であったなとは思いますが、地域の民間活力を活用するやり方というのは、今後ともいろいろ模索をしながら、行政も一体になって取り組んでいける姿というのは、今回のことでもう全て諦めてしまうのではなくて、次のいい提案や、そういったものがあつた際に、また検討していきたいものだなというふうに考えております。

○5番（乗上 健夫君）

ありがとうございました。質問を続けます。

これまでのサンノワの事業の評価について町長は、会社共々事業の実績は一定の成

果があったという評価をしてございます。他方、私をはじめ町民の一部の人からは、運営費不足から休業することになり、事業継続が見通せない、そういう状況で成果があったのかどうかというような正反対の意見もございます。町長は、いわゆるサンノワの事業の評価にどのような考えを持っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

サンノワがこれまで取り組んできた商品開発、特に三戸町の他の地域に比較をして、弱味といたしますか、商品開発力というのは、もっともあっていいのかなど、そういう思いがありました。そういう意味で、それを補完する意味合いから、サンノワの取組には非常に期待をしていたところでございます。

また、販路開拓におきまして、非常に多方面に、また大手に対してもそのルートを構築しながらやってきておりました。結果として、採算割れになったわけですが、やってきた部分については社長の吉田君の力はもちろん、読売広告社、様々関係いただいた皆様のご協力のおかげだというふうに考えております。

○5番（乗上 健夫君）

次の質問に入ります。

町としては、今後の方向性、いわゆる（案）を報告してございます。現在の株式会社サンノワの状態ですが、当初事業の継続から一転、資金調達が難しく、事業停止の状態です。同社の事業は、当町の農業振興、経済発展のため事業を進めてきており、事業停止はそれらに大きく影響を与えるものと考えております。そのようなことから、町では今後サンノワの事業の方向性を示しております。町では、サンノワの設立当初からの目的を継承することとしております。取組内容として、4つの大きな事業内容でそれぞれ示してございます。それぞれ全てが重要な事業ですので、方向性案から方向性に変えて、一日でも早く事業が実施されることを期待しております。

そこで質問ですが、いつこの事業が実施されるのか伺います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

先月の全員協議会でご説明を申し上げましたサンノワが担っていた事業の今後の取り組み方につきましてご説明を申し上げまして、まず町の今後の方向性といたしましては、ご説明いたしました、サンノワの設立当初からの目的である地元産品の商品開発、ブランド化による域外への販路開拓、販売を継承することとし、地元事業者へ商品開発や販路拡大に係る経費の補助による支援を行うほか、三戸高校生と共同による商品開発を進めていきたいというふうにご説明を申し上げたところでございます。

この中身につきましては、新年度からこのような助成をしながら、また相談をしながら進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○5番（乗上 健夫君）

よろしくお願ひしたいと思います。あと1点だけ質問いたします。

今休業状態でありますサンノワですが、いずれ会社の存廃を決定しなければならないものと思っております。この議論についてはいつ頃始まるか、差し支えなければお答え願えればと思います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

会社の議論のほうをいつやるのかということでございます。町の考え方といたしましては、新たな出資者による体制を整えまして、会社を立ち上げることにつきましてには出資金や商品の取扱い、経営方針など、様々な取決めが必要でありまして、相当な時間が見込まれること。また、経営や運営、資金面での検討が必要でありまして、これまでと同一形態での経営は現実的ではないのではないかとというふうに考えておりました。そのように考えておりましたので、先ほど申し上げましたこれまでサンノワが担っていた4つの事業については、町内事業者を引き継いでいただきたいというふうな考えを持っておりまして、今後の会社の行く末につきまして、その時期につきましてですけれども、まずは地元事業者が補助金で事業を行う、そちらのほう走り出した上で決めていきたいというふうに考えておりまして、現段階ではいつということはこちらと申し上げられないところでございます。申し訳ございません。

以上です。

○5番（乗上 健夫君）

質問に対しては、大変失礼なことをいたしました。以後気をつけます。

最後になりますが、今定例会では令和5年度の町の予算が審議をされ、新年度へと向かいます。町長はじめ職員の皆様には、新年度におきましても一層活躍されることを期待申し上げまして、質問を終わります。貴重な時間をいただきまして、ありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

10分後再開予定をもって休憩します。

（午後 2時09分）

休 憩

（午後 2時20分）

<3番 和田 誠議員>

1. 国指定史跡としての三戸城跡について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

3番、和田誠君。

○3番（和田 誠君）

私の一般質問を行います。答弁をよろしく願いいたします。

私の質問は、国指定となった三戸城跡地についてでございます。城山公園は、私にとっても、町民の皆様にとっても、たくさんの思い出のある公園であります。小中学生の頃には運動場に集い、学校卒業後には野球場として、現在はイベント広場として利用されております。また、景観をよくするため、青年団組織があった四十数年前には、100人程度の団員とともにツツジの植林やアジサイの植付け、また樹木医の先生

の指導を受けながら、弱った桜の木に日本酒を与えたり、多くの奉仕作業を行ったことが思い出されます。

町民の皆さんから大きな期待をされている三戸城跡地ですが、国の指定を受けて、間もなく1年を迎えようとしております。三戸町観光の大きな目玉としての役割を国指定三戸城跡地、城山公園ですが、1年を経過する時期であるにもかかわらず、どのようにしようとしているのか、さっぱり動きが分かりません。保存の活用計画の内容、また現在取り組んでいることをお知らせください。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

和田議員に申し上げます。項目②まで質問をお願いします。

○3番（和田 誠君）

失礼しました。計画策定後についての公園としての使用は可能であるのかについてもお答えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○教育長（慶長 隆光君）

国史跡としての三戸城跡についてご答弁申し上げます。

1点目の三戸城跡保存活用計画の内容についてであります。保存活用計画の目的は、史跡を適切に保存し、次世代へと確実に伝達していくための基本方針や、現状変更等の取扱い基準の策定を行うものであります。

計画の内容については、史跡の現状と課題を明示した上で、大別して次の4つの分野による骨子が定められます。1つ目は、史跡の本質的価値を確実に伝達するための保存管理に関する分野、2つ目は史跡の本質的価値理解し、それを現代社会に生かす活用に関する分野、3つ目は保存及び活用のための施設や散策道、解説板の設置といった整備に関する分野、4つ目は前述した3つの分野を一体として確実に進めていく上で必要となる運営方法や、円滑に進めるための体制に関する分野、以上が計画にまとめられる主な内容となります。

保存活用計画の策定に関するスケジュールについては、通常史跡指定を受けてから2年を目安に計画書が刊行されることとなっております。三戸城跡は、令和4年3月15日に指定を受けていることから、令和6年の3月までに刊行することが目安となっております。現在は、現在計画の原案作成までを完了しているところであります。今後は、来る3月20日に専門家等による策定委員会を設置し、計画の原案を基に文化庁や青森県文化財保護課、専門家を交えた会議を随時開催して、来年3月の刊行に向け、滞りなく事務を進めてまいります。

次に、2点目の計画策定後は、公園としての使用は可能なのかについてであります。国史跡三戸城跡は、県南を代表する豊かな自然環境を生かした城山公園として、古くから町内外の行楽客によって親しまれてきました。園内には、桜をはじめとした観賞植物が植えられ、四季を通じての景観を楽しませるほか、野外活動のためのイベント広場や遊具、日本庭園を備えた交流施設である祥鷹閣、小動物の飼育小屋等が設置されるなど、自然をテーマとした公園機能を有しております。また、園内は一般車両が周回できるように町道が整備され、徒歩による散策道も設けられているほか、各所には公衆トイレも設置されているなど、行楽客への利便性が図られております。これらの公園機能については、保存活用計画策定後も基本的に継続して使用することを文化庁側へ伝え、了承を得ております。

一方で、これまでの公園整備に伴って、史跡の本質的価値を構成する城跡の地形や

石垣といった遺構については、一部が破壊または変形していることも事実であり、史跡保存の観点から、保存の体制に万全を期すよう文化庁から指導を受けているところでもあります。

今後は、史跡の本質的価値の保存について万全を期すとともに、現在使用されている公園機能との調和を図りながら、史跡と自然公園の両面について効果的な活用がなされるよう、公園管理部門のまちづくり推進課と連携して取り組んでまいります。

○3番（和田 誠君）

まだ計画が完全にできていないということでございます。2年後ということでは伺いました。2年後ということで、来年ということですね。管理、活用、それから整備、体制という4つの項目でやっていくということのようでございますが、国指定を受けて発掘調査等も行っていかなければならないのか、必要なかどうかということと、もしそういったことが必要であれば、どれぐらいの年数がかかるのか、また経費はどのような形になるのか、はっきりしていない部分もあると思いますけれども、分かる範囲でお伝え願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○史跡対策室長（奥山 昇吾君）

ただいまの和田議員の質問にお答えいたします。

まず、発掘調査が必要なのではないかというご質問でございますが、この発掘調査に関しましては、史跡三戸城跡、今後史跡として整備していくこととなります。究極の姿は、当時城があった姿に戻していくというのが、国の史跡の文化庁からの大命題でございます。この復元、戻していく過程において、復元等については、発掘調査を行っていかなければならないということとなります。

今復元とか申したのですけれども、まずは今現在保存活用計画というものに取り組んでおります。この保存活用計画でございますが、当町の三戸城跡は、どのようなところに本質的な価値があるのかということをもまず明らかにするものでございます。そして、その保存の仕方、整備・活用の仕方、そういったものを大綱として大まかなもの、これが10年、20年にわたるような大まかな方向性、このようなものをうたうものでございます。そして、その後発掘調査には関連するのですけれども、整備というふうに入っていきます。これは、整備の計画をつくって、その前に整備の基本の構想をつくってということでございます。こういった形で、また1年、2年とかかかっていくわけです。

整備の段階で、例えば三戸城跡のここの部分を復元したいとか、ここの部分を当時の現況に戻したいのだというふうなときになれば、確かにそれは学術的な根拠に基づいての復元とか、当時の状況の再現ということになりますので、これは完全に発掘調査を求められることとなります。この規模等に関しては、国の文化庁との協議をしながら、どの程度が必要なのか、どのぐらいの面積が必要なのかと、こういった調査が必要になってくるということでございます。

経費的なもの、こういったものについても、そのときの計画に基づく発掘調査の規模、それは対象のものとか、そういったものによって変わってくるものであるということでございますので、今一概にはお答えすることができないかと思っております。

○3番（和田 誠君）

了解いたしました。

それでは、現在のことについてお尋ねいたします。私たち議員団も研修を何度かさ

せていただきました。三戸の城山の中も拝見いたしましたし、ほかの地域も行って勉強させていただきました。それに私感じたことは、非常にすばらしいガイドがついていただきまして、非常に分かりやすい案内をしていただきました。三戸においても、そのとおりでございます。

ただ、やっぱりガイド、非常に大事だと思いますけれども、現在三戸で案内できる方、ガイドの人数とか教えていただければと思います。

○史跡対策室長（奥山 昇吾君）

ただいまのガイドの件についてお答えいたします。

ただいま三戸城跡をガイドする城歩きガイドということで、令和4年度は3名を今配置しております。今までの実績としては15回、今年度ございました。まだ本格的な稼働はしておりませんが、まずいろいろなこのまち歩き体験ツアーとの連動とかの中で城山に来た方とか、こういったものについてのガイドを行っております。

また、ガイドとはまた別なお話ではございますけれども、今年度資料館に資料館長として常勤させております1名として、この方の配置がかなり大きい部分がございます。今年度4月から稼働している、11月末までの状況で、資料館長、週5回出勤しているわけですが、1,770人の方にガイドを申し上げたということでございます。中には、外に出て城のガイドを行ったということになってございますので、今のところはこうした体制でガイド、案内を差し上げているところでございます。

以上でございます。

○3番（和田 誠君）

すばらしい動きをしているのが分かります。分かりますけれども、私たちも勉強会を開いたときに、スペシャリストといいますか、非常に詳しい先生をお呼びしてお聞きしましたところ、このような史跡指定のお願いをしている時点で動いているべきではないのかという指摘を受けました。やはり私も、2年間ということをおっしゃいましたけれども、計画はある程度進めていくべきではなかったのかなと、そのように考えます。

あと、私もちょっと感じたことを申し上げ、いろいろあると思いますけれども、まだ動いていないということで、一緒に散策していながら、トイレが足りないのかなというようなこととか、動物のことですけれども、元気がないなど。ほかのお客さんが来たときに、がっかりするような印象を受けるのかなというような気持ちもいたしました。いずれにしろ、これから本格的な計画を立てて進むということですので、町民の皆さんが本当に期待を持てるすばらしい史跡にさせていただきたいなど、そのように思います。

まだまだこれからということですので、私はあと町長に最後、どのような考えであるのかお聞きして、終わりたいと思います。私たちもすばらしい先生をお呼びして、勉強会を行ってございましたけれども、アドバイザー的な方をご招待して、相談を一緒にしていくのか、どのようにして進めていくのか、町長のお考えがありましたら、お聞きいたしたいと思います。お願いします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

国史跡指定になった三戸城跡の活用につきましては、コロナが始まる前だったと思うのです。なってすぐだったかな、千田先生という非常に歴史の中でも有名な方をお

呼びして、講演を行いました。また、昨年は南部利文公、そして県の文化財保護課の課長もやられた岡田先生もお呼びをして、講演等もやっております。来年度につきましても、新たに今非常に有名な先生をお呼びして、そういった三戸城の歴史にまつるところの講演会を開いていく準備を今しているところでございます。

また、そういった歴史に親しむ、そしてまた新たな視点での三戸町というものに着眼をしていくことで、新しい見方の歴史観であるとか、自分たちの住む地域の価値、また誇れることというものを改めて再認識してもらうことが非常に大事なのかなというふうに思っております。

史跡の整備につきましては、ただいま担当のほうからも議員の質問に対してご答弁がありましたように、様々計画を進めながら、また文化庁からの指摘もいただきながら、進めていくことになろうと思っておりますが、どれぐらいのものが本当にできていくのかというのは、まずこれからの調査等にもよりますので、予断を持った話ではできませんが、できれば毎年毎年新しい情報が出るような、そういった取組になればいいのかなというふうに思っております。

また、城山と直接関係あるといえはるのですけれども、先般盛岡の谷藤市長のところにちょっとご挨拶に行ってきました、三戸から盛岡藩になっていく過程で、当時は盛岡と三戸の人のつながりというのも非常に濃厚だったと思うのです。ところが、明治、大正、昭和、平成、令和とここまできると、その交流というのなかなか思うように見えてきていないということで、市長を訪ねて、例えば子供たちの交流であるとか、向こうの資料館に私たちのほうから勉強に行くでもいいです、こっちからリンゴ売りに行くでもいいです。盛岡にもリンゴはたくさんあるでしょうという話はしたのだけれども、それでも何とかそういう場を設けていただきながら、お互いに交流していきましようという話でご了解をいただいてきております。まず、そういったお互いの盛岡、三戸、また歴史を通じた南部家の関わりを広げながら、また再確認しながら、この国史跡指定の三戸城跡を十分活用していきたいというふうに考えております。

○3番（和田 誠君）

よく分かりました。

私から、やっぱり町民の声も聞き入れ、大いに参考にして、史跡づくりに励んでいただきたいと思います。まだ始まったばかりだということで、ちょっと私の質問は早過ぎたような気がいたしますけれども、皆さん非常に心配していると思いますので、私のほかにもたくさん質問出てくることと思います。頑張って進めていただきたいと思います。

以上、簡単ですが、私の質問を終わります。

<9番 番屋 博光議員>

1. 鳥獣被害と対策について

○議長（竹原 義人君）

9番、番屋博光君。

○9番（番屋 博光君）

それでは、通告書に従いまして私の一般質問をさせていただきます。

まず、鳥獣被害と対策についてということで、農作物への鳥獣被害が多発している中で、近年はイノシシの被害が非常に増えております。町では、イノシシに対する災害状況を把握しているのか、把握しているのであれば、どのような対策を講じているのか。そしてまた、ニホンジカ、熊の被害、そして鳥インフルエンザの発生状況など、最新のことをお知らせいただければと思います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、番屋博光議員の質問にお答えを申し上げます。

三戸町の鳥獣被害と対策につきまして、3点の質問でございます。町では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、これにのっとり、鳥獣による農作物被害対策を実施しております。被害の把握につきましては、農林業者等からの鳥獣の目撃や農作物被害の情報提供を受けて、青森県猟友会三戸支部会員で構成された三戸町鳥獣被害対策実施隊による現地確認等により、鳥獣の種類や被害状況を把握しております。特にイノシシについては、生息域が拡大しており、近年青森県での目撃情報や農作物被害情報が寄せられているところであります。

初めに、1点目のイノシシによる被害状況及び対策についてであります。令和3年度は目撃情報が数件あったものが、令和4年度については梅内沼尻地区の水田における稲の倒伏、杉沢地区の水田への侵入や畑の掘り起こし、斗内菅田地区のリンゴ畑の地面の掘り起こし、斗内乗上地区の長芋の掘り起こし及び食害など、広い地域で被害や出没が確認されている状況となっております。

町におけるこれらの対策といたしましては、さきに申し上げました三戸町鳥獣被害対策実施隊による農地の見守りや、被害箇所への箱わな設置による捕獲活動のほか、農地周辺への緩衝帯の設置や農地侵入防止策としての作物残渣の除去などの助言、被害のあった農地に対しての電気柵設置補助事業など、様々な面からの施策を講じているところであります。

イノシシ捕獲については、県や近隣市町村が合同で実施しているICTを活用した捕獲研修会へ参加するなどし、わなの設置方法や場所などについて学ぶなど、捕獲技術の向上に努めております。なお、今年度、現時点における捕獲状況は5頭となっていると青森県猟友会三戸支部からお伺いしているところであります。

2点目のニホンジカ、熊の被害状況についてであります。ニホンジカにつきましては年に数件の目撃情報が報告されておりますが、農林業に係る被害の報告はない状況となっております。熊による被害につきましては、斗内地区や川代地区、貝守地区におけるリンゴや飼料用トウモロコシの食害が発生しております。この対策といたしましては、イノシシの対策と同様に、町鳥獣被害対策実施隊による圃場の見回りや箱わなの設置による捕獲活動、農業者への緩衝帯や電気柵設置等の助言を行うとともに、電気柵設置等に係る補助事業を実施しております。捕獲実績といたしましては、令和4年度は昨年度より3頭多い計7頭を捕獲しております。

それでは、3点目の鳥インフルエンザの発生状況についてであります。令和4年度においては、現在まで発生はない状況となっております。

今年度における県内及び全国の発生状況についてであります。県内においては横浜町で2件、三沢市で1件の発生が確認され、3件で合計約150万羽が殺処分の対象となっております。また、全国においては、10月28日に国内1例目が確認されて以来、2月24日現在で過去最多の25道県76事例が発生し、約1,478万羽が殺処分の対象とな

っているところでもあります。

今シーズンは、いつどこで発生してもおかしくない状況となっておりますので、町民の皆様におかれましては、死亡した野鳥を発見した際は、触らずに役場までご一報いただきますようお願い申し上げます。

今後も農林業者の皆様が安心して農業に取り組める環境づくりを支援してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○9番（番屋 博光君）

今年の被害状況は、ある程度把握できました。そこで、その被害なのですけれども、昨年三戸町では丸イモの被害がありました。そのときの写真、これは田子町の丸イモの被害です。三戸町ではここまではいっていませんけれども、恐らく農林課のほうでも写真を撮って把握したと思います。これがどんどん増えてくると、こういう状態でこれがもっとひどくなって、1反歩ぐらい全滅、やられています。その拡大したところを見てもらいました。

もう一つが稲の作物なのですけれども、これもこの辺全体が潰されて、収穫できない状態になっております。もう一つは、立っている場所も収穫はできるのですが、この近辺のところになると、臭いが物すごく強くて、白米にしても炊いたときに臭いがするそうです。もしこれが一般物に混じっていくと、何十トン、何百トンという、それに一回混じってしまうと、莫大な被害になると、そういうことも懸念されますので、その辺は農家の方々に農林課として、そういうところは刈り取らないように指導していただければというふうに思います。

それと、イノシシの被害というか、対策としてですけれども、わなに關してもそうなのですけれども、ワイヤーでやっています。これがワイヤーでやって、ここに枯草なんかを入れてここに入ると、足首がワイヤーで縛られるようになっていきます。足が挟まって、それで動けなくなる。そして、これがちょうどかぶせた状態なのですけれども、ここにパイプがあって、中にばねが入っていて、そのばねが足が入ることによってばねで縛られるようになっていきます。こういう状態で、これの大きさが結構あるのですけれども、ただこれの免許が必要なのです。たしか元年でしたかに講習会をやっていますけれども、これなどの講習会、年に何回やっているか、いつ頃実施しているのか、ちょっとお知らせください。

○農林課長（極檀 浩君）

ただいまのわなの講習会、何回やっているかということですが、狩猟免許を取る講習会は3回やっています。八戸市、青森市、弘前市ということで、3回やっていると状況でございます。大体6月ぐらいから始まっていると。その会場で変わりますけれども、6月程度から始まるというふうな状況でございます。

町としましては、そういう情報は農林課等で開催時期のついたポスターを貼っていますし、猟友会等にもご案内しているというような形で進めてございます。

以上です。

○9番（番屋 博光君）

講習会は6月だけですか。ほかにありますか。

○農林課長（極檀 浩君）

6月だけというわけではなくて、6月、7月とか10月とか、その会場、会場で変わ

っていくと。それは、毎年公安委員会のほうから言ってありますよという案内が来ますので、その都度いつやるかというのは変わってくるかと思われま

以上です。

○9番（番屋 博光君）

ちょっと私が聞いたところによると、県民局というか、青森の主催でやっているのを聞いています。6月、8月、9月、年に3回というふうに私は聞いておりますが、それはその場所の自治体によって変更があるということですか。

○農林課長（極檀 浩君）

ただいまの答弁でしたけれども、まず各3つの場所で3回ほどやっています。講習会自体については、最初に6月にあつて、その次の2回目、3回目、同じ1つのセットの中で3回と聞いていました。最初は筆記とか技術、次は技能とか、そういうふうな形のものが、メニューがあつて、3回ほどやっているというようなことで情報をいただいております。

○9番（番屋 博光君）

メニューがあるということは、1回の中でメニューが講習と実地とかと様々分かれてあるということですか。

○農林課長（極檀 浩君）

ちょっと分かりづらい表現でした。1会場で3回、今年の講習を受ける場合に、まず最初に知識とかやって、技能があつて、あと最終的にテストとか、そういうふうなことで3セットといいますか、1つの会場で3つの講習会というか、一つの講習会で3回あると。

（何事か言う者あり）

○農林課長（極檀 浩君）

3回受講で一つの講習会という……講習会がその年に1回あります。その中身に6月、7月、8月というふうな形で、3回受けるということになります。

以上です。

○9番（番屋 博光君）

大体分かりました。ちょっと再確認なのですけれども、一つの会場ということは、例えば八戸なら八戸の免許のところで行った場合に、6月がまず学科とかやって、その後は実地とか現場行って、最後にまた試験とか、そういう形になるのですか。

○農林課長（極檀 浩君）

イメージ的に、そういうイメージで取っていただいて大丈夫です。

○9番（番屋 博光君）

分かりました。そのときの講習、免許取るのにどれぐらいかかるものですか。

○農林課長（極檀 浩君）

狩猟免許についての費用となりますけれども、狩猟免許3つほどあります。わな猟をするやつと、あとは装填銃、普通の銃を使う第1種猟銃の免許と、あとは空気銃の第2種猟銃免許とあります。その中で、先ほどくりわなの話が出ましたので、わな猟、くりわな、こちらは狩猟税が8,200円、あと申請手数料が1,800円で、合計1万円ほどかかると。銃については、第1種猟銃で1万8,300円、第2種猟銃で7,300円と、こちらが狩猟の免許を取る場合に必要となる経費でございます。それに対して町からは、狩猟免許を取って、その後猟友会、鳥獣被害防止実施隊に加入するというので、町から全額の補助ということしております。

○9番（番屋 博光君）

町から全額補助と言いましたか。講習にかかる費用は、町が全額負担ということですか。

○農林課長（極壇 浩君）

町といいますか、三戸町有害鳥獣被害対策協議会というところがございます。これは、国から補助金もらいまして、町経由で補助している、そちらの協議会から補助するという形です。そのため、補助を受けるには、狩猟免許を取りまして、その後協議会で実施隊に入るというふうな条件、こちらがあつて補助というふうになります。

○9番（番屋 博光君）

その場合に、全額補助ということですよ。何度もしつこく聞きますので。

それと、そのとき資格を取るのには全額補助ということで分かりましたけれども、電気柵とかわなに関しての助成金というのはあるのですか。

○農林課長（極壇 浩君）

電気柵とかわななども、先ほどの協議会のほうから費用の3分の1の補助を行ってございます。

○9番（番屋 博光君）

電気柵に関しては3分の1の補助ということで、もしこれまでくりわなの資格、講習会何回かやっていると思うのですけれども、その資格を取っている方、何名ぐらいいて、それをやっている方三戸町でおられましたら、お知らせ願いたいと思います。

○農林課長（極壇 浩君）

まず、狩猟免許を持っている方ということで、猟銃とかわなではありますけれども、猟友会の方はまず持っているということです。今現在猟友会の方が25名いらっしゃいます。三戸町の特徴としては、女性が2人いるということ、あと年齢層が20代、30代の方が8名、60代が6人、70代7人、80代2人と、あと40、50代が1人ということで、若い方とお年寄りの方と、ちょっと両極に分かれている状況というのが猟友会の現在の構成になっております。

○9番（番屋 博光君）

猟友会のことは分かるのですけれども、くりわなを取った人です。

○農林課長（極檀 浩君）

失礼しました。くくりわなというか、わな猟の免許を持っている方、こちらはさっきの猟友会の中で3名がわな猟の免許を持っているということです。ほかの方は、猟銃の免許となります。

○9番（番屋 博光君）

猟友会に関してばかり言っているのですけれども、一般の農家というか、そういう方々でわなを持った方はいないのですか。

○農林課長（極檀 浩君）

今現在つかんでおるのは猟友会の方で伺っています。一般の方と言われますと、令和4年度に1名の方がわな免許を取って、今現在猟期にイノシシを取ったりしているというような情報はいただいております。ほかに農家の方でとか、そういう情報はちょっとうちのほうにはまだ入ってございません。

○9番（番屋 博光君）

猟友会に25名いて、それなりのわな猟は取っていると思いますけれども、やっぱり農家の人たちもわなをやらないと、多分手が回らないのではないかと思います。現在うちのほうでもそうなのですから、物すごくイノシシが頻繁に見えています。見えていますし、被害もありますし、今のところはちょっとした被害なのですから、それが今年結構増えているので、もしかすると今年これよりもっとひどくなるのではないかなと思います。稲でもそうなのですから、丸イモもやっている方もいますし、あと野菜なんか自分のところに植えている方もいると思いますけれども、ジャガイモとか、そういう芋類は好んで食べますので、そういう被害はもっと今年は拡大するのではないかなと思います。

そういうことを踏まえると、やっぱり猟友会で手回らないと思います。あっちで出ました、ではお願いしますと言ってやって取れるものでもないし、前に田子の川代が十何年も前からイノシシの巣になっていまして、川代のほうに人工授粉行ったときも、猟友会の方が十何人いて、捕獲やっていました。その前にも、こういうくくりわな、箱わな、全てやったけれども、全然入らないと。それがどんどん増えて、今では秋田県側、青森県というか、三戸、田子の隣なのだけれども、そっちの量が増えてきていると。ここ二、三年かな、イノシシが頻繁に見に来ているのは。その前はそんなに私どもも気にはしていませんでしたけれども、今そういうふうが増えてきている。

そういった中で、ただ猟友会が動いたからといって、それだけで取れるはずもないし、その辺は農家の方々がそういう講習会をやらせて、自分のところは自分たちで守りましょうという形を取らないと、これもっとひどくなると思います。だから、今年がどれぐらいの被害が出るか、その辺ちょっと観察していかなければならないかなと思っています。

それともう一つが、くくりわなに関して、町で助成というか、そういう資材に関しての補助というか、そういうのは考えていますか。

○農林課長（極檀 浩君）

わなに対しての補助ということで、くくりわなも同じく3分の1で同様に考えてございます。ただ、今まで申請がない、くくりわなに関してはないという状況でございます。電気柵とか箱わなについては、年何件か申請がございまして。今年度は、電気柵

が2件、同じところ、1回つけて、その隣も被害があったので隣にもつけたというふうな状況とかがあります。あとは箱わな、小さいハクビシンとか、そういうような小さいものからイノシシサイズぐらいだと、このぐらいのものまでの補助というのは申請が来ている状況です。

○9番（番屋 博光君）

電気柵も箱わなも3分の1補助ということですか。それと、それに何も上限ないですか。

○農林課長（極檀 浩君）

上限ということでございます。その年の予算もありますけれども、ものに対しての上限というものは特段設定はしていません。ただ、電気柵の場合ですと、やっぱり面積がありますので、そのときにつけられるもの、大体16万円、20万円とかありますし、バッテリーについてもソーラーであったりと、あとは電気引っ張るものによってもかなり変わりますので、その時々で状況で判断させていただいてございます。

以上です。

○9番（番屋 博光君）

そうすると、20万円の電気柵をつけた場合はその3分の1が助成になる。もっと大きくなれば、それなりの柵ということですよ。今電気柵に関してはそうでしょうけれども、わなの資格、今年度はどういうふうに考えていますか。

○農林課長（極檀 浩君）

わなの資格というか、狩猟免許の取得に対しての補助ということだと思われかもしれませんが、免許取得に対しての補助もこれまでどおりやっていきたいと思っております。例えばわなの補助についても、これまでどおりやっていくということで進めたいと考えてございます。

以上です。

○9番（番屋 博光君）

これまでどおりということなのですが、わなにに関して農家の方々が、猟友会はもちろん持っているのしょうけれども、農家の方々にこういうことがありますということを通知はしているのですか。

○農林課長（極檀 浩君）

通知としては、チラシを回覧で配布してございます。全戸回覧していただきましたので、それを見ていただいた方からお話があったりということでございます。

○9番（番屋 博光君）

そうすると、今年度、令和5年度は、いつ頃予定して、その通知をいつ頃出す予定ですか。

○農林課長（極檀 浩君）

5年度の予定でございますが、詳しくはまだ決めてございません。というのは、補助金を国のほうに出して申請して、決定を受けてからという形になりますので、早く

でも5月、6月にその手続になるのかなと思われます。その後には皆さんには周知するという形になるかと思われます。

○9番（番屋 博光君）

分かりました。ぜひ農家の方々に通知してもらって、なるべく資格を取ってもらって、捕獲してもらいたいなと思います。

それと、今ちょっとカモシカとかニホンザル、カモシカの場合は最近見かけないのですけれども、これも近くで撮ったやつなのですからけれども、最近カモシカちょっと見なくなって、逆にイノシシが増えていますけれども、そのほかにニホンザルが何年か前にも見たという人がいました。これが撮った写真なのですからけれども、これ一ノ渡の上りのところのガードレールに立っていて、そこから撮ったら木の上に上がったところで写真撮ったのですけれども、こういうのが最近というか、これ去年なのですからけれども、撮ったやつが。こういう被害が、サル被害はまだ出ていませんけれども、こういう情報が入っていたら教えていただければと思います。

○農林課長（極壇 浩君）

まず、カモシカについては、あれは天然記念物となつてございまして、ニホンジカとはまた違う扱いと種目でございます。生息がちょっと最近見えていないということですからけれども、多分山の奥に行けばいるかなと思われます。

あと猿ですが、特段猿の目撃情報、被害情報というのは、最近は入つてございませぬ。ただ、何年か前にはやはり梅内城ノ下地区とか、町なかにも出たりして、そういうときには放送をかけたとかもしてございます。まだ一ノ渡ということですので、袴田のほうから聞いたといううわさはちょっと聞いてございませぬので、何かありましたらご一報いただければと思います。

ただ、目撃したというだけではなかなか手を出すことができないというのは、鳥獣保護の観点からもございますので、危険回避という形の周知なりにさせていただきたいと思います。

○9番（番屋 博光君）

ニホンザルの場合、私も写真撮れたのは今回初めてなのですからけれども、前回は何年か前にも杉ノ平のところニホンザルを見たという人がいるのですけれども、本当に見たのかどうなのか、私も半信半疑だったので、こうやって実際に写真で撮ったのを見ると、ああ、そうかなと。なかなかこっちにはニホンザルというのはあまり見かけないのが普通なのですからけれども、そういう被害があったときは連絡させていただきます。

それとあと、鳥インフルエンザですからけれども、今外国のほうでは人にもうつって死亡した方も報道されています。昨年、おととしか、三戸町でも鳥インフルエンザが出て、町の草地に埋めた経緯もあります。そこを管轄しているのは、三戸牧野組合なのですからけれども、その組合長を私もやっているところで、なかなか相談も受けました。あそこも県のほうで地質調査をして、下に盤があつてあそこを掘れないということで、別なところを見つけてくださいということは言われていますけれども、実際見つける前に出てしまつて、では捨て場所どこにしましようとなつたときには、ほとんどの鶏舎、ブロイラー関係は自分たちで捨てる場所、そういうところは見つけておかなければならない。そうやって申請しているはずなのですからけれども、捨てる場があまり小さくて駄目だということで、町のほうに要請が来ていたと思いますけれども、そこに

埋めた場合に、前にも聞いたと思うのですけれども、再確認したいと思いますけれども、何年ぐらい手つけられないのか。それと、もし手をつけるとしたらどういう形でやればいいのか、知っている範囲内でお願いします。

○農林課長（極 檀 浩君）

鳥インフルエンザが発生した場合の埋却地でございます。先ほど議員からもあったように、鳥だけに限らず、豚でも牛でもそうなのですが、発生した場合には自分の土地というのがまず原則となります。例えば自分が持っている土地の近くに水が湧くところがあるとか、川があったりとか、飲料水のほうに影響があるとか、そういう場合にはそこには埋められないとなります。その埋める場所については、毎年家畜保健衛生所のほうへ頭羽数調査のときに報告しているかと思われまます。

三戸で今回あったとき、埋める場所もちょうんと用意していましたが、実際に埋めようとして掘ったときに水が湧いてきたということもあって、そこはできないと。そういう場合には、国であり、県であり、町でありの土地に埋めてもいいよとなつてございますので、急ぐということもあつて、前回は第2牧野、あちらのほうへ埋却させていただきました。

埋却した後なのですが、3年間この場所への立入りを禁じるということになっておりまして、3年間はその場所に入ることもできないし、手をつけることはできないとなっております。その3年後なのですが、3年後はもう一度県のほうで調査をいたしまして、土が周辺に影響がないとか、埋却の後普通の状態戻つたと確認されれば、そこはまた再利用できるということになっていると聞いてございます。

他県ですけれども、埋却の跡地、また土を埋めて公園にしたとか、そういうふうな話も聞いてございますので、それはそのときのケース・バイ・ケースで県と話し合いながら進めていくということになるかと思ひます。

○9番（番屋 博光君）

ちょっと私が聞いたのと若干違いますけれども、確かに発生して埋めた場合は3年間は手つけられない。その後利用するのであれば、それを掘り起こして中にあるシートとか、そういう異物の撤去もあると思ひますけれども、それも今のところ全国どこから聞いても、まだそのままの状態、埋めることもできなければ、何かに使うということできない、その辺のところはまだはっきりしていませんということを私は聞いておりますけれども、公園とか、そういうふうになっているところもあるのですか。あつたら教えていただきたいと思ひます。

○農林課長（極 檀 浩君）

実際埋却については、家畜伝染病予防法に基づき焼却、埋却及び消毒に関する留意事項というのがありまして、その中で埋却後3年間は禁ずるところまで書いています。その後については、なかなか詳しくついていないのです、実は。その後は現状を見ながら、県とかと協議して調べながら、土壌調査して判断するというふうな形になるというふう聞いてございます。

その後、先ほど言った公園とかということなのですが、インターネットとかでちょっと見たのですが、九州のほう、そちらのほうの、ちょっと市とかはあれですけれども、発生した場合に、三戸よりも何年か前、三、四年前だつたと思うのですけれども、になっていたというふうな記事を見たものですから、ちょっとここでお知らせさせていただきます。

○9番（番屋 博光君）

分かりました。そういう記事が出たということであれば、やっているところも、もしかすればあるかもしれません。私が聞いたところでは、全くそういうあれはないというふうに聞いていましたのだけれども。

それと、それやった場合に、その土地は町で貸しているのか、それとも売却しているのか、発生した方に埋めた場所、埋めた面積をその業者に売却したのか貸しているのか、それはどっちなのですか。

○農林課長（極檀 浩君）

公園にした場所の話でございますか。ではなくて、普通に埋却した場合、まず町の土地に、埋却した場合には、そこは町のもので、経営者の持ち主とか、そちらのほうにかかる費用とか、売るとか、そういうものはないです。町の土地に埋めたということで、県の土地でも国の土地でも同じでございますけれども、それを経営者の持ち主に売るとか、そういうことはないです。あくまで町が埋めるとして用意した場所ということでありまして、そういうふうなことは発生しないということです。

○9番（番屋 博光君）

もう一度再確認したいと思います。そうすると、町の土地に埋めたということは、もう無償で埋めさせたということで、ちょっと話に聞くと、そういうふうに経営者の持ち主が自分のところに埋められない場合、ほかの町でも県でもそうなのでしょうけれども、その土地を埋めた面積の部分を買取るか、または借りるかというふうに私は聞いたのですけれども、その辺もう一度確認したいと思います。

○農林課長（極檀 浩君）

まず、埋却に係るものですが、埋却にかかる経費については県が持ちます。これは、国から鳥インフルが発生したときの補助金という形で県から出ます。今回経費から言いますと、そこで従事した町の職員であるとか、そういうふうな方たちの時間外ですか、そういうのも出ます。今回三沢で出ましたけれども、各町村から応援に行きました。そのときの費用等もそれから出ています。ということですので、もし埋却した場所、埋却経費も県のほうで持つということですので、それに対しての経費は発生農場の持ち主には行かないというふうに、発生農場の経営者が経費を負担することはまずないと。

あと、自分の農地、山とかにあつて、そこに埋めるとなった場合についても、その経費についても県のほうで負担するというふうな仕組みになってございます。ですので、埋めることに関しては、発生農場主に負担が行くということはないというふうになります。

○9番（番屋 博光君）

そうすると、そういう発生、鶏に限らず豚でも牛もそうなのでしょうけれども、伝染病が発生した場合は、全ては県が持つということ。ちょっと私が聞いたのは、持ち主がその土地、作業とか、そういうものに関しては県が持つというのは聞いていたけれども、土地のほうまでは出したところが買取るか借りるとかという話を行政機関のほうからちょっと聞いたもので、それを確認しました。そういうことであれば、その業者もそうでしょうけれども、畜産を営む我々も、その辺はそれなりに確保して

おかなければならないなと思います。
以上で私の質問を終わります。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。

午後 3 時 28 分 散会

第4日目 令和5年3月10日（金）

○議事日程

第1 一般質問

- 竹原 義人議員 1. 総合計画の施策の成果と田舎観光の発信について
2. ウクライナ避難民の受け入れと国際性豊かな人づくりについて
3. タムワース市訪問について
- 佐々木和志議員 1. 人口減少対策について
2. 空き家等対策について

第2 議員提案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

第3 議員提案第2号 三戸町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

第4 議案第1号 三戸町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

第5 議案第2号 三戸町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

第6 議案第3号 三戸町情報公開条例の一部を改正する条例案

第7 議案第4号 三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案

第8 議案第5号 三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案

第9 議案第6号 三戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第10 議案第7号 三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

第11 議案第8号 三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

第12 議案第9号 三戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

第13 議案第10号 三戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案

第14 議案第11号 三戸中央病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第15 議案第12号 三戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

第16 議案第13号 町道路線の変更について

第17 議案第14号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について

第18 議案第15号 さんのへパークゴルフ場の指定管理者の指定について

第19 議案第16号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第11号）

第20 議案第17号 令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

第21 議案第18号 令和4年度三戸町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

第22 議案第19号 令和4年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第23 議案第20号 令和4年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）

第24 議案第21号 令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

第25 議案第22号 令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第3号）

- 第26 議案第23号 令和5年度三戸町一般会計予算
 第27 議案第24号 令和5年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算
 第28 議案第25号 令和5年度三戸町営簡易水道事業特別会計予算
 第29 議案第26号 令和5年度三戸町下水道事業特別会計予算
 第30 議案第27号 令和5年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算
 第31 議案第28号 令和5年度三戸町介護保険特別会計予算
 第32 議案第29号 令和5年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算
 第33 議案第30号 令和5年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別
 会計予算
 第34 予算特別委員会設置（令和5年度予算議案8件付託）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（14人）

- 1番 柳 雫 圭 太 君
 2番 小笠原 君 男 君
 3番 和 田 誠 君
 4番 越 後 貞 男 君
 5番 乗 上 健 夫 君
 6番 山 田 将 之 君
 7番 栗谷川 柳 子 君
 8番 藤 原 文 雄 君
 9番 番 屋 博 光 君
 10番 千 葉 有 子 君
 11番 久 慈 聡 君
 12番 澤 田 道 憲 君
 13番 佐々木 和 志 君
 14番 竹 原 義 人 君

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

- | | | |
|-------|-------------------|-------------|
| 説 明 員 | 三 戸 町 長 | 松 尾 和 彦 君 |
| 委任説明員 | 副 町 長 | 馬 場 浩 治 君 |
| | 参事（税務課長事務取扱） | 遠 山 潤 造 君 |
| | 参事（住民福祉課長事務取扱） | 馬 場 均 君 |
| | 参事（総務課長事務取扱） | 武 士 沢 忠 正 君 |
| | 参事（三戸中央病院事務長事務取扱） | 沼 澤 修 二 君 |
| | 健康推進課長 | 太 田 明 雄 君 |
| | 会計管理者（会計課長） | 井 畑 淳 一 君 |
| | 農 林 課 長 | 極 檀 浩 君 |
| | 建 設 課 長 | 齋 藤 優 君 |
| | まちづくり推進課長 | 中 村 正 君 |

総務課財政指導監	下 村 太 平 君
三戸中央病院事務次長	松 崎 達 雄 君
総務課防災危機管理室長	多 賀 昭 宏 君
まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北 村 哲 也 君

○農業委員会事務局

説 明 員 会 長	梅 田 晃 君
委任説明員 事 務 局 長	極 檀 浩 君

○教育委員会事務局

説 明 員 教 育 長	慶 長 隆 光 君
委任説明員 事 務 局 長	櫻 井 学 君
史跡対策室長	奥 山 昇 吾 君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	貝 守 世 光 君
主 幹	櫻 井 優 子 君

午前10時00分 開議

○副議長（佐々木 和志君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問

<14番 竹原 義人議員>

1. 総合計画の施策の成果と田舎観光の発信について

○副議長（佐々木 和志君）

日程第1、一般質問を続行します。

14番、竹原義人君。

○14番（竹原 義人君）

それでは、私から一般質問を始めさせていただきます。項目が長いですので、よろしく願いいたします。

1番、総合計画の施策の成果と田舎観光の発信について。1、10年後の三戸町を思い描いた意見の今現在は、第5次三戸町総合振興計画策定に当たり、多くの町民の意見を反映させるため、三戸YORIAI未来会議やまちづくりビジョン懇談会など開催されました。それらの意見はどのように施策に反映され、実行されているのか伺います。

2、三戸町の魅力発信について伺います。昨年は、城山公園が国史跡指定を受け、今年は南部藩で同じ盛岡市が世界で行きたいところ、ロンドンに次ぐ2番目であり、観光客誘致が見込まれます。三戸町もチャンスと捉えます。三戸町の田舎にスポットを当て、素朴な巨木5本めぐりやからくり人形の里、食べ物では粉もの食文化、田舎菓子類を楽しむなど、地域も活性化させる効果的な田舎観光事業などの発信について伺います。

○町長（松尾 和彦君）

おはようございます。それでは、竹原義人議員の質問にご答弁申し上げます。

1点目の、10年後の三戸町を思い描いた意見の今についてであります。第5次三戸町総合振興計画の策定に当たりましては、町民の意見を計画に反映させるため、三戸YORIAI未来会議を平成30年度に4回開催し、町民の思い描く10年後の三戸町についてのご意見を集約しております。また、いただいたご意見は、本計画の基本目標や主要施策のうち、空き店舗の積極的な活用や、多様化する保護者のニーズに対応した保育サービスの充実、住み慣れた地域で安心して暮らせる高齢者の見守り支援などへ反映しており、現在これらの施策への取組を進めているところでございます。

また、平成30年度に開催した町制施行130周年記念まちづくりビジョン懇談会では、気鋭の若手や教育、自治会等の関係団体の方々と対談させていただき、町の課題や10年後どのような三戸町で暮らしていきたいかについて、三戸町の将来に対する大変貴重なご意見を頂戴しております。

今後も町民のニーズや価値観が多様化する中においても、町民との対話を大切に、皆様からのご意見をお伺いしながら、町民と行政との協働によるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、2点目の三戸町の魅力発信についてであります。アメリカのニューヨーク・タイムズ紙が今年1月に発表した2023年に行くべき52か所に盛岡市が選出され、ロンドンに続く2番目に紹介されております。中心市街地に歴史的な建物と川や公園などの自然があり、まちを歩いて楽しめることや、食や書店、ジャズ喫茶等の文化が根づくまちであることが高く評価されたものです。

議員からご紹介をいただいておりますように、当町にも様々な魅力的な食材や名所、風景等がございますので、町の公式観光アプリの内容を充実させ、広く紹介するとともに、各種SNSを活用し、町のさらなる情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○14番（竹原 義人君）

今答弁をいただきましたけれども、三戸町総合振興計画1ページに先ほどの答弁のように、本計画の策定に当たっては、町民皆様のご意見を第一義と考え、10年後の三戸町を思い描く三戸YOR I A I未来会議を開催し、様々な意見をいただいたというご答弁であります。そして、空き家店舗等の、それから高齢者等の施策を反映しているという答弁でありますけれども、この三戸YOR I A I未来会議のまとめているものは、三戸町の誇りに思うこと、もっともっと伸ばしてほしいということ、これには13件の持込みがあり、からくり人形の里など個性的な取組、そして小中学校の教育の質、これはもう自慢できるのだと。ですから、もっともっと伸ばしてほしい。それから、ちょっと解決したいと思うこと。城山公園来園記念品等の販売所開設、観光振興に結びつく施設整備と中心街の再興という8件のまとめがございます。

そして、10年後、町長も10年後の三戸町をどんなまちにしたいかということですが、25件のまとめの中には、宿や飲食店街があつて、若い人たちが働けるまち、空き家を活用して城下町のような商店街をつくるに入っております。これらをどのように取り組んでいるのか、具体的にお答えいただきたいと思っております。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ただいま竹原議員からご質問いただきました10年後の三戸町をどうしたいかというご意見について、どのように取り組んでいるかということですが、今回振興計画のほうに出ている集約された意見として計画に反映されたものをご紹介させていただきますと、まず第2編第3章第1節の中で、安全で快適な生活基盤を備えたまちというところがございますが、集約された意見で、きれいな風景を守り、自然を生かしたアクティビティーがある環境に優しいまちを目指してほしいというところでは、ごみの減量、リサイクルの推進、環境保全の充実に努め、それに即した事業を展開してまいりますようとか、あとは空き家を活用して城下町のような商店街をつかってほしいというご意見に対しては、第2編第3章第2節の農商工・活力あふれるまちの中で、空き店舗の積極的な活用というところで踏まえてございます。

それ以外にも、年を取っても安心して暮らして、独りにならないまちを目指してほしいというご意見に対しまして、第3編基本計画第3章の51ページになりますけれども、支え合い、安心して暮らせる「健幸」のまちという中で、介護予防・生活支援サービスの充実、見守り支援の推進というところで、各課においてこの中で進めていこうというものでございます。

ご質問にありました宿であるとか、あと飲食店等につきましては、例えば飲食店のほうにつきましては、空き店舗を活用した新規の店舗を開設するための補助金を創設したりとか等々ございますけれども、全ての意見を反映させるということは、すぐにはできないものであるとか、長期的に時間が必要なもの、また内容を見直して実施できるもの、できないもの等がございますので、できる限り計画に落とし込めて、まず進めてまいっております。

部分の修正等も計画の中でローリング方式で毎年度見直しをしております、まず前期の計画期間というのが令和2年度から6年度までの5年間となっております、後期が7年度からの5年間となりますので、その中間年に必要な見直し等も行っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○14番（竹原 義人君）

ただいま答弁をいただきました。まちづくりビジョン懇談会のほうでは、町長は今回の懇談会の内容をというような、懇談会が終わってから、これもまとめて、今回の懇談会の内容を記録し、振り返り、羅針盤のように三戸町の方向性、目指す姿を示していきたいとも発言をしております。発言は大変重いと思います。議会の発言も重いですが、これらの団体との交渉で発言、まとめるときの言葉というものは大変重いと思いますが、今の課長の答弁にもありましたけれども、今すぐできるできない、それから財源があるかないとか、そういうことも大事であります、意見として出た宿泊施設の問題、また若者が働けるまちなどありましたけれども、行政執行部として、その推進策を常に頭に置いて考え、国、県の動向等の情報収集など、先ほども聞きましたけれども、常にどのように捉えているのか伺います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

三戸Y O R I A I 未来会議が平成30年度に開催されまして、同じくまちづくりビジョン懇談会というものも平成31年の3月21日に開催されてございます。三戸Y O R I A I 未来会議のほうは、まず今後10年間のまちづくりに町民の意見を反映させるために4回開催されたものでございまして、まちづくりビジョン懇談会のほうは町政の130周年記念事業として、同じような内容でまちの課題、10年後どのような三戸町で暮らしていきたいかということでの対談がされたものでございます。

計画策定のために開催された三戸Y O R I A I 未来会議ではございますが、まちづくりビジョン懇談会の中でも、例えば人口が減少していく覚悟を持ちつつ、三戸町の町並みは残していかなければならない、三戸町は三戸町のやり方を考え、新しい動きをつくっていききたいと思うとか、今まで以上に若い世代の人たちが三戸町に住み、町を活性化してくれたらいいなとか、働く場所の確保であるとか、様々な人と本音で語り合うことができるこれからの時代には必要なことですか、というような貴重なご意見をいただいております、その出された意見というものは、三戸Y O R I A I 未来会議で集約された意見と重複する部分もございまして、双方の会議で出された意見というものが計画のほうに反映されていると考えております。

それ以外の様々な場面でも出された意見というものは、別の視点で考える機会にもなりますし、事業の見直しする際の参考となりますので、いただいたご意見というのは検討を重ねまして、今後できるだけ反映できるように努めてまいります。課題である宿泊であるとか働けるまち等につきましては、まだ達成できていないものにつき

ましては、随時見直しなり検討を行って、進めてまいっているところでございます。
以上です。

○町長（松尾 和彦君）

まちづくりビジョン懇談会のところについて、私からもう少し補足をさせていただきます。

130周年記念事業として行いましたまちづくりビジョン懇談会、ただいま議員からもお話がありましたように、将来に向けてこれを記録し、残して活用していきたいと、そういうふうなお話をさせていただきました。その基になっているのは、以前、過去ですけれども、松尾栄町長が当時各界の方々といろいろ意見交換をした、その記録を読ませていただいたことがございます。それを見た際に感じたことは、やはり私も、時代の大きな流れの中で、あの当時はこういう苦労があったのだと、こういう課題があったのだと、では今はどうなっているのだと、いろんなことを感じながらやっていくための材料というのがこれからの三戸町には必要だろうと、そういう思いでこの企画をやったものでございます。

まず、130年からはしばらくたっておりますが、今後周年記念事業とかの際には、そういったことを継続的にやっていきながら、やはり過去から未来への橋渡しをしていく必要があるのだろうと、そのように考えているところでございます。

○14番（竹原 義人君）

今答弁いただきましたけれども、補足説明でなく、町長から先に説明をしてもらって、課長から補足説明のようにしていただければありがたいと思います。

いずれにしろ、30年に会議を開いております。30年に会議を4度開いて振興計画に反映している。先ほども申しましたとおり、常にこの項目が頭にある、どうすればいいのかというのが、国、県の予算執行、それらを見据えて常に考えていなければ、これは例えばですが、温泉を1か所三戸も閉めた、こういう場合に宿という前からの案件がありますので、それらがどうすれば可能になるのかというふうなことを取り組んでみたのか、それらに取り組んで、不可能であればそれはそれで仕方ありませんけれども、そういうふうなときを捉えたのかどうか、そのチャンス、そういうことがあったのかお伺いします。

○町長（松尾 和彦君）

三戸町所在の温泉の話でございますが、この件につきましては、議員の皆様からも検討していただきたいという要望をいただき、町としても経営者、そして金融機関等を交えて話をさせていただいております。しかし、様々な条件等の中で、町としてはすぐには対応できないということで報告をしておりますが、その後の動きについてもいろいろ情報収集は努めているところでございます。

○14番（竹原 義人君）

本気で取り組む、そういう国からの条件等が常にありますので、それらをそのときにしっかりとキャッチするためにも、レーダーを張っておくというのが大事だろうと私は思っております。ローリング方式といっても変えていく、見直しをかける、そういう時期でありますので、その辺をしっかりとお願いしたいと思っております。

それから、先ほども町長から答弁がありました。質問したのの答弁ですが、盛岡は散策に最適なまちと紹介され、観光資源だけでなくわんこそば、じゃじゃ麺、冷麺の

三大麺を味わえる飲食店があり、魅力的なスポットが多い。要は、地方の小さなまちでも注目される可能性は十分あるのだと。北奥羽の市町村は、魅力を見詰め直してほしいというようなことが書いてございました。新たなことに挑戦するとき、関係する条件、利用することは常套手段であります。国、県とか地域事情等ですが、去年は三戸町の城山公園が国史跡指定を受けました。町として最大のチャンスでした。今年も盛岡市が注目を集めて、多くの観光客誘致が見込まれております。三戸は、いろいろな田舎の本物でPR活動が発揮できないのか伺います。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまの質問のポイントというのがちょっとぴんとこなかったのですが、三戸町は現在盛岡市のほうとも、先日和田議員の質問にもお話をしましたが、市長とも話をしながら、三戸と盛岡の連携を始めていきたいと思いますという話をさせていただいております。これが確かに「ニューヨーク・タイムズ」での紹介ということで、盛岡市が一躍脚光を浴びたところでありますが、やはり、ではどういうところというのが、安心して歩ける町並みというところが、また一つのポイントになっているというふうにも聞いております。そういったことから、盛岡に脚光が当たっていった際に、それこそゆかりのある三戸町、北奥羽、やっぱりそういったまとまった動きということも大事なのであろうということで、国史跡指定の際の活動、またPRの活動という中で、南部家というものにももう一度世の中から注目を浴びるような、そういう取組をしていきたいということも、これまでもご答弁をさせていただいております。そういったところについても、いろいろご相談を先方ともさせていただいている状況でありますので、まず議員がおっしゃりたいところの色々工夫しながら、三戸町のPRをしていきたいと思いますということについては、進めてまいりたいと考えております。

○14番（竹原 義人君）

今の質問は、三戸町として独自です。三戸町としてそれに便乗して発信できないかということでもありますので、盛岡と協議がどうのこうのではなく、三戸町として三戸町の魅力発信は、例えば盛岡が今ターゲットになっていますが、盛岡城から福岡城、三戸城、聖寿寺館跡、遡る歴史は貴重な時代価値であり、現場はそこしかございません。町の活性化のためにも、史跡指定や行きたい盛岡をどのように町長は捉えているのかという質問の趣旨であります。三戸町としてどんな発信をするのか、お願いします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

三戸町の魅力的な名勝、風景並びに食材等でございますけれども、先ほど答弁申し上げましたが、町の公式観光アプリの内容を充実させるとともに、今いろいろ打合せをしているのは、日本語の部分での表示になっておりますので、これを多言語化できないかとか、そういったこれからの海外からの来訪とかにも合わせて準備をしていると、今そういう相談をしている最中でございます。

○14番（竹原 義人君）

相談で終わってしまわないように、昨日の答弁を聞いていても、相談で終わってしまうというのがよく感じられましたので、相談で終わらないように、三戸城国史跡指定も、もう既に1年たちました。花火を上げる時期は終わっています。そういう意味

で、何か花火を上げなければならないのだということで質問していました。

それでは、今食べ物のお話も出ましたけれども、旅行者が大きく期待をする一つは食べ物で、特に郷土料理です。タムワース市訪問時も食事が楽しかったと思いますが、田舎の素朴な食事文化を観光の正面に出して呼び込む、食の魅力から非日常の体験を味わえるような体制づくりを町として目指さないのか、そういう政策がないのか伺います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

お答えをいたします。

先ほど町長のほうからも町の情報発信につきまして、三戸町の公式観光アプリ、「11ぴきのねこさんのへ」エンジョイアプリ、こちらのほうを活用して、情報発信のほうをしていきたいという答弁がございました。そのアプリでは、町の名勝、歴史等の情報を知ることができることはもちろん、スタンプラリーとかという機能も持っております。それを楽しく使いながら、有効に活用していきたいと考えております。

また、その中身には紹介しているページがございまして、まず特産品のところではリンゴ、サクランボのほか、三戸せんべい、つつけ、せんべいかやき、せんべい汁、ひつつみ、串もち、きんかもち、川がにすいとん、三戸・田子牛、ニンニクの紹介をしております。また、観光モデルコースとして何個かご用意しておるのですが、その一つを紹介させていただきますと、三戸せんべい堪能コースであるとか、あとは粉もの食い倒れ満腹コースというコースがございまして、その中ではひつつみが食べられるところ、串もち、きんかもち、せんべいが食べられるお店の紹介をしているところでございます。このような観光アプリのほうを有効に使いながら情報発信し、三戸の魅力発信というもので活用してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○14番（竹原 義人君）

やっているということで、大したものですよ。私がもう一つ付け加えたいとすれば、その専門、今課長が言ったそれらを別々な店でなく、1か所か2か所で全部を味わえるというような取組、例えばそういうイベント等、たまにやってみるということも三戸町をもう一度考え直す、見詰め直す機会になるのではないかと思います。

それから、1月29日、東京のテレビ放送で蛇沼地区のからくり人形や多くの町の風景などが放送され、見た方々が純粋に自然の大切さ、ありがたさを感じ、行ってみたいなどの感想を電話で聞きました。個人の趣味で作ったと奥利さんは言いますが、行政運営をする町長はどのように考えますか。

○町長（松尾 和彦君）

私自身からくりのところには何度もお邪魔をさせていただいております。また、近隣を車で走る際も車で訪ねてくる高齢の方々とか、そういう方に道案内をしたりとか、そういう経験もございまして。地域の中で、まさにこれ、趣味でやったということではありますけれども、これも地元で生まれた文化の一つだと、そのように思っております。でありますので、これからは情報発信の仕方等工夫をして、やっていく必要があるのかなというふうに考えております。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

説明をさせていただきます。

先ほどの観光アプリの中にもスタンプラリー機能がございまして、その中で三戸町まち歩きスタンプラリーというところがございまして、各チェックポイントのほうを回って、最終的にフォトフレームをもらうというふうなものがございます。その中の一つにからくり人形の里ということで、蛇沼の奥利さんのところのご紹介をさせていただいております。実際に訪れてみますと、東京から来ましたとかというような、ノートに訪れた方々が書いているのもありまして、そういう遠くの方にも紹介できる、知っていただく、そして三戸町をそれ以外にもそこをきっかけに、例えば関根の松であるとか、別のところを回っていただける紹介にもなるのかなということで、観光アプリのほう、スタンプラリーなり、モデルコースの充実というのを図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○14番（竹原 義人君）

アプリは最大のPRの手段であろうかと思っておりますので、もっともっと活用する方が増えることを望みます。

私は、魅力発信のためには、まずはPRが一番大事なのだと。観光協会主催の、例えば城山をターゲットに写真大会、また三戸町魅力だよ写真大会とか、その主催をして町に来てもらう、そして城山をPR、発信をする、そのような大会等、イベントとは言いませんけれども、まずはその方々から町に来てもらう。そして、それが発表されることによって拡大するのだというような取組等は、今年度は考えてございませんか。

○副議長（佐々木 和志君）

今年度ですか、次年度ですか。

（「今予算だから今年度というか、昨年度になるか」と言う者あり）

○副議長（佐々木 和志君）

令和5年度という意味ですか。

（「議長いいや、ちょっと外れるかもしれないから、いい」と言う者あり）

○14番（竹原 義人君）

それでは、先ほどの質問はアプリを見ます。

2. ウクライナ避難民の受け入れと国際性豊かな人づくりについて

○14番（竹原 義人君）

2番、ウクライナ避難民の受け入れと国際性豊かな人づくりについて質問します。令和4年2月にロシアからウクライナに突然武力侵攻しました。その結果、テレビ報道などで避難する幼い子供たちや高齢者の方々の想像を絶する悲惨な姿に言葉が出ません。少しでも安心の手伝いとなり、町民の国際性豊かな人づくりにつながると思い、質問します。

1、ウクライナ国民の受入れについて、三戸町でもウクライナ国民の避難民受入れに協力することが、平和とウクライナ国民の安全安心を支援することになると思います。そして、三戸町にとっても、多くの町民が応援する国際交流事業になると思いますが、考えを伺います。

2、国際性豊かな人づくりについて。町の国際感覚の高揚を図るためには、住民レベルでの触れ合いが大事です。そこで、三戸町に住んでいる外国の方々が祖国料理を作り、子供から大人まで楽しく会食できる祖国料理祭り等を開催できたら、住みよいまち、国際性豊かなまちづくりにつながると思います。町に住む外国人との交流事業をどのように考えるか伺います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

ウクライナ国民の受入れと国際性豊かな人づくりについてであります。ロシアによるウクライナ侵攻からはや1年が経過し、日本を含む世界各国からの平和の祈りも届かず、戦争は長期化するばかりで、激化の一途をたどっており、日々テレビから伝えられる悲惨な状況を見聞きするたびに、大変心の痛みを感じるところであります。

また、戦争の影響による食料品の値上げや原油価格等世界的な原材料費の高騰も招くなど、私たちの身近な生活へ暗い影を落としており、一日でも早い戦争の終結と平和的な解決が望まれるところでもあります。

それでは、今回ご質問のありました2点についてご答弁申し上げます。1点目のウクライナ国民の避難民の受入れについてであります。令和5年2月現在、国の調査結果では、日本国内に避難しているウクライナの方は2,189人であり、うち青森県には6人、岩手県には4人の方が避難されております。青森県において避難民の受入れを実施している南部町では、ロシアによる侵攻以前からウクライナ出身の方が在住しており、生活面をはじめとした様々なサポートが可能と判断したことから、ウクライナからの避難民の受入れ支援を行うこととし、令和4年10月に5名の方を受け入れたと伺っております。また、岩手県洋野町では、避難民のご親戚の方が町内に在住しており、サポート体制が整っていることから、令和4年4月に4名の方の受入れを行ったと伺っております。

避難民の方のみならず、外国の方を地域が受け入れ、生活を支援していくためには、単に住居等を準備し、受入れをすればよいということではなく、毎日の生活面のほか、文化や言葉の違いなど、身近なところでサポートが可能な環境が整備されていなければ、地域の中で孤立してしまうおそれもあると考えられます。また、これらのサポートに加え、就労関係を含めた金銭面の支援、異国で生活することでの心のケアなどが必要となります。さらには、子供が一緒であれば教育や子育てへの支援など、よりきめ細やかな対応が必要と考えるところであります。南部町や洋野町のように、日本人との橋渡しができる親戚の方などがおられ、避難民を受け入れるための何らかの措置があればこそ、手厚いサポート体制が確立できるものと考えているところでもあります。

当町においては、ロシア語やウクライナ語の通訳ができる方や、生活をサポートする環境が整っていないことから、現時点において避難民の受入れには慎重な判断が必要であると考えているところでもあります。

次に、2点目の国際性豊かな人づくりについてであります。現在三戸町には11か国58名の外国人の方が在留されております。これからの国際化社会に向けた人づくりへの取組としては、姉妹都市でありますタムワース市との国際交流をさらに進め、今後民間レベルまで広げていくほか、小中学校へ配属している外国語指導助手であるA

L Tについては、JETプログラムにより配置される1名の外国人のほか、町独自に1名を採用するなど、取り組んでいるところであります。

町内における住民レベルの交流としての取組につきましては、在住している外国の方々との相互理解が重要であると考えますので、町が行う各種イベントへの参加や町内会活動への参加を促すなど、地域住民との触れ合う場の環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

○14番（竹原 義人君）

今の答弁ですと全く消極的で、国際交流が盛んな三戸町の答弁としては到底受け入れられない、そう思います。当然それらの難題が、課題があって、それでも受入れをする、それによって三戸町の国際交流がますます進む。やりやすいところだけを一生懸命、タムワースを今出しましたけれども、やはり誰でもできるような国際交流でなく、難しいことに取り組む、それによって町民の国際性豊かなまちづくりというのができていくと思います。例えば三戸町で受け入れた場合、南部町でも既に受け入れていますので、世帯が2世帯になります。そうすると、その往来ができるということで、そのような難しい様々な、今町長が申した文化であり生活が違うのだから、なかなかそれを覚えた人がいないとできないというような答弁でありますけれども、それは消極的だと思います。ぜひ避難民受入れの、出入国在留管理庁に対して、まずは登録をする、そういう行いをしていくことこそが三戸町の未来発展につながっていくのではないかと。今外国の話をしていますが、ではこれが九州から呼び込むのだ、北海道から三戸に呼び込むのだ、そういう発想のときにも同じような考え方になるのではないですか。文化が違って、生活環境が違う、その方々が移住、定住できますか。三戸町は手厚いそれらに配慮できる町なのだとすることをまずは発信していただきたい、そう思います。

それから……まずはそこをもう一回答弁願います。

○町長（松尾 和彦君）

竹原議員から、ただいま消極的というお話をいただきました。現在三戸町が、例えば受入れをしようと思っても、町営住宅、受入れをするための住宅というものも、現在はその整備が十分ではございません。そういった気持ちの上だけではなく、物理的な部分での課題というのが山積している状態でございます。

また、東日本大震災の際も岩手、宮城、福島から様々な地方に移住であるとか避難という話がありましたが、その当ても三戸町は避難を受け入れることはできていなかったと、そういうふうと考えております。ただ、それはやはりそれなりの状況があったものというふうと考えております。

○14番（竹原 義人君）

東日本大震災の例を出しましたけれども、あのときも三戸町は手を挙げています。相手が来るか来ないかは別として、あれはもう……ですからそれとは違う、今は非常事態であります。避難してくる方も、そんなホテルのような感じを望んでいないと思います。ましてや住宅がないと言っても、南部町ではどういう手法を取ったか。移住、定住に使う宿を使ったようであります。そういうふうに、考え方によっては可能になるわけです。ですから、消極的でなく、発展的に考えていくということを、町長が常日頃国際交流、国際交流、それを口にしていきますので、最も必要な国際交流になるのではないかとこの思いで質問しております。

3. タムワース市訪問について

○14番（竹原 義人君）

次の質問に入ります。タムワース市公式訪問についてお伺いをします。今回町長を含め5名の訪問団がタムワース市を公式訪問しました。コロナ禍でもあり、大変ご苦勞であったと思いますが、お互い市と町の友好を深めることができよかったと思います。大変お疲れさまでした。次の4点について質問します。

1、ふるさと応援大使任命について。本年1月25日の新聞報道によれば、1月18日にタムワース市の方をふるさと応援大使任命しました。三戸町の任命として、透明性のある決定であるのか伺います。

2、姉妹都市議定書の更新について。同じく報道では、町長はタムワース市を訪問して、姉妹都市議定書の更新や交流を行う予定であるとコメントしております。議定書の更新という署名や交流をする重要な件であれば、締結時から21年の年月がたちまして、行政規模、社会情勢や人口規模等も大きく差が開き、変化しています。今こそ先を見据えた協定とするために、議会とともに内容等を検証して、タムワース市と三戸町双方の未来に効果的な協定内容に更新をすべきであったと考えますが、なぜ議会に説明もなく、意見を求めることもなく、訪問した事由と経緯を伺います。

3、町を代表する公式訪問団について。町の代表者として公務で公費を使い、タムワース市を訪問しました。その訪問団に不信感を持つ町民の声が届きませんか。訪問者の選考はどのように行われ、誰が決定をしたのか、町民に説明できる最良の公式訪問団であったのか伺います。

4、タムワース市訪問日程について。交流団の訪問日程とその内容について伺います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、ご答弁申し上げます。

ただいまご質問のありましたタムワース市訪問についてであります。令和5年1月23日から1月31日の日程で実施いたしました今回の公式訪問は、4年に1度更新を行っている姉妹都市議定書の更新、中学生海外研修派遣の再開に関する協議、双方の幼少児交流の実現に向けた協議、中学生海外研修派遣時の訪問場所の視察、ふるさと応援大使との現地での協議、交流が主な目的でありました。

中学生海外研修派遣の再開については、受入先であるタムワース高校を訪問し、現在は新型コロナウイルス感染症の影響による制約はなく、令和5年度からは再開可能との回答をいただけてきたところであります。幼少児交流の実現については、毎週定期的にサークル活動を行っている市の図書館を訪問し、その様子を視察することができました。日本語を使った歌やゲームなどを取り入れ、日本語を学んでおり、オンラインを活用した交流であれば実施可能との回答をいただけてきたところであります。

中学生海外研修派遣時の訪問場所の視察については、生徒が訪問する予定の場所を踏査してまいりました。シドニー市内ではキャッシュレス化が進んでおり、クレジットカード等による電子決済が主流となっております。今後、中学生海外研修派遣を再開する場合の検討事項となるものと捉えてまいりました。

ふるさと応援大使との現地での協議交流については、現地で2名の応援大使の方とお会いをして、姉妹都市として今後より密接な関係を構築するためのご支援、ご協力をお願いしてきたところであります。

それでは、質問のありました4点につきましてご答弁申し上げます。初めに、ふるさと応援大使の任命についてであります。三戸町ふるさと応援大使の制度は、令和元年に迎えた町制施行130周年を契機に、町の魅力を広く宣伝することにより、町の振興と発展を図るとともに、有益な情報提供及び助言を得ることを目的に創設したものであります。当初は、文化や芸術、スポーツなどの分野で活躍している7名を委嘱し、2年間の任期満了となった令和3年10月には、7名の再任に併せ、新たに5名の方を委嘱したところであります。この委嘱に当たっては、設置要綱第3条に定める三戸町ふるさと応援大使選考委員会を設置して審議することとしており、その審議の結果を町長に報告することとなっております。

ご質問のありました1月18日の任命につきましては、1月13日に選考委員会を開催し、同日審議結果を町長に報告したところであります。審議結果につきましては、現在の要綱第1条の目的及び第4条の委嘱に定める内容に国際交流分野が定義されておらず、委嘱に当たっては要綱の改正が必要との意見が出されたことから、1月17日付で要綱の一部改正を行い、1月18日に委嘱を行ったものであります。

次に、姉妹都市議定書の更新についてであります。この議定書はおおむね4年ごとに審議、更新されるものであり、内容は相互交流に関する詳細な取決め事項や、費用負担等についてが主なる内容となっております。今回の議定書の更新については、令和4年2月にタムワース市側から案が示されたことを受け、令和4年3月17日に三戸町国際交流推進委員会を開催し、ご審議いただき、了承を得たものであります。しかしながら、コロナ禍の影響から訪問がかなわなかったため、改めて11月にタムワースから招待を受け、今回の公式訪問により議定書への署名を行ったものであります。

議定書の内容について、議会への説明や意見を求めることができなかつたのかについてであります。三戸町国際交流推進委員には、町からの依頼に基づき、議会から推薦のあった委員が1名含まれている状況も踏まえ、議会への説明は果たしているものと認識しているところであります。

次に、町を代表する公式訪問団についてであります。今回の訪問団について町民から不信感を持ったなどのご意見は、現時点において公式には届いておりません。訪問団の選考につきましては、令和4年12月9日に三戸町国際交流委員会を開催し、選考等についてお諮りしたところであります。会議では、町長と随員職員のほか、3名を三戸町国際交流推進委員の中から選考することと決定し、委員全員の参加可否を調査することといたしました。その結果を踏まえ、12月19日に再度委員会を開催し、参加する意向のあった3名の方が選考されたものとなっております。

次に、タムワース訪問の日程についてであります。令和5年1月23日に三戸町を出発し、夜シドニーに向け羽田空港を出発いたしました。1月24日午前、シドニーに到着し、午後は自治体国際化協会を訪問し、オーストラリアの国内事情等について説明を受けました。その後、中学生海外研修でも搭乗予定のシドニー湾クルーズに乗船いたしました。

1月25日は、前日と同様に中学生が訪問予定のボンダイビーチサーキュラキー、シドニー水族館、オペラハウスを訪問し、夕刻からはシドニー郊外に在住のふるさと応援大使のご自宅を訪問し、交流を行ってまいりました。

1月26日は、中学生が訪問予定のシドニーのロックス地区を訪問し、午後タムワースへ移動いたしました。夕食後、オーストラリアンデイのコンサート会場を訪問いたしました。

1月27日は、タムワースのサンライズロータリークラブの朝会に参加し、タムワース植物園にて記念植樹式に参加、その後タムワース図書館を訪問し、幼児交流の場

を視察、相互交流の協議等を行いました。昼からは、タムワースコミュニティーセンターに場所を移し、姉妹都市議定書の更新署名式典に参加、中断していた中学生海外研修派遣の再開協議のためタムワース高校を訪問、そのほかタムワース工業誘致集積地帯の視察、市長公式夕食会に参加をいたしました。

1月28日は、タムワース市議会議員所有の農場視察、家畜集積市場の見学、タムワース在住のふるさと応援大使のご自宅を訪問し、交流、市部長のご自宅にお招きいただき、夕食会に参加いたしました。

1月29日は、タムワース関係者とのスポーツ交流や市内の観光名所である展望台、動物園、カントリーインフォメーションセンター、ゴールドエンギター館、カントリーミュージック館を訪問し、タムワースからシドニーに移動しました。この日の夜、羽田空港に向け出発予定でありましたが、搭乗予定の航空機が遅延となったため、シドニーに宿泊し、翌1月30日の夕刻、シドニー空港を出発し、深夜羽田空港に到着し、1月31日に三戸へ帰庁となりました。タムワース滞在中の経費につきましては、議定書の取決めにより、全額タムワース負担となっております。

今回のタムワースへの公式訪問につきましては、町にとりまして、かつてなく大きな成果を得たものであり、今後両者の姉妹都市関係がより一層深まるものであったと実感しているところであります。

○14番（竹原 義人君）

今様々な報告をいただきましたけれども、私は毎回のように町民の思い、町民に説明しているのかというようなことを毎回まず質問してございますけれども、今回のタムワース市公式訪問も議員が説明をされていないということ、代表が1名国際交流委員会に入っているからいいのだというようなご答弁でありますけれども、それはあくまでも議会から入っていることで、議会にその議員が報告する義務もありません。ですから、議会にそれで説明したというのは、物すごく大きなことだと思っています。では、商工会の何かイベントあるときも議会から入りますけれども、それらもみんなそういう認識で町は捉えている、町長は捉えているということですか。そういうことだと議会では捉えます。今後も進め方について慎重にしなければならないと思っておりますが。

いろいろ説明がありましたけれども、今回の訪問先では応援大使のオサリバン氏の手助けがあつて成果が出たとお伺いしております。オサリバン氏には、大変心から感謝を申し上げますが、私の質問は任命の委嘱を受けた方の質問ではございません。任命の手続手法について透明性ですから、誤解のないようにお願いをします。様々な説明はいただきましたけれども、どのような経緯でふるさと応援大使選考委員会に諮られることになったのか、お伺いします。

○町長（松尾 和彦君）

これはもう、私の中では3年前に遡ります。3年ほど前に私と当時7名の町民でタムワースを訪問しました。実は、その直前にも彼は三戸に来ておまして、久しぶりの交流をさせていただいたのですが、その中で州政府というのですか、そこで自分は働いているということもあって、タムワースに行ってからまたお会いをいたしました。しかし、どうも私どもから見ていると、地元のタムワース出身の職員と、州政府の職員である彼との間に何かぎすぎすしたような、行政の垣根みたいなものを実はそのとき感じていたわけでございます。今回たまたま私どもが出発する直前に、三戸に訪問されることになり、そのときに考えたのが、三戸町のアンバサダーとして、ふ

るさと応援大使として、彼を指名して、公式の立場として認めてあげられれば、かなりタムワースの中での力になってくれるだろうと、そういう考えの下で必要な手続を踏んで、審査をしていただいたところでございます。

そういった中で、ただ更新時にもう一人のオーストラリアの方をふるさと応援大使にしていたのですが、その国際交流部分のところは約定期間になかったと、そういうことがありましたので、今回併せてそこを見直しして対応したものでございます。

○14番（竹原 義人君）

今の答弁は、3年前にも決めていたのだ、こういう方がいるのだという、それでは要綱をつくったときに、何でその要綱をつくったのですか。

○町長（松尾 和彦君）

ふるさと応援大使の要綱のことだと思いますが、これは130周年記念の式典に合わせて、先ほど申し上げましたように、町の魅力を広く宣伝することにより、町の振興と発展を図り、また有益な情報提供及び助言を得ることを目的ということで、創設したものでございます。ただ、そのときの中には、国際交流の部分は含まれておりませんでしたので、今回その不備が発見されたので、修正をしたというところでございます。

○14番（竹原 義人君）

今町長は不備が判明したからと言いましたけれども、不備でも何でもありません。そういうふうな要綱をつくって、それに基づいて今まで応援大使はしっかりやっていたわけですので。ただ、町長が思う外国が視野に入っていないのであれば、それでよかったですと思います。ただ、今は外国の方が視野に入ったから要綱に不備な点があったのだとの発言でありますけれども、不備でも何でもなく、その要綱をしっかりしたものがあったと私は捉えております。それに基づいて運営をしていかなければならない、そう思います。選考委員会ではどういうご意見が出たのですか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

委員会の中での意見の内容ということでございますが、当初の要綱はスポーツとか芸能等の分野で活躍している方についてということで、一定のラインを設けておりましたが、今回外国人の方に該当させるという場合に、そういった該当させる分野というものがありませんでしたので、該当させるためにはそういった改正が必要であるということが、委員会の中で発言があったところでございます。

以上でございます。

○14番（竹原 義人君）

最初から正確に答えてください。時間がないので、私も。改正が必要な意見が出た、そのほかの意見はどのような意見が出たのか。それから、この選考委員会の要綱はどういう状況でつくられたのか、お願いします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

委員会でそのほかの意見があったかということについては、特にございませんでした。

あと、要綱はどのような状況でつくられたのかということでございますが、先ほど

町長から答弁もありましたとおり、130周年記念の年の際に、三戸町を今後盛り上げていこうと応援していただける方ということで、何かできないかということ考えた際に、ふるさと応援大使になっていただいて、町外で活躍する方、三戸に関係する方から応援していただくと、三戸町の振興のために寄与していくという観点から要綱をつくったということでございます。

（「どういう段取りでつくったか。あなたがつくったの」と言う者あり）

○総務課長（武士沢 忠正君）

作成担当はどこかということにつきましては、総務課で作成をしたものでございます。

○14番（竹原 義人君）

総務課だけでつくったわけですか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

総務課だけでつくりました。

○14番（竹原 義人君）

組織として、選考委員会は次に掲げる者をもって組織する。副町長、教育長、総務課長、まちづくり推進課長、教育委員会事務局長、建設課長、農林課長、住民福祉課長、健康推進課長、税務課長、会計課長、三戸中央病院事務長、議会事務局長、これらの方々は一切入っていないわけですね。

○総務課長（武士沢 忠正君）

要綱をつくった後に、その要綱に基づいてこういう運用していくという際には、それぞれ部局の担当課長に説明をしております。作成時点では総務課で行って決裁をいただいて、要綱が施行されているということでございます。

○14番（竹原 義人君）

それでは、今回の改正もこの委員の方々、選考委員の方々、組織の名前がありますけれども、この方々は関係なかったわけですね。

○総務課長（武士沢 忠正君）

今回ふるさと応援大使の方を新たに任命するという際に委員会を開催いたしました。その委員会の中で出た意見が、要綱に国際交流という要件がないので、そういった改正をしてから任命してはどうかという意見がありました。その際、要綱の改正についてが最初の議題ではありませんでしたので、そういった形でなっております。

○14番（竹原 義人君）

役所の事務の事務としては、大変私は不透明であると首をかしげていますが、要綱を改正する場合、要綱を改正する起案を担当者が決裁をもらい、その後その要綱をもって委員長が選考委員会を開催して再度審議して、適当であるという意見をもって、それを町長に届ける、それが手順だと思いますが、なぜ5日後の、先ほど17日に改正

したとありましたけれども、改正をしてすぐそれを執行できるのであれば、選考委員会は要らないのではありませんか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

その委員会の中で、大使を任命する条件、任命するものであれば、要綱の改正が必要であると。その要綱の改正の内容としては、国際交流の分野を付け加えるとよろしいのではないかとということで、その委員会の中で、そういった総意の下で条件がついたので、その部分を付け加えて行ったというものでございます。

○14番（竹原 義人君）

それでは、何でその前のアラン・フォレストさんは、その前に大使に任命されているのですか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

当時もアランさんの任命をするときには委員会を開催いたしまして、各委員、各所属長、課長にお諮りしております。その際は、そういった意見は出なかったものですから、要綱のところの精査までは抜けが生じていたということになります。

以上でございます。

○14番（竹原 義人君）

それではあんまり身勝手です。そのとき出なければそれでいい、出た場合は担当課で改正する。では、要綱も要領も当てにならない、勝手に改正されるということになるわけですので、非常に不透明極まりない。私が情報開示請求した件でも、請求から交付まで、決裁が必要なのでとの理由で10日間かかりました。ところが、今の改正はたった1日、誰も見ていません。どう改正したのか。先ほど聞きましたけれども、どのように改正したのか、もう一度お願いします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

要綱をどのように改正したかということでございますが、現在の要綱第1条の目的及び第4条の委嘱に定める内容に国際交流分野での定義がなされていないということでもあります。委嘱に当たっては、要綱の改正が必要ということでございます。改正については、国際交流分野を範囲の中に入れてということで改正をしてございます。

以上でございます。

○14番（竹原 義人君）

私が聞きたいのは、総務課長が一人でやったということですね。それでは、総務課長に伺いますが、三戸町庁内会議要領の第1条、ちょっと読み上げてください。

○副議長（佐々木 和志君）

竹原議員、すみません、聞き取れなかった、もう一回お願いします。

○14番（竹原 義人君）

三戸町庁内会議要領の第1条、これは基本中の基本です、三戸町の。当然総務課長は頭に入っていると。

○副議長（佐々木 和志君）

暫時休憩します。

（午前11時15分）

休 憩

（午前11時17分）

○副議長（佐々木 和志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（武士沢 忠正君）

大変申し訳ございません。私の頭の中には現在入っておりませんで、資料のほうも今持ち合わせがございませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

○14番（竹原 義人君）

先ほども申しましたが、基本中の基本です。では、私が読みます。「町行政運営の基本方針及び重要施策を審議、決定するとともに、各課間の総合調整並びに相互の連絡を図り、統一ある町政を適正かつ能率的に推進するため庁内会議を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定める」、課長会議です。それと、課長補佐会議がございます。町長は、まちづくりのために大きな方向性を示し、それに基づき職員は計画に基づき事業の起案をします。ですから、職員との意思疎通を十分に図り、意見を大事に聞かなければなりません。また、各種委員会、審議会等で出された意見は、町長はそれに沿って遂行しなければなりません。そういう意味で今聞いたのですが、ただ単独でできる、課長単独でできる、町長単独でできる、このような運営では、とてもではないけれども、どういう改正をするのかさえ分からない。教育長は分かりましたか。改正を……

（何事か言う者あり）

○総務課長（武士沢 忠正君）

要綱の改正の手順についてであります。今回大使として委任をする際に当たって、委員会にお諮りをしました。そうしたところ、要綱に該当する部分がないので、その状態では委員に任命できないのではないかとということでございます。それで、もし任命する方向で検討するのであれば、要綱の改正が必要ですよというのが委員会の中で発言がありました。それを受けまして、素案というか、もともとの要綱案をつくったのが総務課でございますので、総務課のほうで改正を行いました。その改正を行ったということの確認はしておりませんが、その委員会の中で出た意見のとおり改正をさせていただきますので、特に事務的には問題はないのかなと思っております。

先ほど竹原議員からお話がありましたが、庁内会議はありますけれども、そこから委任されてふると応援大使の要綱というものがございます。組織もメンバーも課長級で同じでございますので、その辺はご承知いただきたいなと思っております。

○14番（竹原 義人君）

議事録を請求したときに、今の内容をしっかり出してください。
それから、まだあるでしょう、その委員の発言が。

○総務課長（武士沢 忠正君）

このほかの発言、私の記憶にはちょっとございませんので、ご了承いただきたい。

○14番（竹原 義人君）

何で私にばかりしゃべらせるのか。ふるさと応援大使でなく、国際交流親善サポーターなどではいかがでしょうかという意見はありませんでしたか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

大変失礼いたしました。それは、ほかの制度があると、ほかの町村とかでもそういった国際親善大使みたいな制度はあるというのは、会議の中では出たことはあります。

（「何で私が議事録請求した……だってそれに基づいて私質問しているんだから、質問にならないでしょう。発言はこっちだけでしているし、時間はなくなるし。でも、それだけやってられないから」と言う者あり）

○14番（竹原 義人君）

それから、先ほど町長は、議員からも国際交流委員会に入っている。では、議員が今行きました、国際交流委員会として。議会に入れた旅行届、目的、三戸町国際交流推進員として姉妹都市であるオーストラリア、タムワース市への総合訪問交流事業のため、これです。議会からどうのこうのとか入っておりません、目的は。教えてください。

○町長（松尾 和彦君）

大変申し訳ございません。言っている意味がよく分からなかったもので、もう一度お願いします。

○副議長（佐々木 和志君）

町長、反問権。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまの竹原議員の質問の趣旨が分からなかったもので、改めて問いたいと思いません、反問権を使って。

○副議長（佐々木 和志君）

ただいまの反問権、許可します。

竹原議員は、再度……

（何事か言う者あり）

○町長（松尾 和彦君）

ただいま議長からのお許しを得て、反問権ということになりますが、ただいま竹原

議員からの質問の意味がちょっとよく分かりませんでしたので、改めてお願い申し上げます。

(「これは時間になんなかったよね」と言う者あり)

○副議長(佐々木 和志君)

竹原議員、説明願います。

○14番(竹原 義人君)

私は先ほど来、議会にも、もちろん町民にも説明がなかった、前の130周年記念事業のときもそうでした。議会に、議員に説明がなかった。副町長は、していたものだと思った、すみませんでしたという、今も私はそのあれだと思っています。なぜか。議会に説明もなかった、意見も求めなかったと質問をしたときに町長は、議員から国際交流委員会に入っているのだから、それで説明になっているというふうな答弁であります。入っているのだから、議員はいるのだと。ですが、議員は議会に旅行届等を出しております。議会からの派遣ではありません。あくまでも町長部局からの派遣になります。そして、目的にも三戸町国際交流委員として姉妹都市、オーストラリア、タムワース市へ相互訪問交流のためというふうに載せています。ですから、戻ったのですが、行ったり来たりして申し訳ありません。そこを議員に説明しているのだという趣旨にどう結びつくのかという質問です。

○副議長(佐々木 和志君)

反問に対する回答がなされましたけれども、これでよろしいですか。

○町長(松尾 和彦君)

どの話かと、今ちょっと混乱してしまったので、大変申し訳ございませんでした。

そもそもタムワースへの訪問については、今年度の当初予算の際に予算を盛っておりますので、そこの中でるるお話を申し上げ、また5月の渡航の準備の際にも説明はしていることと思っております。ただ、今回の出立に関しては、年度の期限がもう限られていること、そしてまた時期が近かったということもあり、大変時間としてもタイトな中でやったこととございます。

ただしかし、国際交流委員会の運営の仕方であるとか、そこに対しての出し方等、以前からのやり方を踏襲させていただいているものと私としては認識しておりますので、今竹原議員のほうからお話を、それはおかしいのではないかとと言われても、何がおかしいのかというところで、私としても非常に困惑をしているところでございます。

○14番(竹原 義人君)

困惑することはありません。三戸町の仕事としては、町長の仕事、職員の仕事は条例、それから要綱、様々あります。それらにのっとって仕事をすれば、そんなに困惑することはありません。今のは、それを自分の都合がいいように改正する、それらがおかしいと私言っているのです。改正したら改正したで、皆さんで、その委員会で審議をして改正する。これでいいのか、そういうふうにあるのが役所ではありませんか。そして、私が請求したものに対して出ていなかった。それが今総務課長が、そういえばそういう意見があった、これでは私の時間が貴重です。行政文書をしっかり出してください、そういう場合は、正直にオープンにするということが基本です。

今回のふるさと応援大使任命委嘱に関しては、町長の優先順位、これに判断が早まったのではないかと私は思います。本来三戸町庁内会議要綱、目的第1条、また三戸町ふるさと応援大使設置要綱を慎重に尊重して決定すべきであり、ふるさと応援大使任命委嘱からの何らかの事情で、最優先になってしまった、決定を急いだ、私はそう判断しております。次の機会にまた質問させていただきますので、よろしく願います。

それでは、議定書の認識について町長から伺います。

○町長（松尾 和彦君）

先ほどもご答弁申し上げましたが、毎年おおむね4年ごとに議定書の取り交わしというものは行われていると思います。内容については、相互交流に関する詳細な取決め事項や費用負担等についてが主なる内容となっております。認識というのはその程度で、そういうことなのかなと思います。

○14番（竹原 義人君）

議定書、国家間の条約になります。それほど重要な書類とみなさなければなりません。そういう重要な議定書を更新する、その認識はどうなったのか。そのくらいしかなかったというのでは話になりません。

それでは、いつの時点で議定書更新の予定が組まれたのか、先ほど答弁いただきましたけれども、再度お願いします。

○町長（松尾 和彦君）

議定書の認識でございますが、先ほども答弁の中でも少し触れさせていただきましたが、これまでやってきたやり方を踏襲しているということをまずご理解をいただきたいと思います。その上で、時期については……暫時休憩をお願いします。

○副議長（佐々木 和志君）

暫時休憩いたします。

(午前11時33分)

休 憩

(午前11時34分)

○副議長（佐々木 和志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（松尾 和彦君）

失礼いたしました。議定書の更新については、令和4年2月にタムワース市側から今回案が示されたことを受け、令和4年3月17日に三戸町国際交流推進委員会を開催し、ご審議をいただき、了承を得たものでございます。

○14番（竹原 義人君）

それでは、議定書は3月に組まれたと言いましたけれども、タムワース市は世界に

たくさん姉妹都市がございます。三戸町はその中の一つです。でも、三戸町はタムワース市だけでありますので、規模や条件が違いますから、今こそ形式的な、先ほど町長は形式的だと、形式的な協定書でなく、町民も喜ぶ効果、実行力のある協定書に見直して更新する機会ではなかったかと思えますけれども、どのような考えで、今のような考えで臨んだわけですか。

○町長（松尾 和彦君）

まずは、コロナ禍が明けて、また再び国際交流を進めることができるかと、まずそこが非常に大事なところだったと思います。また、当初予定をしていた部分も、これまでコロナの関係で延期になったり、開催できなかつたりということも、これまでも多々ありました。そういうことから、今回訪問の際には現地の状況を確認し、現地の意味を確認し、やってきているところがございます。

ただいまのご質問の趣旨は、その議定書のところについてだと思のですが、議定書の内容等につきましても、旅費の規定であるとか、そういったところが主なところでありますので、議員がお話したい内容と議定書というのは、特段の関わりはないというふうに考えてございます。

○14番（竹原 義人君）

ですから、それを結ぶために町長と市長が慎重に協議をするわけです。今までこうだったからそれでいいやいうのもあります。でも、一歩進めようと思ったら交渉しなければなりません、協定書ですから。そこを私は、今までは協定書でしたけれども、議定書という言葉が載りましたので、重く感じているのだなという思いで質問をしております。それが単なる前からのそれを踏むのだということであれば、それはそれで三戸町町民の方々が判断することですから、我々は町民が望むことを入れなければなりません。先ほどの総合振興計画もそうです。町民の方々の意見を反映させるために計画書をこしらえるわけですので、議定書も三戸町町民がどう思うかという議定書にならないといけないのではないのでしょうか。

それでは、訪問団について伺います。公式訪問団を国際交流委員からと決定したのは誰で、いつの時点でしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

公式訪問団の決定についてであります。決定については三戸町国際交流推進委員会で決定をしております。いつかということにつきましては、訪問団の選考につきましては令和4年の12月9日に三戸町国際交流委員会を開催し、選考等についてお諮りをしたということになっております。

以上でございます。

○14番（竹原 義人君）

まず、国際交流委員会が決定した。4年12月9日、選考委員会で決めたのだとありますが、なぜ国際交流委員会で決めなければならないのか。これは、三戸町とタムワース市との相互交流ということでありますので、町で決めるべきことで、国際交流委員会に諮ることではないと私は思います。それから、国際交流委員会で訪問者の選定をしている、これも国際交流委員会で選定するべきものではないと私は思います。

それと、選考するに12月9日、19日では大変遅過ぎます。この点について答弁願います。

○町長（松尾 和彦君）

国際交流委員会に推薦をお願いした件でございますが、私のほうでどのように今回の訪問団を結成するべきかということをちょっと担当同士で話しましたら、まず国際交流委員会に諮らなければならないと、そういうふうなことをお聞きしました。その上で、国際交流委員会を開催させていただいて、現下の為替の状況、また物価高騰の状況等で、今回の当初予算で取ってある予算額、その中で収めるためには、ちょっと人数の制限も考えなければならないし、1人の金額が、非常に大きく為替が変動していた時期でありますので、これは行かれる方にとっても不安であろうということで、公費の負担ということの考えも示させていただいて、委員会に諮ったものでございます。

○14番（竹原 義人君）

それでは、国際交流推進委員会の仕事、国際交流委員の果たすべき職務は何でしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

三戸町国際交流推進条例というものがあります。その中で、目的第1条ということで、「国際交流に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、町の国際意識、理解を醸成し、地域のイメージを国際レベルで高揚させ、国際社会における地域アイデンティティを確立し、国際化に対応した豊かで住み良い町づくりに寄与することを目的とする」、こういったものについて取り組むために委員会の設置をして、委員の皆様をお願いをしているということでございます。

○14番（竹原 義人君）

もっと正確に答えてください。町長が委員会に諮問しなければならない事項、国際交流推進の策定及び変更に関する事項、外国等の姉妹都市締結に関する事項、それから国際交流推進団体の認定に関する事項、これは諮問した場合は、これらを行いますが、町の代表として参加するのだ、そういうふうなことはございません。今の町と市の条約でありますので、それは町で行うべきであって、公務です。町の公務として出張目的に合わせて、例えば行政の代表、議決機関の代表、中学生が今たくさんやっていますので、教育委員会代表、学校でもいいです。それから、例えば農業委員会の代表でしょう、それらの組織の代表が行けばいいわけです。今回は幼児教育のオンライン化がありますので、それらの施設の代表でもいいです。そうすれば、1か月を待たないで町長が戻ってきて済む。タムワース市とのオンライン交流ができたかも分かりません。そういう点で、分からない方々が行っていますので遅れるのです。どうですか。

○町長（松尾 和彦君）

町民に幅広く募集もしたりということも当然あるかと思います。ただ、今回まだ日本はコロナ禍という、オーストラリアはもう解除になっている、そういう状況の中で、それこそ今議員がおっしゃっている幼児教育の施設の方々であるとか、子育て中の方々であるとか、あるいは福祉に関係するの方々であるとか、様々施設の都合で、やはりそれは、渡航とか、それというのは非常に難しかったのだろうというふうに思います。様々な要件を考えた際に、国際交流委員会のほうに判断をお願いして、よしん

ば誰も出なければ、私と担当者のみで行く覚悟でもおりました。コロナ禍の中でありますので、そういったことも覚悟も考えながら諮問をしたところでございます。

○14番（竹原 義人君）

先ほど12月9日、19日に開催したというのは、遅過ぎませんでしたかという答弁が来ていません。

○町長（松尾 和彦君）

時期の部分についてちょっと答弁が抜けておりまして申し訳ございません。

この期間になったのは、タムワース市との日程調整、そしてまた飛行機の予約の関係、そういった諸事情がございまして、緊急の形にはなったところではございますが、これは全てスケジュールの関係で、どうしても短く見えるというところでございます。

○総務課長（武士沢 忠正君）

先ほど私のほうから答弁申し上げましたが、12月9日に決定という表現でありましたが、ちょっと不正確でありましたので補足させていただきます。

まず、令和4年の11月にタムワースから公式招待の訪問がありました。その後、12月9日、三戸町国際交流委員会を開催いたしまして、訪問する方の選考を協議しております。その後再度12月19日、委員会を開催して、最終の決定ということになったものでございます。

以上でございます。

○14番（竹原 義人君）

町長は、町民の意見を最大限聞くと、そして今町にはそういうあれが入っていないというお答えでしたが、私のほうにはたくさん電話が入っています。私はお答えできませんので。それはなぜか。令和元年に県議会選挙がありました。同年6月26日の新聞にこのように、これは新聞でございまして、皆さんご存じだと思います。新聞が出ました。「元三戸町議6人書類送検」の記事であります。町長にこれを私が初当選のとき見解を伺いました。そうしたら町長の見解は、「連日の報道により全国から注目を浴び、町民の皆様をはじめ関係する皆様へ大きな不安、不信を抱かせることになり、大変残念な結末を迎えることになりました。町を代表する長として重く受け止めるとともに、今後町民の皆様への不安、不信を取り除くため、町政の運営をしっかりと行ってまいります」、このような答弁をいたしております。今回町を代表して公式訪問した方に、この件に関係する方がおりますが、公費を使う公式訪問団選考について、令和元年9月議会の答弁と整合性が薄いと感じますが、町長の見解をお聞きします。

○副議長（佐々木 和志君）

竹原議員に確認します。今の質問の趣旨は、そういった対象の方が町の公費を使ってこういう事業に参加したことがおかしい、間違いであるという趣旨での質問ですか。

（「間違いであるとは言っていない。どう考えているのか、私は権限ありませんので、間違いとか間違いでないとかではなく、新聞にこういうふうに掲載されています。全国紙に載っていますので、そういう町長の見解として。私が1回目に質問したときに、そういう答弁しました。ですから、

しっかりと受け止め、それらを取り除くために町政をやる
という答弁について質問しました」と言う者あり)

○14番（竹原 義人君）

補足します。

町長は、大変な結末を迎えることになりましたと答弁しています。その記憶がもう残っていないのか、道義的責任を感じていないのか、併せてお願いします。

（「今回の訪問は、三戸町の公務である、そして公費、税金を使っております。ですから、それでも構わないという見解であれば、それはそれでいいと思います」と言う者あり）

○副議長（佐々木 和志君）

そのことに関して、町長の見解を問うということによろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

○町長（松尾 和彦君）

私ども行政の仕事をさせていただく者とする、そこの中で一番尊重しなければならないのは、日本国憲法であります。日本国憲法の中におきますと、基本的人権であったりというのが第3章ということで、日本の法律体系の一番最上位に来るものでございます。

今回竹原議員からお話をいただいている点については、法的に何ら問題がないということでもありますので、当方としてはそのように対処をしたということでございます。

○総務課長（武士沢 忠正君）

公費を使うことの是非についてご答弁を申し上げます。

公職選挙法の違反による制裁というものは、公民権の停止に限定がされているところであります。公民権というものが内容は何かということにつきましては、選挙権と被選挙権が一定の期間制限されるというものでございます。こちらの公費までの制限ということの表現はございませんので、公民権の停止が公費を使うということには連動していないということでございます。

○14番（竹原 義人君）

そういう見解ならそれで、私も町民に対して、そういうふうな説明ができますので、そういうふうにさせていただきます。

今回の訪問は、令和4年3月予算委員会での招待があり、4月に5名が訪問するという当初からの計画が延びてきたものですか。

○町長（松尾 和彦君）

従前からお話を申し上げますとおり、5月の予定が延びたものでございます。

（「4月中旬」と言う者あり）

○町長（松尾 和彦君）

大変失礼いたしました。4月中旬ということでございます。タムワースのカントリーミュージックフェスティバルの50周年という中で、訪問を依頼されたということでございます。

(「カントリーミュージックフェスティバルは1月じゃない」
と言う者あり)

○副議長(佐々木 和志君)

竹原君、挙手をしてから発言願います。

(何事か言う者あり)

○副議長(佐々木 和志君)

挙手してから発言願います。

○14番(竹原 義人君)

いや、今町長がカントリーミュージックフェスティバル5月と言いましたので、1月ではありませんか。

○町長(松尾 和彦君)

当初カントリーミュージックフェスティバルを1月にタムワースも計画しておりましたが、コロナの関係で参集することができないということで、50周年の記念のカントリーミュージックフェスティバルを1月ではなくて、時期を変えてやるということで、それに向けて当初予算に盛り込んでご説明をして、また行けない、ちょっと地元、三戸、青森県、日本のコロナの状況はちょっと様子を見なければならないという状況下でありましたので、残念ながらそのところは欠席をさせていただきましたが、議定書の更新という作業がありますので、とにかく年度内に行わなければならないということで、その後スケジュールを組んで行ったというところでございます。

○14番(竹原 義人君)

12月1日時点での旅行計画では、1月24日東京発、25日シドニー、タムワース市へ、26日タムワース市、27日タムワース、28日タムワース市からシドニーへ、29日シドニー出発、30日東京となっておりますが、この計画が何で別になったのですか。

○町長(松尾 和彦君)

まず、それはお互いに日程調整をしている中での仮定の計画ということでご理解をいただきたいと思います。当初26日にタムワースに入るという考えでありましたが、実は私どもも今回の件になるまで存じ得なかったのですが、1月26日はオーストラリアのオーストラリアンデイということで、日本でいうと建国記念日みたいな、とにかく全土がお休みであると、そういうことがありますので、26日にタムワースに入っても行政として対応ができないという、そういう情報がありましたので、そこをずらして日程を組ませていただいたというところでございます。

○14番(竹原 義人君)

私がこの日程表を見ると、タムワース市訪問が目的なのか、シドニー訪問が目的な

のか、同じになってしまいますので、3日、3日ですから。これに対して、個人負担、割り勘といいますか、その一部について個人負担というのを考えませんでしたか。

○町長（松尾 和彦君）

今回の時期の海外への訪問については、その当時の為替であるとか、非常に乱高下しておりました。そういった関係から、旅費も最終的にどれぐらいになるのかというのも、変動する中でのお願いということになりますので、余計な不安を行かれる方々に与えるのはよろしくないということで、全額公費負担ということで考えさせていただきました。

○14番（竹原 義人君）

それがやはり公費を使う部分、私的な部分、しっかりとわきまえるべきだと私は思います。訪問費用は全額公費であり、しかも全行程を今確認すると、公務とは思えない日程もございます。その公務前の一部行程に対して、全額公費を使うことが適正な行政運営と町長は考えるのか。費用対効果、最少の経費で最大の効果を上げることが行政運営の考えではないですか。

○町長（松尾 和彦君）

限られた予算の中で、最大限の効果を上げてきたものと考えております。

○14番（竹原 義人君）

それでは、町長が先ほど訪問の目的5つ言いました。その1、2、3は27日で1時間、1時間、1時間で完結しています。4番、5番は25日に完結しております。あとの日にちは、では何でしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

私どもでスケジュールリングをするのは、日本を発って、まずタムワースに入るまで、そしてタムワースから出てくるところまでが私どものスケジュールリングでございます。タムワースに行ってからスケジュールについては、タムワース市側が交流にとって大事であろう案件とか、場所であるとか、そういったことを吟味して、タムワース市側が行程を考えていただくというところがございますので、それこそ竹原議員も以前行かれていますと思いますので、その辺の事情はよくよくご存じのことと思います。

○14番（竹原 義人君）

全く何万円でも出す気はないということだと、完全に私も先ほどのスケジュールを言ったとおり、2日で完結していますので、市民との交流というのを考えれば、三戸にタムワース市から市長と委員長をお迎えしたときに観光する場所ではなく、一般の生活スタイルを見たいとの要望で、斗内の林泉寺を見せました。日常のそのままを拝見し、その後家で靴を脱ぎ、畳の部屋に座るだけでも難儀ながらも、生活の場でくつろいでいただきました。それだけで大変喜んでもらいました。そういうことではないでしょうか。シドニーに3日もいないで、例えば1日タムワースに行って、タムワースの市役所を頼るのではなく、訪問団だけで市内の散策、見学等、また市民の日常生活を自由に交流、挨拶をし、生の異国文化体験ができれば、皆さんも貴重な時間を持つことができ、市長も市民も喜び、議定書以上の思いも寄らない成果も出たかもしれません。重要な行政視察になったと思いますが、全て相手任せだったということが言い

訳ですか。

○町長（松尾 和彦君）

今竹原議員から、前回三戸町に来られたコル・マーリー市長一行のお話をされたのだなというふうに感じております。当然私ども行く際には、こういうことを研究したいとか、こういうことを話をしたいということで、その程度のお話はさせていただきます。それによって先方が、自分たちの町のところ、必要なところもそうですが、要望に合わせて行程を組んでいただくと、そういう流れになってございます。また、今回特にいろいろ知恵を絞ってタムワース市側の職員の方々は、本当に頑張っていたのですが、その方というのが3年前にこちらに来て、斗内の獅子舞も見ていただいたメンバーのうちの1人が部長として仕事をされて、私たち三戸の受入れを一生懸命やっていたと、そういうお互いの熱い思いがあって、今回の行程になっているというふうに思っております。

時間と経費の話をするれば、もちろんそれは飛行機の兼ね合いもありますし、なかなか議員が思うような事情のとおりにはいくものではありませんが、ただ私ども国際交流をしていく上では、相手の立場、気持ち、考えというのもお互いに尊重しながら、求めるところはもっとお互いに求め合い、また助けるところは助け合い、それをやっていける関係ということで私は考えてございますので、そういった面におきましても、町民全体まで、こうだったよというのを説明するというのは、なかなか難儀なことではありますが、ただこれまでもタムワースとの交流の中で、あるいはロータリークラブへの報告であったりとか、いろいろ会っていると思います。思いますが、いろいろ工夫してきている中で、三戸町政の中でのタムワースとの交流事業のもっと広がっていくやり方というのは、今後とも考えていかなければならないと思いますし、現在もそのために何ができるかということを検討しているところでございます。

○14番（竹原 義人君）

いや、私がオープンにしてください、全て出してくださいというのは、気持ちは分かりますよね。町長は、この公式訪問の中で出していないもの、スポーツ交流と言いましたけれども、町長がゴルフ場を半日しています。1人です。団体で行ったのでありませんので、ゴルフをしているということに関して、これはこれでいいですか、中学生の海外派遣事業でも参加者に自己負担金が、教育長、ありますか、ありませんか。

○教育長（慶長 隆光君）

お答えします。

10万円の自己負担金がございます。

（「ゴルフの件もちょっとお聞き……」と言う者あり）

○副議長（佐々木 和志君）

挙手をしてから発言願います。

○14番（竹原 義人君）

ゴルフの件もお話ください。

○町長（松尾 和彦君）

先ほども答弁いたしました、相手から求められたものに対して行う行為というのは、これは大変大事なことだというふうに思っております。これが今回はゴルフという中ではありましたが、卓球であったりとか、囲碁であったりとか、それは相手方がこういうことをしようと、特にほぼ行政のトップの方とのやり取りでありますので、そういうことをしようというのは、例えば安倍総理とトランプ大統領の関係もあつたりとか、ずっとそれはもう国際的に認められている行為だというふうに思います。とにかく親善をどうやって工夫してやっていくかというのは、双方に考えながらやっていくことだと思います。

○14番（竹原 義人君）

時間ですので終了しますけれども、私が言っているのはオープンにしてください。オープンにしてください。

ありがとうございました。

○副議長（佐々木 和志君）

午後1時30分の再開予定をもって休憩いたします。

（午後 零時09分）

休 憩

（午後 1時30分）

<13番 佐々木 和志議員>

1. 人口減少対策について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

13番、佐々木和志君。

○13番（佐々木 和志君）

今定例会における私の一般質問は2件であります。早速通告順に従い、質問に入らせていただきます。

1件目の人口減少対策について質問いたします。少子高齢化に伴う人口減少問題は、本町にとって最重要課題の一つであります。町ではこれまで問題解消に向け、あらゆる取組や事業を行ってまいりましたが、高齢化率は増加の一途をたどり、この10年の間に10%近く上昇し、令和元年には40%を超えてしまいました。また、出生数に関しても年々減少し、令和3年度は僅か27人とといった危機的な数字となっており、取組の効果が見いだせていない状況にあると感じます。これ以上の人口減少に歯止めをかけるためにも、これまでの取組や事業について検証と見直しをし、さらには新規事業の必要性についても検討すべきと考えます。以上の考えから、4点について質問いたします。

1点目、町が行ってきた取組や事業の効果についてどのように評価しているか。

2点目、出生数の歯止めが止まらない中、これまで取り組んできた第3子以降の子

供に特化した子育て支援について、その対象を第2子及び第1子の子供に拡充することを検討してはどうか。

3点目、少子化問題の解消に関し、国において積極的な取組の姿勢が示され、様々な事業が実施、検討されている状況にあり、これまで少子化対策に先行的に取り組んできた本町としては、国の事業に追従しながらも、さらなる充実を図るべく、積極的な事業を展開すべきであります。現時点で具体的な新規事業を考えているか。

4点目、人口減少対策において、移住、定住者の増加は大きな効果をもたらします。移住、定住を促進するため、さらに踏み込んだ取組が必要と考えます。既存の事業の拡充や新規事業について検討していく考えがあるのか、答弁を求めます。

あくまでも例としてであります。就業環境の充実、住環境の整備、移住に関する支援メニューの拡大、魅力あるまちづくり等について、よろしく願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、佐々木和志議員の質問にお答えを申し上げます。

人口減少対策につきまして4点のご質問でございます。1点目の、これまでの取組の評価であります。初めに第3子以降の子育て支援事業である子育てサポート祝金の実績についてお知らせいたします。平成30年度の事業開始から5年が経過しようとしており、出生数は平成30年度が36人、令和元年度は39人、令和2年度は50人、令和3年度は26人、令和4年度は27人を見込んでおります。このうち第3子以降の割合は、平成30年度が22.2%、令和元年度は33.3%、令和2年度は18%、令和3年度は15.4%、令和4年度は33.3%となる見込みであります。多子世帯の経済的負担の軽減を図るといった目的の下、第3子以降の出生数の割合が維持できていることから、一定の効果はあると判断できるものの、全体の出生数の減少に歯止めをかけるまでには至っていないというのが現状であります。

次に、2点目の第3子以降に特化した子育て支援を見直し、第1子、第2子へ支援を拡充してはどうかと、3点目の国の少子化対策に加え、何らかの事業を考えているかというご質問についてであります。少子化対策は単に一つの事業を実施することによって解決されるものではなく、その地域に適した子育てのために必要な様々な条件、環境を総合的に整えていかなければならないものであると認識しております。

そのことを前提に、また財政状況を勘案しながら、これまで保育料の軽減や副食費の助成、18歳までの子ども医療費の無料化、子育てサポート祝金の支給等、子育て支援の充実に積極的に努めてきたところであります。しかしながら、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、出生数は全国的に伸び悩んでおり、去年は日本全体の出生数が80万人を下回ることが見込まれております。

このことを受けて、国においても少子化対策を強化するとして、出産育児一時金の増額や出産・子育て応援給付金の創設、こども家庭庁の設置等少子化対策に関する政策を積極的に推進することとし、現在は児童手当の拡充についての審議が行われております。当町といたしましては、このような状況を踏まえ、国の動向を注視しつつ、祝金も含めた町の子育て支援の満足度や意向調査を実施し、ニーズを適切に見極めた上で、対象者の意向を踏まえながら、必要な事業を拡充、実施していかなければならないものと考えております。

次に、4点目の移住、定住を促進するための事業の拡充や新規事業の取組についてであります。町はこれまで移住、定住の促進に当たり、新築住宅や中古物件取得費、増改築、リフォームに要する費用への助成として、移住定住促進事業補助金を給付するほか、移住支援金の給付、空き家バンクの運用など、町への定着を進め、地域の活

性を図る取組を実施してまいりました。

また、今年度は東京都内で開催された東北地方の自治体が参加して行われる東北移住つながり大相談会のほか、青森県が主催する青森県UIターン交流フェアなどの移住関連イベントに3年ぶりに参加し、移住に関心がある方々とお話を通じ、地方移住へのニーズに手応えを感じたところであります。

続いて、令和5年度の移住定住事業についてであります。国では移住支援金の移住要件を満たして転入する世帯に18歳未満の子がいる場合の帯同者加算額が、これまでの1人当たり30万円から100万円に引き上げられたほか、結婚新生活支援事業補助金では補助限度額が30万円から60万円に増額されております。さらには、対象となる世帯の所得要件が400万円未満から500万円未満に緩和されるなど、制度の見直しが行われております。

町といたしましても、令和5年度から支援金額を引き上げるとともに、新婚世帯に対する補助要件の緩和や金額のかさ上げなど、新たな取組を行うことにより、人生の新しいスタートを応援するとともに、人口減少、少子化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

今後も国や県の制度を有効に活用し、他自治体の事例についても情報収集を図りながら、当町の移住、定住政策の充実を図ってまいります。

○13番（佐々木 和志君）

1点目の評価に関しては、了解というか、了解しました。

2点目、3点目の第1子、第2子、あと少子化対策に対する事業の拡充に関して、再質問いたします。第3子以降に特化したこれまでの取組に関して、効果があったということでもあります。数字的に見て、そういう判断をしたということだろうと思えますけれども、ただ結果的に令和3年度では26人、令和4年度の見込みが27人というこの数字が危機的な数字だということで、第3子以降の子供に特化した取組というのは、その当時提案させていただいた際に、出生数の改善には、まず今ある人口規模、今の三戸町に在住する子育て世代の方々に支援するというところで、出生数を上げようという視点から提案させていただきましたけれども、今回の令和3年、令和4年の20人台という数字からしても、そこだけにとどまった取組だともう間に合わないということで、今回第1子、第2子まで支援の拡充をしてはどうかということを質問させていただきました。

事業をやった場合の結果、やらなかった場合の結果というのは比較はできないわけで、あくまで最終的な数字でしか事業の効果というものを判断できないと考えていますので、それでいけば最終的に20人台の出生数になったということに関しては真摯に受け止めて、これからの事業を考えるべきだと思います。

そこで質問なのですが、第1子、第2子に対しての支援拡充、今後の考え方、取組について、もう一度確認の上で答弁をいただきたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまご質問いただきました第1子、第2子の部分についてでございます。

まずもって議員からもお話がありましたように、今、日本の出生率全体では1.3ということになっております。これは、人口が増加をしていくと言われている2.1から考えると、本当に非常に遠い数字ということになります。でありますので、確かにコロナの影響で全体的な出生数は下がっているという事実は認めながらも、何かしらの対策は講じていかなければならないと、その思いでは同じ考えでございます。

第1子、第2子につきましては、今国のほうで出産前と出産後に対して、5万円、5万円の支援金というのを出してくるというふうに言われています。正確な情報はまだ入っておりませんので、そういった国の支援のやり方等が決まった段階で、また改めて考えていきたい。また、答弁でも申し上げましたが、第3子の支援をしてからもう5年も経過をしているという状況でありますので、ここでしっかりとした調査を行って、様々な面での町の子育て支援に対しての必要性を検証して、いいところに対しての支援という組合せをしていかなければならないなというふうに考えているところでございます。

○13番（佐々木 和志君）

出生数の減少というのは様々な要因があって、取組の仕方も様々、答弁にもありましたけれども、個人の方々のライフスタイルだとか、人生に対する価値観だとか、いろいろありますけれども、それはそれとして、ただ実際に結婚なさって子供を持って子育てをするという世帯の方々が一番危惧しているのが、やはり経済的な負担だという、これは統計でも8割の子育て世帯がそういう不安を抱えているというような数字が出ていることから、やはりそこには国は当然ですけれども、特に人口減少、出生数の低い地方の郡部の自治体では、考えるべきなのだろうなというふうに思います。

その中で、国が様々子育て支援、出生数の解消に向けて、先ほど申し上げたいろいろな取組をしていき、それを見ながら町のほうもというお話がありましたけれども、1点申し上げておきたいのは、国が取り組むそういう各種事業、支援策というのは、基本的に全国画一的な取組であって、その中で、では本町が出生数を上げるのは、移住、定住のほうにもつながりますけれども、移住者を増やしていくというのであれば、単に国の事業を受託事務としてただ受けるというのではなくて、それにまたさらにかさ上げをしたというか、そういうものを加えて、他との違いを出していくということが必要になってくるのではないかなというふうに思います。

いずれ国のほう、先ほど児童手当のことに關しては、今後国のほうが方向性を出すと思いますけれども、まずそれをそのまま、ただ町がトンネルして出すというのではなく、一番は金額的なものの部分をもっと増やす、もしくは付加サービスをつけるということを考えていくべきだと思いますけれども、その点について今時点の考えでいいので、答弁ができたらお願いしたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、ご答弁を申し上げます。

先ほどるる移住、定住事業であるとか、そういった話の中で町の考え方というものもご答弁をさせていただきましたが、この移住定住促進事業の拡充という部分について、町として独自に考えたものでございます。これまで、令和4年度までは、国の結婚新生活支援事業というのがあったのですが、これについては30万円支給になるのですけれども、国が2分の1、自治体が2分の1というものでございました。そして、令和5年度からは国が30万円、町も同じく30万円を負担することで、合計60万円の事業になることになっております。町としては、今回この結婚新生活支援事業に呼応する形で、新婚加算というものを50万円、これを町から加えて、令和4年度では上限250万円だった移住定住促進事業が、令和5年度から最大360万円、新築の場合ですけれども、支援をしていこうというふうに考えております。対象となる方は、国の制度では39歳までの年齢条件が設定をされておりますが、今回町へ移住、定住された方であれば、年齢についての制限は設けないことと考えております。

また、結婚新生活支援事業ということですが、初婚、再婚の区別も問わないということに考えてございます。これは、例えばどういうことかということ、出産年齢を過ぎた場合にあっても、養子縁組など子供を養育することがまず可能と考えることから、人口減少への対策として、家族の単位が増えること、養育する者が増えた場合に住環境が改善されることというものが、三戸町として重要であると考えているところによるものでございます。詳細については、要望に応じて担当のほうからご説明を申し上げますが、一人一人への支援に対してのものは、国からの今の支援の状況を確認しつつ、今ゼロ歳から18歳までやっている三戸町の支援に対して、あと結婚の新生活の支援をしていこうというところを今回押さえていきたいと、そのように考えてございます。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 1時51分）

休 憩

（午後 1時52分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○13番（佐々木 和志君）

新婚世帯に対する補助要件の話いただきましたけれども、考え方は先ほど申し上げた内容に沿っているものであって、その事業内容に関しても、とてもいいことだと思います。その考え方に沿ってそのまま、先ほど申し上げた国のいろいろな事業等を町なりに拡充し、少しでも効果があるような方向で進めていただければというふうに思います。

それと、移住、定住に関しては4点ほど例を挙げて質問させていただきましたけれども、住環境の整備に関しては先ほど説明いただきました。これに関しては、特にこれまで議会でも様々具体的な近隣町村の取組等を紹介しながら提案させていただいたのですけれども、それによって確実に結果を他町村では残しています。本町もそういうふうな、具体的な目に見えた数字で表れるような取組をしていただければなということでもあります。

移住に関する支援メニューで、その部分においても今町長のほうから答弁いただいて、大変いいことだと思うのですけれども、仮に住宅を持たないにしても、家賃補助の是非に関しては様々な意見はあると思うのですけれども、以前は家を建ててもらって、そして永住してもらおうというところに着目したほうがいいのではないかなというふうな話もさせていただきましたけれども、ここまで人口が減ってくる、高齢化率が上がり出生数が下がっているというのであれば、以前行っていた家賃補助等もちょっと視野に入れてもいいのかなというふうに思います。今度は、それに関わる引っ越し費用の補助等々、支援できるようなメニューというのは考えれば結構あると思うので、課内のほうで検討していただきたいと思います。

魅力あるまちづくりについてですけれども、これも何をもってまちづくりと言うの

かというところで、考え方はいろいろあると思います。現在三戸町では、11ぴきのねこによるまちづくりを進めています。ただ、現実問題、11ぴきのねこだけで、では三戸町に移り住んでみようという方々がどれぐらいいるのかという問題もあります。最初の答弁にもありました様々な観点からの取組、総合的に考えるというのはそのとおりだと思います。その一つとして、やはり魅力あるまちづくりというのも考えていくべきで、例として今三戸城跡が国指定を受けたということを契機に、町なかの景観を城下町風に変えていく、かなりハードルの高いハード事業ですけれども、あと歴史をテーマとした施設を造るといったことも考えてもいいだろうし、一番は何より特色のあるまちづくりというところに着眼して、事業を進めていただければというふうに思います。

あとは、先ほど新婚世帯に対する補助要件の緩和と金額に関してなのですが、ちょっとばばっと金額のほうを並べていたので、例えば東京からでもいい、近隣町村からでもいい、その方が移り住んできて結婚する、もしくは結婚して移り住んでくる、それだけで言えば、そこには先ほど言った年齢的な制限以外は何もかからないということに理解してよろしいですか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

佐々木議員の新婚加算の件につきましてご説明を申し上げたいと思います。

先ほど町長からもありましたように、移住定住促進事業補助金、これに新たに新婚加算というものを新設いたしまして、人生の新しいスタートを応援して人口減少、少子化対策を図り、定住を促したいというものでございます。例えばの例で申し上げますと、移住者の方で新築住宅を取得したいというふうになった場合には、これまでの移住定住促進事業補助金の中に基本額が150万円ございます。町内の住宅施工業者にお問い合わせすると、これに加算として25万円、さらに中学生以下のお子さんがある場合、1人につき25万円で、最大3人までの75万円、これに新婚加算の50万円が加算できるというものでございまして、さらに結婚新生活支援事業の補助金の対象になるという方は、夫婦のいずれかが39歳以下、世帯所得500万円未満、これは令和5年度からの概要になりますが、新婚世帯の方はさらに60万円をもらうことができるので、最大360万円の移住定住補助金が受けられるというものでございます。

この新婚加算が受けられる条件といたしましては、婚姻日から2年以内に新築住宅、中古物件の取得もしくはリフォームの補助金の申請をすること。次に、夫婦のいずれかが過去に同様の補助金の交付を受けていないこと。先ほど町長からもありましたように、初婚、再婚は問わないということと、年齢制限は設けないというもので、現在検討しているところでございます。

以上です。

○13番（佐々木 和志君）

かなりインパクトのある事業だというふうに思います。問題は、どのように周知していくか、どのように移住、定住に結びつけていくかということも課題だと思いますので、その周知の仕方を併せて検討していただきたいというふうに思います。

まず、人口減少に関して最後に申し上げますけれども、人口が減って、おとといの新聞にもかなりインパクトのある数字が出ましたけれども、60歳以上の人口でいえば、この10年間でほとんど変わっていないわけであって、ただその中で高齢化率はどんどん上がっていくということは、出生数の減少もそうですけれども、一番考えるべきは子育て世代、生産人口層の減少だと捉えるべきだろうなと考えれば、移住、定住に関

しては、今言ったことはもちろん評価しますが、今後においてもさらにその事業を拡充していく必要があると思いますので、常に必要性を協議しながら、年度中でも新しい事業が取り組めるようであれば、どんどん取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

1点目に関しては以上で終わります。

2. 空き家等対策について

○13番（佐々木 和志君）

次、2件目、空き家等対策についてを質問いたします。

深刻化する人口減少や都市部への人口の一極集中により、空き家の増加は全国的な社会問題となっており、本町においても今後さらに増加していくことが予想されます。空き家対策の必要性と同時に、空き家や空き地が有効的に活用されるということで、町活性化にもつながる可能性があるのではないかと考えから、2点について答弁を求めます。

1点目、適正に管理されていなかったり、経済的な理由から解体できない空き家等に対し、国の施策等を活用し、助成できる体制の構築に取り組む考えはあるか。

2点目、空き家等が有効に利活用され、町活性化につながるよう町として具体的な活用方法や計画策定を検討すべきであると考えます。取り組む考えがあるか。具体的な施設例として、観光案内所、歴史資料館、休憩所、宿泊施設等。

答弁をお願いします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、ご答弁申し上げます。

空き家対策についてのご質問でございます。まず、1点目の適正に管理されていなかったり、経済的な理由から解体できない空き家等に対し、国の施策等を活用し、助成する体制を構築してはどうかについてであります。国庫補助事業である空き家対策総合支援事業の補助要件は2つあり、1つ目は空家等対策計画を策定していること、2つ目は空家特措法に基づく協議会を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制を構築することが求められております。現時点では、三戸町はどちらの要件も満たしていないため、令和5年度当初から国の施策を活用することは難しい状況ではありますが、空き家対策につきましては、防災、衛生、景観などから地域住民の生活環境に影響を及ぼすことから、これらの要件を満たすために令和5年度から準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の空き家等が有効に利活用され、町活性化につながるよう具体的な活用方法を検討すべきでないかのご質問についてであります。当町では空き家となった住居や店舗を有効利用するため、空き家情報を提供する空き家バンク事業を平成29年度から運用しており、これまでに62件の物件が登録され、26件の物件が成約に至っております。また、空き店舗の有効活用により商店街のにぎわいづくりを促進するため、空き店舗を活用して開業する事業者に対し、改修費を助成する空き店舗活用事業を平成30年度から実施しており、6件の事業者から制度を活用していただき、町のにぎわい創出につながっているところであります。

空き家や空き店舗を活用したさらなる町の活性化につきましては、土地や当該建物の有効活用について、物件所有者からの相談を受け付けた際には、国の補助制度などの情報を提供してまいりたいと考えております。また、町が空き家等を観光振興やコ

コミュニティスペース等の公共性、公益性の高い用途に転用する場合においても、国の補助制度を有効に活用できる場合がありますので、随時最新の情報収集に努め、検討してまいりたいと考えております。

○13番（佐々木 和志君）

1点目に関してなのですが、答弁にあったように、空き家対策推進に関する特別措置法の活用を視野に入れて取り組むと、空き家に対しての対策に取り組むということで認識はしました。令和5年度中に準備するということでありましたけれども、早ければ早いほうがいいと思いますので、何とか遅くとも令和6年度の当初には具体的な事業として予算がつけられるよう、進めていただきたいと思います。

2点目の空き家等の有効な利活用に関してなのですが、今回の質問で私が対象としているというのは、空き店舗での答弁がありましたけれども、そうではなくて、適正に管理されていない住居の取壊しはもちろん、それをリフォームしてまた使うということに関しては、1点目の計画の中で含まれると思いますけれども、今中心街の活性化をするために公共性のある施設を造るために、空き家特措法の支援メニューを活用すれば、町の単費だけの事業でなく、条件さえ整えば50%、5割の国の補助が受けられるということであれば、かなり有利なメニューだというふうに考えますので、それを見込んだ上で、これまでなかなか手をつけてこられた方、町内のそういう観光案内所や、前々から取り上げさせていただいている宿泊施設等の整備も視野に入ってくるのではないかなというふうに思います。

以前、総務文教常任委員会の所管事務調査で、元の職業安定所を見させていただきました。かなり土地の面積もあるし、建物に関しては中までは調査できなかったわけですが、もしかしたら改修、改修が難しい場合取壊しとなった場合でも、どちらにしても町が行う事業に対しては対象になるということで、国の支援が受けられる。また、二日町の元の旧仮庁舎に関しても町の財産でありますけれども、取壊しの費用の捻出ができないがために、あのまま放置しているという状況を考えれば、詳しく調べてみなければ分からないですけれども、それももしかしたら対象になるかもしれないということを考えれば、今年度中の取組の中にそういうものも入れて、協議してもいいのではないかなというふうに思います。その点についてどのように考えているか、答弁いただきたいと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいま町内にございます大きい施設でありますけれども、旧職業安定所、仮庁舎の活用を国の補助金等々を活用してできないかというご質問だと思います。

まず、旧職業安定所、ハローワークの活用についてでございますが、もともとは古くからあその場所の土地というのは役場の土地でございますが、それを一旦平成13年に青森労働局のほうに売却をしております。その後ハローワークのほうが開鎖されて、現在は使っていない状況であります。

個人的に思うのですが、ちょうど場所柄も城山の入り口でありますし、ただちょっと駐車場は狭いのですが、活用の仕方があるのではないかなと思っていただいております。総務文教でのご意見等々もございましたので、現在青森労働局のほうと協議を進めているところであります。町のほうの活用の現在の案ということでございますが、建物を賃貸、貸していただくか、譲渡していただくかという2つの形が考えられます。

あと、どういうのに使うかというところでありますが、観光に関わる施設であると

か町の事務の窓口にするとか、そういうことが考えられるかなと思っているところがあります。青森労働局のほうには町長が直接訪問いたしまして、町のこういった考えをご説明させていただいて、何とか活用したいということでお伝えをしているところでございます。

○13番（佐々木 和志君）

元の職業安定所並びに仮庁舎に関しては、当初の通告になかったもので、これ以上深くは求めませんけれども、職業安定所に関しては町のほうが動いているということであれば、その実現に向けて、先ほど言った5年度の空き家対策計画の中に入れて協議していただきたいということと、併せて仮庁舎のほうに関しても、建物をそのまま活用するというのは現実的ではないというふうに私個人は考えますので、除去というふうな形を取って、その後の活用に関しても検討していただきたいというふうに思います。

今回は、空き家対策の特措法を取り上げて質問させていただいていますけれども、国のほうで出している様々な事業には、これだけではなくまちづくりに対しての支援メニューというのが様々あります。昔は中心市街地活性化法もありましたし、今は社会資本整備総合交付金もあります。計画の立てようによってはそれを活用して、城山を中心とした都市公園計画というののもやってできないわけではありませんけれども、かなりハードルが高いということで、事務方には苦勞をかけるかもしれませんけれども、人口減少と同じで今取り組んでおかないと、もう10年スパンではなくて5年スパンでどんどん、どんどん状況が変わっていく社会でありますので、前向きにスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

最後になりますけれども、町長の最初の答弁の中で、様々な観点から少子化に関しても、人口減少に関しても、取り組んでいかなければいけないという答弁がありましたけれども、全くそのとおりだと思います。今回は出生数、移住、定住に関して質問させていただきましたけれども、人口減少の解消に関しては、これだけではなくて様々な観点から捉えるべきだというふうに思います。それが先ほど言ったまちづくりとか、教育であるかもしれない、子育て環境であるかもしれない、地域医療であるかもしれない、そういうのを全て網羅した上で、ようやく効果が出てくるものだというふうに考えます。

ただ、それを一つの課だけでやるとなると、その分野が全ての課にまたがるものがありますから、今までみたいな取組、この事業に関してはこの課、この事業に関してはこの課というふうな取組の仕方では、なかなか効果的な、総合的な取組という体制は難しいのではないかなと。これは以前に申し上げたのですけれども、まちづくりや移住、定住の全てをまちづくり推進課だけに負わせるのではなくて、人口減少というものを一つの総合的な課題として捉えて、各課が連携して取り組んでいくという体制をぜひとも取っていただきたいというふうに思います。これに関しては通告していませんでしたので、意見とはなりますけれども、何しろ人口減少問題に関しては、4年度、3年度の子供の数が26人、27人だという、その事実を重く受け止めて取り組んでいただきたいと思います。

余談になりますけれども、三戸高校を残さなければいけないということで、三戸高校の1学年の定数が40人の中で、三戸町で生まれてくる子供が27人というのであれば、15年後には恐らくもう三戸高校の存続自体も望めないのではないかなと個人的には考えますので、ぜひとも結果にこだわって取組を進めていただきたいと思います。この考え方に関して、最後答弁をいただきたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

このたび佐々木議員からは、少子化対策並びに空き家対策など、今の人口減少の状況に対しての町の取組、これまでの取組等に対してもお話をいただきました。全く私ども、まず皆様のご協力とご理解のおかげで、現在ゼロ歳から18歳までの子供たちの支援という形で、だんだん体系的になってきていると思っております。しかし、数字にもしっかりと表せるようにという佐々木議員からのお話でありまして、私どももそれを評価のポイントとしてしっかりと活用していくために、しっかりと調査と検証というのをやっていかなければならないと思っております。

確かにこれまで住民福祉課の案件、またまちづくり推進課の案件、健康推進課の案件、教育委員会の案件、様々な部分で事業は小分けになっておりました。しかし、今後のさらなる拡充、支援ということを考えていった場合には、これは私が座長になって各担当とのやり取りをしながら、しっかりとこれを進めていく、その体制をつくっていく、そこが一番肝腎なのかなというふうに考えてございます。

先日ある集まりに行った際に、大変たくさんの方々がいたわけなのですが、そこで非常に若い男性の方から突然声をかけられました。何だろうということでご挨拶に来たのですが、三戸町は子育てに優しい町ですね、だから私は今三戸町に移住しましたという声をかけていただきました。私はちょっと失念して、いや、どこがよかったのと聞けばよかったのですけれども、そこまでは聞けずに、ありがとうございますということでその場は別れたのですが、そういった声もあるようでございます。その声を励みにして、これからも謙虚にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○13番（佐々木 和志君）

頑張ってください。終わります。

○議長（竹原 義人君）

以上で一般質問を終わります。

10分後再開予定をもって休憩します。

（午後 2時23分）

休 憩

（午後 2時33分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第2 議員提案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第2、議員提案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。提案者の説明を求めます。

8番、藤原文雄君。

○8番（藤原 文雄君）

議員提案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由を申し上げます。

この改正は、三戸町議会議員の期末手当の支給割合を0.1月分引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議員提案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議員提案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議員提案第2号 三戸町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（竹原 義人君）

日程第3、議員提案第2号 三戸町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。提案者の説明を求めます。

8番、藤原文雄君。

○8番（藤原 文雄君）

議員提案第2号 三戸町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

この条例は、議会における個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定め、個人の権利、利益を保護することを目的として制定するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

本案は、議員全員による発議でありますので、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。

これより議員提案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議員提案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第1号 三戸町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○議長（竹原 義人君）

日程第4、議案第1号 三戸町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第1号 三戸町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について補足説明申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、令和5年度から同法の規定が地方公共団体にも直接適用されることを受け、当該改正法の施行に必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

これまで町では、三戸町個人情報保護条例に基づき制度を運用してきたところでありますが、当該改正法が直接適用されることを踏まえ、これを廃止し、本施行条例では法令において条例で定める必要があるまたは定めることができるとされている事項を規定することとなります。

条例の概要についてであります。第2条第1項では改正法の適用を受ける町の実施機関について定義をしているほか、第3条においては条例、個人情報ファイル簿の作成及び公表に係る規定を定めております。また、第4条においては、保有個人情報の開示等の請求に係る手数料について規定をしており、当該請求に係る手数料は無料とし、写しの交付に要する費用について実費を徴収する旨を定めることとしております。最後に、第5条では、改正法に基づく条例の施行状況について毎年度公表する旨を定めております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 三戸町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

○議長(竹原 義人君)

日程第5、議案第2号 三戸町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長(武士沢 忠正君)

議案第2号 三戸町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について補足説明申し上げます。

本案は、町が設置する三戸町情報公開・個人情報保護審査会の組織体制について必要な事項を定めるため、条例を新たに制定するものであります。

令和5年度から町が直接適用を受ける個人情報の保護に関する法律では、個人情報の開示請求等について審査請求があった場合、情報公開・個人情報保護審査会に諮問する旨が規定されております。

町では、これまで三戸町情報公開審査会及び三戸町個人情報保護審査会をそれぞれ設置し、情報公開または保有個人情報の開示請求等に係る審査請求があった場合に、各審査会に諮問してきたところでありますが、これらを改正法の規定を踏まえまして統合し、その組織及び委員について必要な事項を定めるものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。
討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。
これより議案第2号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 三戸町情報公開条例の一部を改正する条例案

○議長(竹原 義人君)

日程第6 議案第3号 三戸町情報公開条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。
総務課長。

○総務課長(武士沢 忠正君)

議案第3号 三戸町情報公開条例の一部を改正する条例案について補足説明を申し上げます。

本案は、三戸町個人情報の保護に関する法律及び三戸町情報公開個人情報保護審査会条例を新たに制定することを踏まえ、町の情報公開制度と個人情報保護制度の整合性を確保するため、条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容であります。情報公開制度に係る不開示情報について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に準じた規定とするほか、条例中の公文書の表記を行政文書に改めるものであります。また、三戸町情報公開・個人情報保護審査会条例を新たに制定することを踏まえ、本条例中の三戸町情報公開審査会の組織体制に係る規定を削除するものであります。

なお、個人情報保護制度において、全ての地方公共団体が国法令の直接適用を受けて一元的に取り扱われることを踏まえ、情報公開制度についても住所や事業所の所在地等が三戸町内であるかどうかを問わず、何人に対してもひとしく情報を開示し、透明性の高い組織づくりに取り組む旨を明文化するため、開示請求と開示申出の区分を廃止することとしております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案

○議長(竹原 義人君)

日程第7、議案第4号 三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長(武士沢 忠正君)

議案第4号 三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明を申し上げます。

本案は、令和4年4月6日に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が施行され、最近の物価の変動を受け、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準額が改定をされたところであります。これに伴い、同法律に規定する選挙運動の公費負担に係る基準単価に準拠している三戸町議会議員及び三戸町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部について、所要の改正を行おうとするものであります。

改正の内容といたしましては、基準単価が改定となった選挙運動用自動車の使用、ビラ、ポスターの作成に係る単価について、国の基準に合わせ単価の改正を行うものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。
討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。
これより議案第4号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する 条例案

○議長(竹原 義人君)

日程第8、議案第5号 三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。
総務課長。

○総務課長(武士沢 忠正君)

議案第5号 三戸町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明を申し上げます。

本案は、町の特別職の職員に係る期末手当の支給割合について、現行の2.95月分から0.10月分を引き上げ、3.05月分とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

令和4年の青森県人事委員会勧告では、県の一般職員の期末勤勉手当の年間支給割合を0.10月分引き上げるよう勧告をされております。県においては、当該勧告の内容を踏まえた上で、特別職の職員の期末手当の年間支給割合についても0.10月分引き上げられたほか、三戸郡内のほかの町村においても同様の引上げが実施される見込みとなっております。これらを勘案し、町の特別職の職員の期末手当についても同率の0.10月分を引き上げることとしたものであります。

なお、当該改定に伴う影響額につきましては、年間27万8,000円の増額と見込まれるものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。
討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。
これより議案第5号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 三戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長(竹原 義人君)

日程第9、議案第6号 三戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。
総務課長。

○総務課長(武士沢 忠正君)

議案第6号 三戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明を申し上げます。

本案は、青森県人事委員会の勧告に基づく県職員の給与改定に準じ、三戸町職員の給与について給料表及び期末勤勉手当の改定を実施するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

給料表につきましては、30歳代半ばまでの職員が在職する号給について増額の改定を行うものであります。その引上げ幅は、行政職給料表において月200円から4,000円までの範囲となります。

期末勤勉手当につきましては、再任用職員以外の職員に係る年間支給割合を従来の4.20月分から0.10月分引き上げ、4.30月分とし、再任用職員に係る年間支給割合を従来の2.20月分から0.05月分引き上げ、2.25月分とするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。
討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。
これより議案第6号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

○議長(竹原 義人君)

日程第10、議案第7号 三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長。

○住民福祉課長(馬場 均君)

議案第7号 三戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法に基づき国が定めている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備をするものであり、公布の日から施行されるものであります。

改正の内容であります。条例等改正資料の24ページ、25ページを御覧いただきたいと思えます。初めに、第26条、懲戒に係る権限の濫用禁止についてであります。民法の懲戒権削除の改正に伴い、当該規定を削除するものであります。

次に、これまで電磁的な方法による文書の交付について規定されていた第5条第2項から第6項までと、それらを準用していた第38条第2項を削除して、26ページをお願いします。新たに第4章、雑則を設け、その中に電磁的記録等について規定する第53条を追加するものであります。この中で、事業者における書面の作成、保存等について、電磁的方法により行うことができることが規定されるとともに、保護者等への説明、同意等のうち書面等で行うこととされているものについて、電磁的方法により提供できること等の規定が整備されております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第11、議案第8号 三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（馬場 均君）

議案第8号 三戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、児童福祉法に基づいて国が定めている家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことから、所要の規定を整備するものであります。

改正の内容であります。条例等改正資料の28ページ、29ページを御覧いただきたいと思ひます。第7条の2として、安全計画の策定等に関する規定が追加され、児童の安全確保等に関する安全計画の策定が義務づけられております。

第10条、他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準では、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については兼ねることができないとされていたものが、その保育に支障がない場合は兼務できるものと改められております。

第13条、懲戒に係る権限の濫用禁止についてであります。民法の懲戒権削除の改

正に伴い、当該規定を削除するものであります。

第14条第2項では、感染症等の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確化するものとして、職員の研修や訓練の定期的な実施に係る規定に改められています。

第6章雑則、第49条、電磁的記録が追加され、事業者が作成、保存することとされている書面等の電子化に係る規定が整備されております。

この条例の施行日は、令和5年4月1日で、書面等の記録、作成、保存等に係る見直しと懲戒権に関する見直しについては、公布の日から施行となります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 三戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第12、議案第9号 三戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（馬場 均君）

議案第9号 三戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、児童福祉法に基づき国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整備するものであります。

改正の内容であります。条例等改正資料の30ページ、31ページを御覧いただきました。

いと思います。第6条の2、安全計画の策定等では、児童の安全確保等に関する安全計画の策定が義務づけられております。

第12条の2、業務継続計画の策定等では、感染症や非常災害の発生時に利用者に対する支援を継続的に実施するための業務継続計画を策定し、それに基づき必要な措置を講ずるように努めることとする規定が追加されております。

第13条、衛生管理等では、感染症等の予防及び蔓延防止に必要な措置の明確化、職員の研修や訓練の定期的な実施といった衛生管理に係る規定が整備されております。

この条例の施行日は令和5年4月1日で、安全計画の策定に関しては令和6年3月31日までの間は努力義務とする経過措置期間が設けられております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号 三戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第13、議案第10号 三戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願ひます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（馬場 均君）

議案第10号 三戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容であります。被保険者の出産1件につき給付する出産育児一時金の総額を42万円から50万円に引き上げようとするもので、令和5年4月1日以降の出産について適用されるものとなります。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第11号 三戸中央病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第14、議案第11号 三戸中央病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

病院事務長。

○病院事務長（沼澤 修二君）

議案第11号 三戸中央病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、消費税の仕入税額控除の方式であるインボイス制度の開始に係る消費税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、消費税法別表第1が別表第2へ繰り下げられるため、条例中に引用している規定について、引き続き使用する場合は改める必要がございますが、当該引用規定自体が現在当院で行っていない予算に係る規定であり、不要であることから、削除するものでございます。

また、産婦人科業務のうち、分娩等平成12年を最後に現在まで実施しておらず、当

面実施見込みのない業務に係る手数料等を削除するほか、字句の整理を行うものでございます。

条例等改正資料では、32ページ、33ページに新旧対照表を登載しております。

最後に、施行期日でございますが、今回の改正は町民及び利用者に不利益が生じるものではないことから、公布の日から直ちに施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号 三戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

○議長（竹原 義人君）

日程第15、議案第12号 三戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第12号 三戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案につきまして補足説明申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部を改正する政令が令和4年12月14日に公布され、道路占用料の額の改正があったことから、三戸町道路占用料等徴収条例においても同様の改正を行うものでございます。

道路占用料に関しましては、道路管理者が道路の占用につき占用料を徴収することができ、その額及び徴収方法は政令で定める基準の範囲内で条例で定めることとされており、占用料の額につきましては、国において額の算定基礎となる民間におけ

る地価水準、地価に対する賃料の変動等を反映した適切なものとするため、見直しを行っております。

今回の改正は、令和3年度に行われた固定資産評価額の評価替えや地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ、占用料の額の見直しが行われたことから、当町における道路占用料の額を国の基準に合わせるものであります。

改正の主な内容でございますが、条例別表第1に定める占用料の確保、道路法施行令別表に定める額と同様に改めるものでございます。

なお、条例の施行日は令和5年4月1日でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号 町道路線の変更について

○議長（竹原 義人君）

日程第16、議案第13号 町道路線の変更についてを議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第13号 町道路線の変更についてについて補足説明申し上げます。

本案は、県営中山間地域総合整備事業により、斗内・寺牛地区に整備した集落道について県の工事が完了し、県から財産の引渡しを受け、町の所有権移転登記が完了したことから、町道として適切な維持管理を行うため、町道認定路線である斗内小学校線の起終点、道路延長及び道路幅員を変更するため、道路法第10条第3項の規定によ

り議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、当該路線の起点、三戸町大字斗内字寺牛87番1を三戸町大字斗内字寺牛86番2に、終点、三戸町大字斗内字寺牛87番1を三戸町大字斗内字寺牛55番2に、道路延長59メートルを453.1メートルに、道路幅員を5.4メートルから14メートルに、4メートルから8.2メートルにしようとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第14号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について

○議長（竹原 義人君）

日程第17、議案第14号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更についてを議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第14号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について補足説明を申し上げます。

本案は、青森県市町村総合事務組合から、当該組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づく協議の依頼があったことから、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

規約の変更の概要であります。青森県市町村総合事務組合の構成団体に八戸市を追加し、共同処理する事務のうち、市町村税等の滞納整理に関する事務について八戸市及び十和田市を追加するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第15号 さんのへパークゴルフ場の指定管理者の指定について

○議長（竹原 義人君）

日程第18、議案第15号 さんのへパークゴルフ場の指定管理者の指定についてを議題とします。補足説明願います。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

議案第15号 さんのへパークゴルフ場の指定管理者の指定について補足説明申し上げます。

さんのへパークゴルフ場は、平成28年10月に開設し、これまで町内外から多くの方が来場されており、今年度は1万3,180名が利用されております。

指定管理者制度の導入については、町民の健康の増進と交流人口の増加に寄与するため、民間の能力を活用し、住民サービスを向上させることを目的に、令和2年4月1日より導入し、株式会社サンアメニティが管理運営してまいりました。今回、令和5年3月31日をもって、その指定期間が満了することから、公募により指定管理者候補者の募集をしたところ、1団体から申請がありました。

候補者の選定につきましては、公募により申請があった者について、本年1月23日

開催の三戸町指定管理者選定委員会及び2月17日開催の三戸町教育委員会会議の審議を経て、株式会社サンアメニティを指定管理者候補者として決定したことから、同社を令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間、指定管理者として指定するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第16号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第11号）

○議長（竹原 義人君）

日程第19、議案第16号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第16号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第11号）につきまして補足説明申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町一般会計既決予算額72億9,138万6,000円に歳入歳出それぞれ2,031万円を追加し、予算総額を73億1,169万6,000円にしようとするものであります。

初めに、繰越明許費についてご説明いたします。5ページをお願いいたします。地方自治法第213条の規定により、年度内に支出が終わらない見込みのあるものについて、翌年度に繰り越して使用をするため、予算に定めるものであります。

2款3項戸籍住民台帳費、戸籍情報システム改修委託料は、国からシステム仕様書

の提示が遅れているため、繰越しが見込まれるものであります。

4項選挙費では、青森県議会議員選挙に係るポスター掲示板設置撤去委託料を追加しております。

7款1項商工費では、観光施設等改修工事請負費を追加しており、さんのへ春まつり前までに鶴池・亀池橋高欄等の塗膜剥離を実施するものであります。

8款1項道路河川費では、工事用資材の納入に時間を要しているため、葛子平橋等の橋梁補修事業が繰越しとなるものであります。

3項住宅費、町営住宅整備事業では、事業認可に期間を要しているため、繰越しが見込まれるものであります。

次に、歳入の主なものについてご説明をいたします。7ページをお願いいたします。

1款1項市長村民税では、決算見込みから1目個人町民税を600万円減額し、2目法人町民税を300万円増額しております。

2項1目固定資産税は、決算見込みから900万円増額し、6款1項1目法人事業税交付金は350万円を増額しております。

8ページをお願いいたします。10款1項1目地方交付税では、国の補正予算による追加交付等により1億1,430万5,000円を増額しております。

9ページをお願いいたします。14款2項1目総務費国庫補助金では1,426万3,000円を減額しております。通知カード・個人番号カード関連事務交付金の減額が主なものであります。2目民生費国庫補助金では1,395万5,000円を減額しております。非課税世帯に対し、5万円を給付する電力等価格高騰緊急支援事業費補助金632万7,000円の減額が主なものであります。

10ページをお願いいたします。14款2項3目衛生費国庫補助金では78万7,000円を増額しております。国の補正予算により実施する出産・子育て応援交付金273万9,000円の追加が主なものであります。

15款1項1目民生費県負担金では202万3,000円を減額しております。教育・保育施設型給付費の見込みから、県負担金の減額が主なものであります。

12ページをお願いいたします。18款1項1目繰入金では、財政調整基金取り崩し繰入金5,678万3,000円を減額しております。

20款3項1目雑入では、療養給付費負担金返還金1,294万9,000円を追加しております。令和3年度分負担金の精算により返還されるものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明をいたします。初めに、一般会計全般にわたります人件費の補正についてご説明を申し上げます。特別職につきましては、期末手当の支給率の引上げにより、合計で27万8,000円を増額するものであります。一般職の常勤職員につきましては、給料表の水準及び勤勉手当の支給率の引上げを行いますが、年間支給実績に基づき、合計で353万5,000円を減額するものであります。会計年度任用職員につきましては、年間の支給実績に基づき、合計で1,310万6,000円を減額するものであります。

それでは、15ページをお願いいたします。2款1項2目財産管理費では1億1,609万円を増額しており、公共施設整備基金積立金の追加が主なものであります。3目総合行政情報システム導入費では362万1,000円を減額しております。事業完了による行政手続オンライン申請管理システム導入委託料の減額が主なものであります。

16ページをお願いいたします。2款1項7目企画費では、297万2,000円を減額しております。

17ページ、説明欄の18節八戸圏域連携中枢都市圏連携事業費負担金273万円の減額が主なものであり、三戸中央病院への宿直医師派遣回数削減によるものであります。

18ページをお願いいたします。2款3項1目戸籍住民台帳費では649万円を減額しております。マイナンバーカードの申請状況から、7節記念品の減額が主なものであります。

21ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費では1,612万1,000円を減額しております。18節の非課税世帯に対する各種給付金の決算見込みによる減額が主なものであります。

22ページをお願いいたします。3款1項3目障害者福祉費では77万1,000円を減額しており、支給決定見込みによる身体障害者補装具給付費の増加が主なものであります。5目老人福祉対策費では1,827万9,000円を減額しております。過年度繰出金の精算等による、27節介護保険特別会計繰出金の減額が主なものであります。

24ページをお願いいたします。3款2項2目児童措置費では1,670万7,000円を減額しております。施設利用者数の見込みから、19節の保育施設型給付費1,270万3,000円の減額が主なものであります。

26ページをお願いいたします。4款1項2目予防事業費では832万7,000円を減額しております。次の27ページにあります12節の各予防接種費用、新型コロナワクチン接種費用の減額が主なものであります。

3目母子保健事業費では261万8,000円を減額しております。次のページの28ページにあります18節出産・子育て応援給付金410万円の追加は、妊娠届出時、出生届出時にそれぞれ5万円を給付するものであります。

5目環境衛生費では502万7,000円を減額しております。事業実績の見込みから、18節の浄化槽設置整備事業費補助金を467万7,000円減額しております。

29ページをお願いいたします。4款1項6目病院費では、三戸中央病院特別会計繰出金を148万5,000円増額しております。三戸中央病院が所管する旧医師住宅を三戸高校生の下宿施設として教育委員会へ所管替えするため、繰出金を増額するものであります。

30ページをお願いいたします。6款1項2目農業総務費では52万8,000円を増額しております。集会施設、農産物加工センターの10節、燃料費、電気料の増額が主なものであります。

31ページをお願いいたします。7目県営土地改良事業費では538万8,000円を減額しております。中山間地域総合整備事業に係る測量設計委託料465万3,000円の減額が主なものであります。

33ページをお願いいたします。7款1項1目商工業振興費では221万3,000円を増額しており、18節の工場等誘致奨励金500万円の追加が主なものであります。令和4年11月に事業所を開設した事業者に対し、三戸町工場等誘致条例に基づき立地奨励金を交付するものであります。

2目観光費では606万4,000円を増額しております。14節の観光施設等改修工事請負費766万7,000円の増額が主なものであり、鶴池・亀池橋の補修工事を実施するものであります。

35ページをお願いいたします。8款1項2目道路維持費では、予算の執行状況から除雪機借上料1,700万円を増額しております。

37ページをお願いいたします。9款1項1目常備消防費では730万9,000円を減額しております。八戸地域広域市町村圏事務組合の決算見込みによる町負担金の減額をするものであります。

38ページをお願いいたします。10款1項2目事務局費では168万9,000円を減額しております。部活動バス、部活動支援バスの運行状況から、12節業務委託料、13節自動

車借上料の減額が主なものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

山田君。

○6番（山田 将之君）

18ページ、2款3項1目7節の報償費、記念品、マイナンバーの2,000円分の商品券というような申請状況からというような補足説明でしたが、こちらもうちょっと詳しく説明もらえればなと思います。

もう一点、21ページ、3款1項1目18節、各給付金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金から電力の給付金まで、こちら減額になっているところの説明を詳しくいただければと思います。

○住民福祉課長（馬場 均君）

18ページ、2款3項1目7節報償費の記念品代の減額分に係るマイナンバーの関係の状況についてお知らせしたいと思います。

まず、マイナンバーカードの交付状況でございます。令和5年2月末時点で5,761枚交付が終了しております。同じく2月末現在の申請率、申請が終わった方までのところでございますが、こちらが6,511人となっております、令和4年1月1日現在の人口での申請率でございますけれども、こちらのほうが68.86%となっております。

今回の商品券につきましては、令和4年度の2月までに申請された方で、令和4年度中に交付を受けた方に対して商品券のほうを交付するというので、今現在の交付状況と、これから3月までの交付の見込みと合わせて、あと町内の写真店のほうをご利用いただいた方に対しまして、1,000円分の商品券を交付するというのもございまして、そちらの分と見込みのほうを立てまして、余剰となった部分を減額するというのでございます。

以上でございます。

（何事か言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 3時36分）

休 憩

（午後 3時39分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○住民福祉課長（馬場 均君）

大変申し訳ございませんでした。

それでは、21ページ、3款1項1目18節、住民税非課税世帯等臨時特別給付金、こちらのほうについてでございますが、当初200件で2,000万円、1件当たり10万円分、その予算のほうを見込んでおりましたが、実績といたしまして161件で1,610万円の実績となったことから、この分の減額となっております。

続きまして、原油価格・物価高騰対策給付金並びに電力等価格高騰緊急支援給付金、こちらのほうでございますけれども、県の助成分と国の助成分ということで、それぞれ1万円と5万円、合わせまして6万円分の給付となりますが、当初1,550人分の予算を見込んでおりましたが、実績といたしまして1,426人分となったことから、計上しております予算のほうを減額しているということでございます。

○6番（山田 将之君）

マイナンバーのほうから確認になるのですけれども、申請率のほう68.86%ということで、私12月に一般質問したときから大分増えているなというように感じました。この減額になった分というのは、100%になった分を見込んで、残りの分が減額になったということで間違いないのかということの確認が1つ。

次は、21ページのほう、詳しく数字のほう教えてもらいましたけれども、減額になっているということは、この給付金、困っている方への給付金だと思うのですけれども、行き渡らなかった人がいるのかなと、そういうふうにとちょっと考えてしまったので、そういったところの理由等も捉えているのかということをご説明願います。

○住民福祉課長（馬場 均君）

マイナンバーカードのほうの商品券につきましては、当初予算を計上した段階で、全町民を対象とした分ということで予算計上したものですから、その分から現状の分ということで減額ということになります。

あと、住民税非課税世帯等臨時特別給付金、こちらのほうでございますけれども、前年度の所得状況ですとか要件等がございまして、そういった場面で対象とならない方ということもございます。基本的に対象と見込まれる方に関しましては、こちらから通知を差し上げまして、連絡をいただいて、要件を満たしている方については当然そのまま給付という形になりますし、要件等のところで申請いただいて、それから確認をして対象にならない方という方もございます。当初の予算の計上の仕方として、ある程度多めに見込んでおったということもございまして、もらえる方に行き渡らない、もらえなかったというふうなことはないものというふうにご認識しております。原油価格、それから電力等の高騰支援、こちらについても同様の考え方でございます。

○6番（山田 将之君）

18ページのほうは了解いたしました。

21ページのほうの給付金の部分で、行き渡らなかったということはないというような認識であるということだったのですけれども、生活急変世帯というところの申請が必要な部分というのがあったかと思うのですけれども、そういった方にも十分周知されていたというような考えであったということをご確認させていただきます。

○住民福祉課長（馬場 均君）

基本的に対象となる方には連絡を差し上げて、対象になる、ならないというのを判

断させていただいて、やっているというところで、漏れはないものというふうに認識しております。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第17号 令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

○議長（竹原 義人君）

日程第20、議案第17号 令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第17号 令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町簡易水道事業特別会計既決予算額7,191万3,000円から歳入歳出それぞれ741万6,000円を減額し、予算総額を6,449万7,000円にしようとするものでございます。

4ページをお願いいたします。歳入、2款1項1目1節繰入金では、一般会計からの繰入金11万6,000円を減額してございます。

5款1項1目1節簡易水道事業債では、公営企業会計適用債730万円を減額してございます。

5ページをお願いいたします。歳出1款簡易水道施設費、1項1目一般管理費では741万6,000円を減額してございます。公営企業会計への移行に伴う支援業務及びシステム導入に係る業務委託料の確定による12節委託料736万6,000円の減額が主なもの

でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第18号 令和4年度三戸町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（竹原 義人君）

日程第21、議案第18号 令和4年度三戸町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第18号 令和4年度三戸町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町下水道事業特別会計既決予算額2億1,882万4,000円から歳入歳出それぞれ401万9,000円を減額し、予算総額を2億1,480万5,000円にしようとするものでございます。

4ページをお願いいたします。歳入、4款1項1目1節公共下水道費補助金の下水道緊急対策事業費補助金38万円の増額は、令和3年度に実施いたしました浄化センターの監視制御装置更新工事と、令和4年度に実施いたしました管路点検に関する委託業務の事業費1,900万円の2%分が補助されるものでございます。

6款1項1目1節繰入金では、一般会計からの繰入金219万9,000円を減額してございます。

9款1項1目1節公共下水道費債では、公営企業会計適用債220万円を減額してご

ございます。

5 ページをお願いいたします。歳出、1 款下水道総務費、1 項 1 目一般管理費の12 節委託料の147万1,000円の減額は、公営企業会計への移行に伴う支援業務とシステム導入に係る業務委託料の確定によるものでございます。

2 目財産管理費、24 節積立金の38万円の増額は、歳入でご説明申し上げました下水道緊急対策事業費補助金を下水道事業基金に積み立てるものでございます。

2 項 1 目維持管理費、12 節委託料の79万5,000円の減額は、浄化センターで実施している水質検査業務に係る委託料の確定によるものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第19号 令和4年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長（竹原 義人君）

日程第22、議案第19号 令和4年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。補足説明願います。

健康推進課長。

○健康推進課長（太田 明雄君）

議案第19号 令和4年度三戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町後期高齢者医療特別会計既決予算額1億4,169万9,000円に歳入歳出それぞれ367万4,000円を追加し、予算総額を1億4,537万3,000円にしようとするものであります。

初めに、歳入について申し上げます。3ページをお願いいたします。1款1項1目後期高齢者医療保険料では、本年度の保険料の収入見込みにより、1節現年度分特別徴収保険料から3節滞納繰越分普通徴収保険料まで、合わせて126万3,000円を増額しております。

3款1項1目繰入金では、事務費繰入金を162万3,000円増額し、保険料軽減に関わる保険基盤安定繰入金を15万2,000円減額しております。

4款1項1目繰越金では、前年度繰越金93万5,000円を増額しております。

次に、歳出について申し上げます。4ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費、18節負担金、補助及び交付金では、広域連合の組織運営に係る広域連合共通経費負担金を16万4,000円減額、後期高齢者医療保険料負担金を398万9,000円増額、保険基盤安定負担金を15万1,000円減額しております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第20号 令和4年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（竹原 義人君）

日程第23、議案第20号 令和4年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。補足説明願います。

健康推進課長。

○健康推進課長（太田 明雄君）

議案第20号 令和4年度三戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町介護保険特別会計既決予算額17億9,047万4,000円から歳入歳出それぞれ3,060万2,000円を減額し、予算総額を17億5,987万2,000円にしようとするものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。3ページをお願いいたします。1款1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は、本年度の介護保険料の収入見込みにより、1節現年度分特別徴収保険料を290万円、2節現年度分普通徴収保険料を230万円それぞれ減額しております。

3款1項国庫負担金では、1目介護給付費負担金を1,145万円減額しております。

2項国庫補助金では、1目調整交付金を1,332万8,000円増額し、3目地域支援事業交付金（地域支援）を322万9,000円減額しております。

4款1項支払基金交付金では、1目介護給付費交付金を4,521万6,000円、2目地域支援事業支援交付金を49万4,000円、それぞれ減額しております。

4ページをお願いいたします。5款1項県負担金では、1目介護給付費負担金を759万4,000円減額しております。

2項県補助金では、2目地域支援事業交付金（地域支援）を161万4,000円減額しております。

7款1項1目繰入金では、保険給付費をはじめ地域支援事業費及び事務費の確定見込みにより、1行目の介護給付費繰入金から7行目の介護保険給付費準備基金取崩し繰入金まで、合わせて1,821万5,000円を減額しております。

5ページをお願いいたします。8款1項1目繰越金は、令和3年度決算に伴い4,905万8,000円を増額しております。

3ページの3款国庫支出金から4ページの7款繰入金につきましては、交付決定通知額及び歳出予算の補正に伴い、各財源の精査を行ったものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費、22節過年度負担金返還金3,258万3,000円は、令和3年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還金であります。

7ページをお願いいたします。2款1項1目居宅介護サービス給付費では6,000万円を減額、2目地域密着型介護サービス給付費では1,000万円を減額、3目施設介護サービス給付費では2,000万円を増額、5目居宅介護住宅改修費では40万円を減額しております。

2項1目介護予防サービス給付費では200万円を、5目介護予防サービス計画給付費では30万円をそれぞれ増額しております。

3項1目高額介護サービス費では600万円を、8ページの3目高額医療合算介護サービス費では50万円をそれぞれ減額しております。

8ページをお願いいたします。3項1目高額介護サービス費では300万円を、3目高額医療合算介護サービス費では50万円をそれぞれ減額しております。

4項1目特定入所者介護サービス費では700万円を減額しております。

9ページをお願いいたします。3款3項1目任意事業費、1節報酬230万9,000円の減額は、会計年度任用職員として認知症地域支援推進員1名の任用を予定しておりましたが、応募がなかったことから全額を減額するものであります。

10ページをお願いいたします。12節委託料では、食数の増加に伴い見守り配食サービス事業委託料を63万8,000円増額しております。また、19節扶助費では、今年度後見人報酬の支給対象者がいなかったことから、成年後見制度利用支援事業扶助費64万8,000円を減額しております。

なお、7ページ及び8ページの2款保険給付費につきましては、給付実績などから

予算の補正をお願いするものであります。また、このほかに事業費の決算見込みに基づき不用額の減額を行うとともに、充当される特定財源につきまして所要の補正を行っているものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第21号 令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 （第2号）

○議長（竹原 義人君）

日程第24、議案第21号 令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（馬場 均君）

議案第21号 令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について補足説明申し上げます。

本案は、既決予算額に歳入歳出それぞれ2,522万7,000円を追加し、予算総額を13億25万9,000円にしようとするものであります。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。3款1項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金は、一般診療報酬等が増えたことによるもので、2,658万6,000円を増額しております。2節特別交付金、特別調整交付金分は医療費適正化や保健事業の取組状況に応じて交付されるもので、今年度の交付額が確定したことから、134万1,000円を増額するものであります。

5款1項1目1節の一般会計繰入金は、国保税の軽減世帯に係る保険基盤安定負担金の交付額及び未就学児均等割保険料負担金額の確定に伴う減額、職員人件費と出産育児一時金については、今年度見込額に合わせてそれぞれ減額するものであります。

4ページをお願いします。次に、歳出についてご説明申し上げます。1款1項1目一般管理費では、職員人件費の減額のほか、24節積立金においては、県に納める事業費納付金が確定したことなどにより余剰金が発生することから、国保財政調整基金積立金を増額するものであります。27節繰出金は、医師、看護師の確保等のための特別調整交付金に係る三戸中央病院への繰出金となります。

6ページをお願いします。2款1項療養諸費と2項高額療養費は、決算見込額により、それぞれ増減するものとなっております。

2款3項1目出産育児一時金は、当初の支給件数を10件と見込んでおりましたが、最終的に6件になる見込みとなったことから、4件分を減額するものであります。

9ページをお願いします。5款3項1目健康づくり費26万2,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、食生活改善推進員養成講座を中止したことなどによるものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第22号 令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（竹原 義人君）

日程第25、議案第22号 令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。補足説明願います。

病院事務長。

○病院事務長（沼澤 修二君）

議案第22号 令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第3号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算について、所要の補正を行うものでございます。

初めに、第2条、収益的収入及び支出でございますが、収入の部、第1款病院事業収益では、既決予定額18億1,304万3,000円に2億2,484万8,000円を追加し、総額を20億3,789万1,000円に、支出の部、第1款病院事業費用では、既決予定額17億9,930万6,000円に318万3,000円を追加し、総額を18億248万9,000円にするものでございます。本補正によりまして、既決予定額での収支差引額1,373万7,000円の純利益が2億3,540万2,000円に拡大するものでございます。

次の第3条、資本的収入及び支出でございますが、収入の部の第1款資本的収入では、既決予定額2億4,321万3,000円から419万5,000円を減額し、総額を2億3,901万8,000円に、支出の部、第1款資本的支出では、既決予定額3億2,651万6,000円から568万円を減額し、総額を3億2,083万6,000円にするものでございます。

次のページをお願いいたします。第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費1,337万7,000円を減額し、総額を10億5,646万8,000円に改めるものでございます。

次の第5条、他会計からの補助金は、一般会計及び国保特別会計からの繰入金を含み298万円を追加し、6億3,761万2,000円に改めるものでございます。

次の1ページをお願いいたします。予算の実施計画についてご説明申し上げます。収益的収入、1款1項医業収益では、2目外来収益で患者1人1日当たりの収入増により1,744万7,000円を増額、4目その他医業収益では、新型コロナワクチン接種事業による公衆衛生活動収益及び医療相談収益として650万円を増額、5目介護に係る収益は105万4,000円を減額し、合計2,289万3,000円を増額するものでございます。

次の2項医業外収益、3目補助金、国補助金3,600万円は、説明欄に記載の新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金で、昨年3月14日にコロナ病床を8床増床し、16床としたことによる補助金で、交付額は1床当たり450万円となっております。

次の県補助金1億6,446万円の増額は、新型コロナウイルス感染症入院患者の病床確保に対する補助金でございます。昨年10月から本年3月まで、コロナ病床を16床及び当該病床の確保に伴い使用できずに休止となる病床3床分に受けられる額を見込んだものでございます。

次の4目、負担金交付金149万5,000円の増額は、国保特別会計からの負担金でございます。

次の2ページをお願いいたします。収益的支出でございます。1款1項医業費用、1目給与費1,337万7,000円の減額は、職員の退職に伴い170人分を168人分とするほか、決算見込みに基づき不用額を減額するものでございます。

次に、2目材料費1,656万円の増額は、新型コロナ治療に伴い患者1人当たりの薬品費の単価が230円アップ、診療材料費の単価が20円アップする見込みによるものでございます。

次の3ページをお願いいたします。資本的収入でございます。1款3項補助金、1目県補助金では、決算見込みに基づき、へき地医療拠点病院設備整備事業費補助金568

万円を減額するものでございます。エックス線透視診断装置及び超音波画像診断装置の更新に係る競争入札の結果、不用額が生じたため減額するものでございます。

次の4項固定資産売却代金148万5,000円は、旧医師住宅1棟の一般会計への移管に伴う売却代金でございます。

次に、資本的支出でございます。1款1項建設改良費、1目有形固定資産購入費568万円の減額は、先ほど資本的収入でご説明申し上げました県補助金の活用により更新した機器の購入費を減額するものでございます。

次の4ページ以降、最終ページまでは職員給与費の明細でございます。

以上となりますが、本補正によりまして、補正前の収支差引額1,373万7,000円の黒字額が2億3,540万2,000円に拡大するものでございますが、新年度を見据え、職員一堂引き続き経営感覚を持って業務を運営してまいります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第22号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第26	議案第23号	令和5年度三戸町一般会計予算
日程第27	議案第24号	令和5年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算
日程第28	議案第25号	令和5年度三戸町営簡易水道事業特別会計予算
日程第29	議案第26号	令和5年度三戸町下水道事業特別会計予算
日程第30	議案第27号	令和5年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算
日程第31	議案第28号	令和5年度三戸町介護保険特別会計予算
日程第32	議案第29号	令和5年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算
日程第33	議案第30号	令和5年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算

○議長（竹原 義人君）

日程第26、議案第23号 令和5年度三戸町一般会計予算から日程第33、議案第30号 令和5年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算までを一括議題とします。

日程第34 予算特別委員会設置（令和5年度予算議案8件付託）

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

予算議案8件につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第23号から議案第30号までを議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長を議長において指名することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、議長から指名します。

委員長に7番、栗谷川柳子君、副委員長に6番、山田将之君を指名します。

予算特別委員会委員長の挨拶があります。

7番、予算特別委員会委員長、栗谷川柳子君。

○予算特別委員長（栗谷川 柳子君）

ただいま議員各位の満場一致の下に予算特別委員会委員長にご推挙いただきました栗谷川でございます。委員各位の格別のご協力、ご指導を仰ぎまして、この重責を全うし、もって議会の負託に応えたいと念願しております。議員の皆様のご協力のほどをお願いいたしまして、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

令和5年3月10日、予算特別委員会委員長、栗谷川柳子。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

3月13日午前10時から予算特別委員会を開会することとし、本日はこれで散会します。

午後4時19分 散会

第8日目 令和5年3月14日（火）

○議事日程

- 第1 予算特別委員会の審査報告について
（令和5年度全会計予算の審査結果について委員長報告、採決）
議案第23号 令和5年度三戸町一般会計予算
議案第24号 令和5年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算
議案第25号 令和5年度三戸町営簡易水道事業特別会計予算
議案第26号 令和5年度三戸町下水道事業特別会計予算
議案第27号 令和5年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算
議案第28号 令和5年度三戸町介護保険特別会計予算
議案第29号 令和5年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算
議案第30号 令和5年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算
- 第2 常任委員会の所管事務調査結果報告について
・総務文教常任委員会
・民生商工常任委員会
・建設農林常任委員会
- 第3 議員の出張命令を議長に一任することについて
- 第4 常任委員会の閉会中における所管事務調査について
- 第5 諸般の報告
1. 議長の報告
2. 視察報告
・議員全員視察（牧之原市）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（14人）

- | | | | | | |
|-----|-----|---|---|---|---|
| 1番 | 柳 | 雫 | 圭 | 太 | 君 |
| 2番 | 小笠原 | 君 | 男 | 君 | |
| 3番 | 和 | 田 | 誠 | 君 | |
| 4番 | 越 | 後 | 貞 | 男 | 君 |
| 5番 | 乗 | 上 | 健 | 夫 | 君 |
| 6番 | 山 | 田 | 将 | 之 | 君 |
| 7番 | 栗谷川 | 柳 | 子 | 君 | |
| 8番 | 藤 | 原 | 文 | 雄 | 君 |
| 9番 | 番 | 屋 | 博 | 光 | 君 |
| 10番 | 千 | 葉 | 有 | 子 | 君 |
| 11番 | 久 | 慈 | 聡 | 君 | |
| 12番 | 澤 | 田 | 道 | 憲 | 君 |
| 13番 | 佐々木 | 和 | 志 | 君 | |
| 14番 | 竹 | 原 | 義 | 人 | 君 |
-

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	松尾和彦君
委任説明員	副町長	馬場浩治君
	参事（税務課長事務取扱）	遠山潤造君
	参事（住民福祉課長事務取扱）	馬場均君
	参事（総務課長事務取扱）	武士沢忠正君
	参事（三戸中央病院事務長事務取扱）	沼澤修二君
	健康推進課長	太田明雄君
	会計管理者（会計課長）	井畑淳一君
	農林課長	極檀浩君
	建設課長	齋藤優君
	まちづくり推進課長	中村正君
	総務課財政指導監	下村太平君
	三戸中央病院事務次長	松崎達雄君
	総務課防災危機管理室長	多賀昭宏君
	まちづくり推進課やわらかさんの交流室長	北村哲也君

○農業委員会事務局

説明員	会長	梅田晃君
委任説明員	事務局長	極檀浩君

○教育委員会事務局

説明員	教育長	慶長隆光君
委任説明員	事務局長	櫻井学君
	史跡対策室長	奥山昇吾君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	貝守世光君
主幹	櫻井優子君

午後 3 時 10 分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 1 予算特別委員会の審査報告について

○議長（竹原 義人君）

日程第 1、議案第 23 号から議案第 30 号までの予算議案 8 件を一括議題といたします。

本案について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

7 番、栗谷川柳子委員長。

○予算特別委員長（栗谷川 柳子君）

予算特別委員会の審議の経緯と結果についてご報告いたします。

去る 3 月 10 日の本会議において、予算特別委員会に付託されました議案第 23 号から議案第 30 号までの令和 5 年度三戸町各会計予算議案 8 件について、3 月 13 日、14 日の本委員会において慎重審査の結果、議案第 23 号 令和 5 年度三戸町一般会計予算に対し、予算議案 8 件を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

しかしながら、議員間討議では国指定史跡三戸城跡を活用した事業をもっと実施すべきとの意見がありましたので、予算執行に当たってご留意願います。

以上が予算特別委員会における審査の経緯と結果であります。何とぞ予算特別委員会の決定どおり議決くださいますようお願いいたしまして、報告を終わります。令和 5 年 3 月 14 日、予算特別委員会委員長、栗谷川柳子。

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

予算議案 8 件に対する委員長の報告は意見を付して原案のとおり可決とするものです。予算議案 8 件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 23 号から議案第 30 号までの予算議案 8 件は委員長報告のとおり意見を付して可決されました。

日程第 2 常任委員会の所管事務調査結果報告について

○議長（竹原 義人君）

日程第 2、常任委員会の所管事務調査結果報告についてを議題とします。

本件について、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

10 番、総務文教常任委員会委員長、千葉有子君。

○総務文教常任委員長（千葉 有子君）

去る12月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、2月13日委員会を招集、教育委員会事務局長ほか関係職員の出席を求め、三戸高等学校の魅力化及びコミュニティースクールの導入について調査をいたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和5年3月14日、総務文教常任委員会委員長、千葉有子。

○議長（竹原 義人君）

次に、民生商工常任委員会委員長の報告を求めます。

7番、民生商工常任委員会委員長、栗谷川柳子君。

○民生商工常任委員長（栗谷川 柳子君）

去る12月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、2月14日委員会を招集、まちづくり推進課長ほか関係者の出席を求め、町内会長との意見交換を実施しました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和5年3月14日、民生商工常任委員会委員長、栗谷川柳子。

○議長（竹原 義人君）

次に、建設農林常任委員会委員長の報告を求めます。

11番、建設農林常任委員会委員長、久慈聡君。

○建設農林常任委員長（久慈 聡君）

去る12月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、2月13日委員会を招集、農業委員会事務局長のほか関係職員の出席を求め、農業委員との意見交換を実施いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和5年3月14日、建設農林常任委員会委員長、久慈聡。

日程第3 議員の出張命令を議長に一任することについて

○議長（竹原 義人君）

日程第3、議員の出張命令を議長に一任することについてを議題とします。

お諮りします。令和5年度における本議会議員の調査、研修視察、陳情等に対する出張命令は、予算の範囲内において議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。よって、令和5年度における本議会議員の出張命令は、予算の範囲内において議長が行うことに決定しました。

日程第4 常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（竹原 義人君）

日程第4、常任委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。
各常任委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の調査の申出があります。
お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

日程第5 諸般の報告

1. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第5、諸般の報告を行います。
議長の報告は、会議等に出席しました状況をお手元に配付しておりますので、ご了承ください。

2. 視察報告

○議長（竹原 義人君）

次に、議員全員による視察研修の報告を求めます。
1番、柳零圭太君。

○1番（柳零 圭太君）

議員全員による視察研修について報告します。
静岡県牧之原市行政視察の概要については、お手元に配布をしております議員全員視察報告書のとおりでありますので、報告に代えさせていただきます。
令和5年3月14日、柳零圭太。

閉 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本定例会に付された事件は全て終了しました。閉会に当たり、町長から挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許可します。
町長。

○町長（松尾 和彦君）

第508回三戸町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る3月7日に開会いたしましたこのたびの定例会におきましては、各議案につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりに御議決を賜り、本日閉会の運びに至りました。誠にありがとうございました。

会期中、議員の皆様から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分にこれを尊重し、今後も町行政の施策に反映させ、検討を加えながら町政運営に当たっていく所存であります。

さて、提案理由の冒頭の挨拶でも申し上げましたとおり、政府は5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の分類を季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることを決定いたしました。また、昨日3月13日からは、マスク着用の取扱いが見直しとなり、着用は基本的に個人の判断に委ねられることになりました。発症から3年が経過したところで、これまでの対策から大きく方向転換されることとなり、これに伴い私たちの生活も、そして社会活動も少しずつではありますが、コロナ以前の状況に戻っていくものと思われまます。

また、ロシアによるウクライナ侵攻から1年以上が経過をいたしました。戦争は長期化、激化し、それに伴い世界経済の混乱が続いており、食料品の値上げや原油価格の高騰による電気、ガス代などの値上げなど、我々の身近な生活の中においても影響を及ぼしております。

こうした時代の中にあっても、町民の生活と安全安心を守ることを第一に、明るい未来を切り開いていくという強い信念を持ち、今後も愚直にまちづくりに取り組んでいく所存であります。

結びに、議員の皆様におかれましては、感染症の予防に十分ご配慮をいただき、健康に十分留意されますとともに、今後とも町政運営に対する一層のご協力をお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。第508回三戸町議会定例会を閉会します。

午後3時24分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

三戸町議会 議 長

署名議員

署名議員
